

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月8日

【中間会計期間】 自 2018年1月1日 至 2018年6月30日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス＝フランス通
り50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France
75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永 井 亮
同 山 田 智 己
同 石 川 皓 一
同 中 川 祥 汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【提出理由】

平成30年9月27日に提出致しました半期報告書に訂正すべき箇所がありますので、これを訂正するため、訂正報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております（なお、当初提出いたしました半期報告書において付されていた下線は、訂正箇所の明示のため、本半期報告書の訂正報告書においては表示しておりません。）。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

配当請求権

<訂正前>

当行の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。取締役会は、各事業年度終了時に、当該時点で存在している各種資産および負債の目録を作成する。取締役会はまた、効力を有する法令および規則に従い、損益計算書、貸借対照表、および附属書類を作成し、過去の事業年度における当行の財政状態および事業に関する報告書を発行する。

分配可能額は、年間の利益から前年の損失および法定準備金として要求される計上を差し引き、繰越利益を加えて得た額とする。分配可能額の合計は、分配可能額に当行の裁量によって準備金を加えて得た額とする。定時株主総会は、取締役会の提言により、それが適切であると思料される場所に従い計上した全額を翌年度に繰り越すことを予定するか、または一つ以上の臨時もしくは特別準備金として割り当てる権利を有する。かかる準備金は、取締役会の提言により定時株主総会によって決定された割当てを受けることが可能である。当該株主総会は、取締役会の提言により、定款に定める条項に従い分配可能額のすべてまたは一部から配当を分配することができる。分配される配当のすべてもしくはその一部につき、定時株主総会は、取締役会の提案により、各株主に対して配当を現金または株式で支払うオプションを付与する権利を有する。かかるオプションは、中間配当の支払の場合についても付与することができる。

(後略)

<訂正後>

当行の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。役員会は、各事業年度終了時に、当該時点で存在している各種資産および負債の目録を作成する。役員会はまた、効力を有する法令および規則に従い、損益計算書、貸借対照表、および附属書類を作成し、過去の事業年度における当行の財政状態および事業に関する報告書を発行する。

分配可能額は、年間の利益から前年の損失および法定準備金として要求される計上を差し引き、繰越利益を加えて得た額とする。分配可能額の合計は、分配可能額に当行の裁量によって準備金を加えて得た額とする。定時株主総会は、役員会の提言により、それが適切であると思料される場所に従い計上した全額を翌年度に繰り越すことを予定するか、または一つ以上の臨時もしくは特別準備金として割り当てる権利を有する。かかる準備金は、役員会の提言により定時株主総会によって決定された割当てを受けることが可能である。当該株主総会は、役員会の提言により、定款に定める条項に従い分配可能額のすべてまたは一部から配当を分配することができる。分配される配当のすべてもしくはその一部につき、定時株主総会は、役員会の提案により、各株主に対して配当を現金または株式で支払うオプションを付与する権利を有する。かかるオプションは、中間配当の支払の場合についても付与することができる。

(後略)

当行の経営

監査役会の使命

< 訂正前 >

(前略)

- 株主総会に対し、取締役会による報告書および年次財務書類に関する検査結果を提示すること。

< 訂正後 >

(前略)

- 株主総会に対し、役員会による報告書および年次財務書類に関する検査結果を提示すること。

単純過半数による監査役会の決定

< 訂正前 >

(前略)

- (vii) 最高経営責任者および取締役会のメンバーは年齢が65歳を超えてはならず、取締役会、運営委員会および監査役会の会長は70歳を超えてはならないという年齢制限を含む、拡大当行グループの関連機関の管理者が運営上充足すべき、承認を得る必要がある総合的基準(いずれの者も、初選任の時点で会長としての任期の少なくとも半分を上記の上限年齢に達することなく務めることができない場合は、取締役会会長または運営委員会および監査役会の会長に任命されないと定められている。但し、本段落で定める年齢制限を承認した監査役会会議の時点で継続中の任期については、上限年齢は引き続き68歳とされている。)に対する承認。

(中略)

- (x) 取締役会によって定義される、グループBPCEおよび各ネットワークのリスクの主要な制限に対する検査および承認、グループBPCEのリスク・エクスポージャーおよびその進展に関する定期的な検査・監査、およびそれらの制御のため計画された対策および手順、ならびにグループBPCEの一般検査部の使命から学んだ主要な教訓に対する定期的な検査・監査。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- (vii) 最高経営責任者および役員会のメンバーは年齢が65歳を超えてはならず、役員会、運営委員会および監査役会の会長は70歳を超えてはならないという年齢制限を含む、拡大当行グループの関連機関の管理者が運営上充足すべき、承認を得る必要がある総合的基準(いずれの者も、初選任の時点で会長としての任期の少なくとも半分を上記の上限年齢に達することなく務めることができない場合は、取締役会会長または運営委員会および監査役会の会長に任命されないと定められている。但し、本段落で定める年齢制限を承認した監査役会会議の時点で継続中の任期については、上限年齢は引き続き68歳とされている。)に対する承認。

(中略)

- (x) 役員会によって定義される、グループBPCEおよび各ネットワークのリスクの主要な制限に対する検査および承認、グループBPCEのリスク・エクスポージャーおよびその進展に関する定期的な検査

査・監査、およびそれらの制御のため計画された対策および手順、ならびにグループBPCEの一般
検査部の使命から学んだ主要な教訓に対する定期的な検査・監査。

(後略)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

BPCE S.A. グループ

BPCE S.A. グループにおける過去の要約連結貸借対照表データ

< 訂正前 >

	2016年12月	2017年12月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
単位：百万ユーロ	31日現在	31日現在	30日現在	30日現在	30日現在
	(中略)				
償却原価で測定される金融機関及び同種の機関に対する貸付金 および債権	123,323	121,585	120,711	120,521	123,898
償却原価で測定される顧客に対する貸付金 および債権	247,770	241,331	255,042	232,846	177,231
	(中略)				
資産総額	765,069	759,621	751,927	749,908	769,970
	(中略)				
金融機関及び同種の機関に対する債務および類似項目	113,698	122,098	99,705	124,372	113,302
	(中略)				
負債および資本の合計	765,069	759,621	751,927	749,908	769,970

< 訂正後 >

	2016年12月	2017年12月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
単位：百万ユーロ	31日現在	31日現在	30日現在	30日現在	30日現在
	(中略)				
償却原価で測定する金融機関に対する貸付金 および債権ならびに類似項目	123,323	121,585	120,711	120,521	123,898
償却原価で測定する顧客に対する貸付金 および債権	247,770	241,331	255,042	232,846	177,231
	(中略)				
資産合計	765,069	759,621	751,927	749,908	769,970
	(中略)				
金融機関に対する債務および類似項目	113,698	122,098	99,705	124,372	113,302

(中略)

負債および株主持分の合計	765,069	759,621	751,927	749,908	769,970
--------------------	---------	---------	---------	---------	---------

グループBPCE

グループBPCEにおける過去の要約連結貸借対照表データ

< 訂正前 >

	2016年12月	2017年12月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
単位：百万ユーロ	31日現在	31日現在	30日現在	30日現在	30日現在
	(中略)				
償却原価で測定される金融機関に対する貸付金	96,664	92,061	108,423	93,611	94,876
および債権.....					
償却原価で測定される顧客に対する貸付金	666,898	693,128	662,379	669,858	642,856
および債権.....					
	(中略)				
資産総額	1,235,240	1,259,850	1,219,744	1,238,251	1,287,007
	(中略)				
負債および資本の合計	1,235,240	1,259,850	1,219,744	1,238,251	1,287,007

< 訂正後 >

	2016年12月	2017年12月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
単位：百万ユーロ	31日現在	31日現在	30日現在	30日現在	30日現在
	(中略)				
償却原価で測定する金融機関に対する貸付金	96,664	92,061	108,423	93,611	94,876
および債権ならびに類似項目.....					
償却原価で測定する顧客に対する貸付金	666,898	693,128	662,379	669,858	642,856
および債権.....					
	(中略)				
資産合計	1,235,240	1,259,850	1,219,744	1,238,251	1,287,007
	(中略)				
負債および株主持分の合計	1,235,240	1,259,850	1,219,744	1,238,251	1,287,007

グループBPCEにおける過去の要約連結損益計算書データ

< 訂正前 >

	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年6月30日	2017年6月30日	2018年6月30日
単位：百万ユーロ	終了事業年度	終了事業年度	終了半期	終了半期	終了半期
		(中略)			
営業総利益.....	7,485	6,621	3,966	3,414	3,410
		(後略)			

< 訂正後 >

	2016年12月31日	2017年12月31日	2016年6月30日	2017年6月30日	2018年6月30日
単位：百万ユーロ	終了事業年度	終了事業年度	終了半期	終了半期	終了半期
		(中略)			
営業総利益.....	7,485	6,621	3,966	3,414	3,410
		(後略)			

4【事業等のリスク】

4.1 リスクの概要

4.1.1 主要な指標

適正自己資本

< 訂正前 >

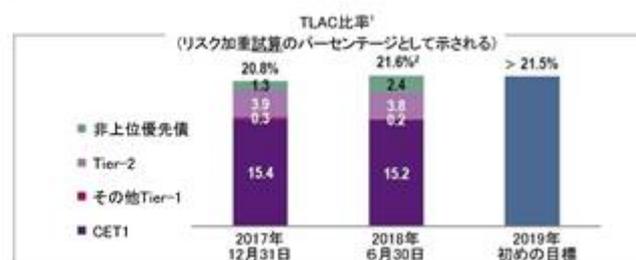
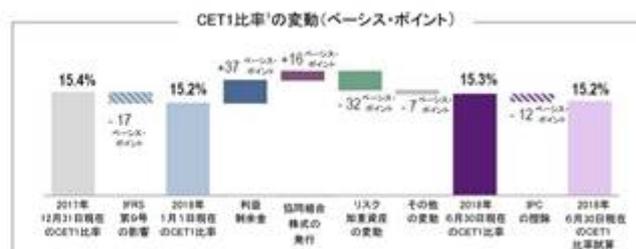
(前略)

CET1比率に対する、2018年度上半期中の一度限りの2つの影響
 ・IFRS第9号の初めての適用:-17ベース・ポイント
 ・取消不能の支払約束(IPCs)²の規制目的上の自己資本からの控除:-12ベース・ポイント

レバレッジ比率は、2018年6月30日時点で5.0%^{2,3}に相当する。

総損失吸収力は、2018年6月末に85.1十億ユーロ^{1,2}に達し、TLAC比率21.6%^{1,2}に相当する。

拡大当行グループは、既にMREL⁴要件に準拠している
 ・MREL要件はグループBPCEに通知され、直ちに施行された
 ・グループBPCEは既にこの要件に準拠している
 ・MLT資金計画(金額、商品の種類)に影響はない



(後略)

< 訂正後 >

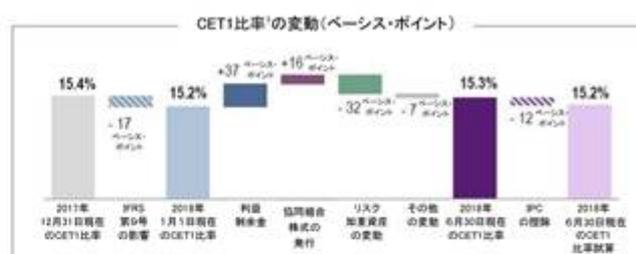
(前略)

CET1比率に対する、2018年度上半期中の一度限りの2つの影響
 ・IFRS第9号の初めての適用:-17ベース・ポイント
 ・取消不能の支払約束(IPCs)²の規制目的上の自己資本からの控除:-12ベース・ポイント

レバレッジ比率は、2018年6月30日時点で5.0%^{2,3}に相当する。

総損失吸収力は、2018年6月末に85.1十億ユーロ^{1,2}に達し、TLAC比率21.6%^{1,2}に相当する。

拡大当行グループは、既にMREL⁴要件に準拠している
 ・MREL要件はグループBPCEに通知され、直ちに施行された
 ・グループBPCEは既にこの要件に準拠している
 ・MLT資金計画(金額、商品の種類)に影響はない



(後略)

4.2 資本管理および適正自己資本

4.2.1 規制の枠組み

< 訂正前 >

(前略)

・ バーゼル 規定の段階的な組み込み:

- 新しい規制では、調整項目の大多数、特に持分金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債証券の未実現のキャピタル・ゲイン及びロスに関連するものを除外している。この除外は、普通株式等Tier-1資本に毎年20%ずつ徐々に実施されている。したがって、2018年1月1日から未実現のキャピタル・ゲインは完全に含まれる。2014年度より未実現キャピタル・ロスが含まれている。

(中略)

- 将来の利益に左右され税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、2015年度から毎年10%ずつ徐々に控除されている。2016年3月14日付のECB規則(EU)2016/445の第19条に従い、2018年1月1日から繰延税金資産は80%の控除を受け、2019年に完全に控除される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

・ バーゼル 規定の段階的な組み込み:

- 新しい規制では、調整項目の大多数、特に資本性金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債証券の未実現のキャピタル・ゲイン及びロスに関連するものを除外している。この除外は、普通株式等Tier-1資本に毎年20%ずつ徐々に実施されている。したがって、2018年1月1日から未実現のキャピタル・ゲインは完全に含まれる。2014年度より未実現キャピタル・ロスが含まれている。

(中略)

- 将来の利益に左右され税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、2015年度から10%ずつ増加して徐々に控除されている。2016年3月14日付のECB規則(EU)2016/445の第19条に従い、2018年1月1日から繰延税金資産は80%の控除を受け、2019年に完全に控除される。

(後略)

会計上の貸借対照表から規制上の貸借対照表への移行

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日時点の資産 百万ユーロ	BPCE法定の範囲	健全性に基づく再 表示	BPCE健全性の 範囲
--------------------------	-----------	----------------	----------------

(中略)

・ / 持分金融商品	35,889	-	35,889
------------	--------	---	--------

(中略)

繰越税金資産	2,931	-41	2,890
--------	-------	-----	-------

(中略)

2018年6月30日時点の負債 百万ユーロ	BPCE法定の範囲	健全性に基づく再 表示	BPCE健全性の 範囲
(中略)			
繰越税金負債	557	-223	334
(後略)			

<訂正後>

2018年6月30日時点の資産 百万ユーロ	BPCE法定の範囲	健全性に基づく再 表示	BPCE健全性の 範囲
(前略)			
(中略)			
・ / 資本性金融商品	35,889	-	35,889
(中略)			
繰延税金資産	2,931	-41	2,890
(中略)			

2018年6月30日時点の負債 百万ユーロ	BPCE法定の範囲	健全性に基づく再 表示	BPCE健全性の 範囲
(中略)			
繰延税金負債	557	-223	334
(後略)			

4.2.2 規制目的上の自己資本

<訂正前>

百万ユーロ	2018年6月30日 (パーゼルの 段階的实施による ⁽¹⁾)	2017年12月31日 (パーゼルの 段階的实施による ⁽¹⁾)
株式資本および準備金	22,881	22,722
(中略)		
・ / 予期された損失への信用リスク調整の不足	-329	-1,285
(中略)		
(中略)		

(2) 売却目的に保有として分類される販売用非流動資産および事業体を含む。

(後略)

<訂正後>

(前略)

百万ユーロ	2018年6月30日 (パーゼルの 段階的实施による ⁽¹⁾)	2017年12月31日 (パーゼルの 段階的实施による ⁽¹⁾)
株式資本および資本剰余金	22,881	22,722
(中略)		
・ / 予想損失への信用リスク調整の不足	-329	-1,285

(中略)

(中略)

(2) 売却目的保有として分類される売却目的で保有する非流動資産および事業体を含む。

(後略)

Tier-2資本の変動

<訂正前>

百万ユーロ	Tier-2資本
(中略)	
健全性の観点からの減額	-129

(後略)

<訂正後>

百万ユーロ	Tier-2資本
(中略)	
健全性の観点からのヘアカット	-129

(後略)

4.2.3 規制目的上の自己資本要件およびリスク加重資産

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに対する規制目的上の自己資本要件

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ	2018年6月30日		2017年12月31日
	RWA額	自己資本要件	RWA
(中略)			
・ / カウンターパーティー信用リスクの標準的手法	-	-	-
・ / CCR / 内部モデル手法 (IMM)	-	-	-
(後略)			

< 訂正後 >

(前略)

百万ユーロ	2018年6月30日		2017年12月31日
	RWA額	自己資本要件	RWA
(中略)			
・ / 標準的手法	-	-	-
・ / 内部モデル手法 (IMM)	-	-	-
(後略)			

4.2.4 適正自己資本の管理

金融コングロマリット

金融コングロマリット比率

< 訂正前 >

(前略)

- 2 2018年6月30日現在の推定値 経過措置を考慮に入れ、EU規則575/2013の26.2条の規定に従う。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- 2 推定値 経過措置を考慮に入れ、EU規則575/2013の26.2条の規定に従う。

(後略)

TLAC比率

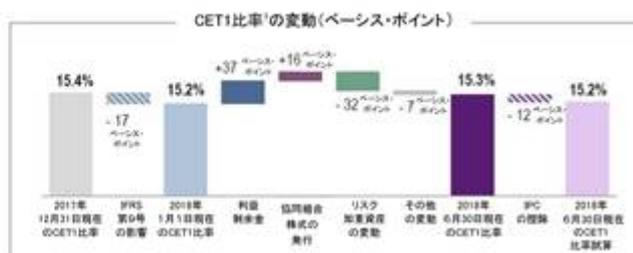
< 訂正前 >

CET1比率に対する、2018年度上半期中の一度限りの2つの影響
 ・IFRS第9号の初めての適用:-17ベース・ポイント
 ・取消不能の支払約束(IPCs)²の規制目的上の自己資本からの控除:-12ベース・ポイント

レバレッジ比率は、2018年6月30日時点で5.0%^{2,3}に相当する。

総損失吸収力は、2018年6月末に85.1十億ユーロ^{1,2}に達し、TLAC比率21.6%^{1,2}に相当する。

拡大当行グループは、既にMREL⁴要件に準拠している
 ・MREL要件はグループBPCEに通知され、直ちに施行された
 ・グループBPCEは既にこの要件に準拠している
 ・MLT資金計画(金額、商品の種類)に影響はない



< 訂正後 >

適正自己資本

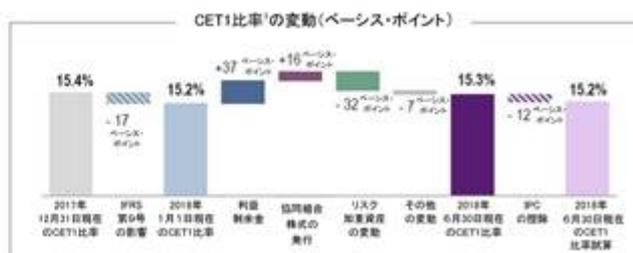
高いレベルの適正自己資本および損失吸収力：TEC2020戦略計画において決定された目標TLAC比率は既に達成された。

CET1比率に対する、2018年度上半期中の一度限りの2つの影響
 ・IFRS第9号の初めての適用:-17ベース・ポイント
 ・取消不能の支払約束(IPCs)²の規制目的上の自己資本からの控除:-12ベース・ポイント

レバレッジ比率は、2018年6月30日時点で5.0%^{2,3}に相当する。

総損失吸収力は、2018年6月末に85.1十億ユーロ^{1,2}に達し、TLAC比率21.6%^{1,2}に相当する。

拡大当行グループは、既にMREL⁴要件に準拠している
 ・MREL要件はグループBPCEに通知され、直ちに施行された
 ・グループBPCEは既にこの要件に準拠している
 ・MLT資金計画(金額、商品の種類)に影響はない



適正自己資本、総損失吸収力については「第3 - 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「手法に対する注記」を参照のこと。

1 2018年6月30日現在の推定値-経過措置なしのCRR/CRD IV

2 監督当局の指示を受けて、取消不能の支払約束の形で認識される単一破綻処理基金および預金保証基金への拠出の一部の控除

3 ECBの同意を条件とし、欧州連合一般裁判所の2018年7月13日付の決定を受けて、比率の分母の計算から規制対象の貯蓄の集約残高を除外するとレバレッジ比率は5.3%に達する。

4 現在進行中の法的小および規制上の性質の変化を考慮して修正されるMRELの要件およびレベルの決定

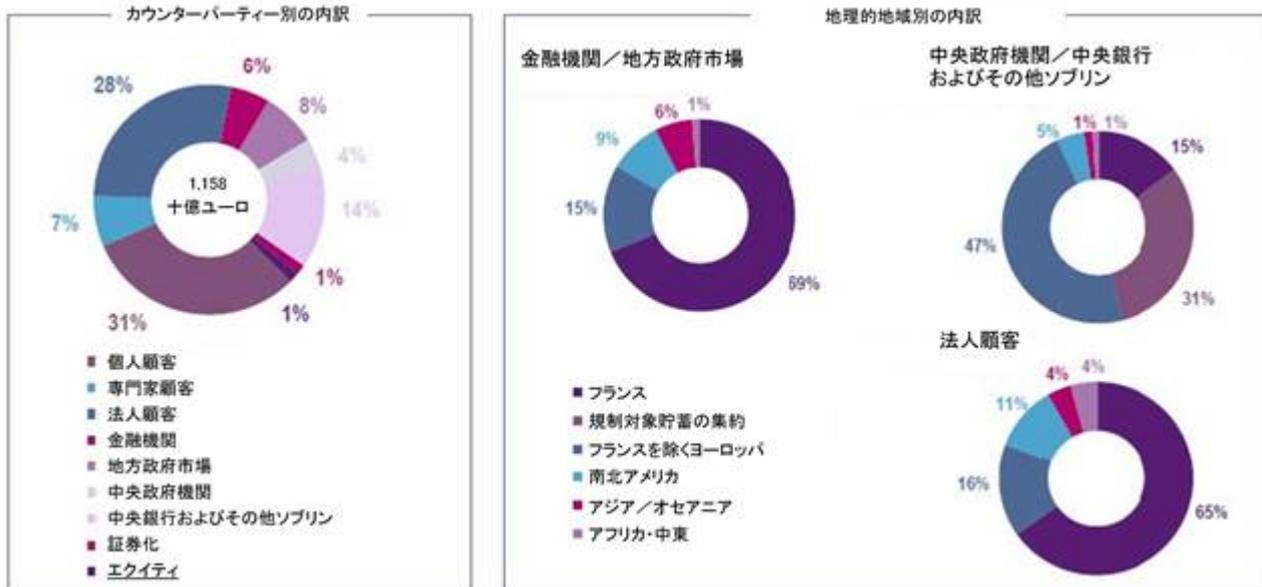
[次へ](#)

4.3 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日時点でのコミットメントの内訳

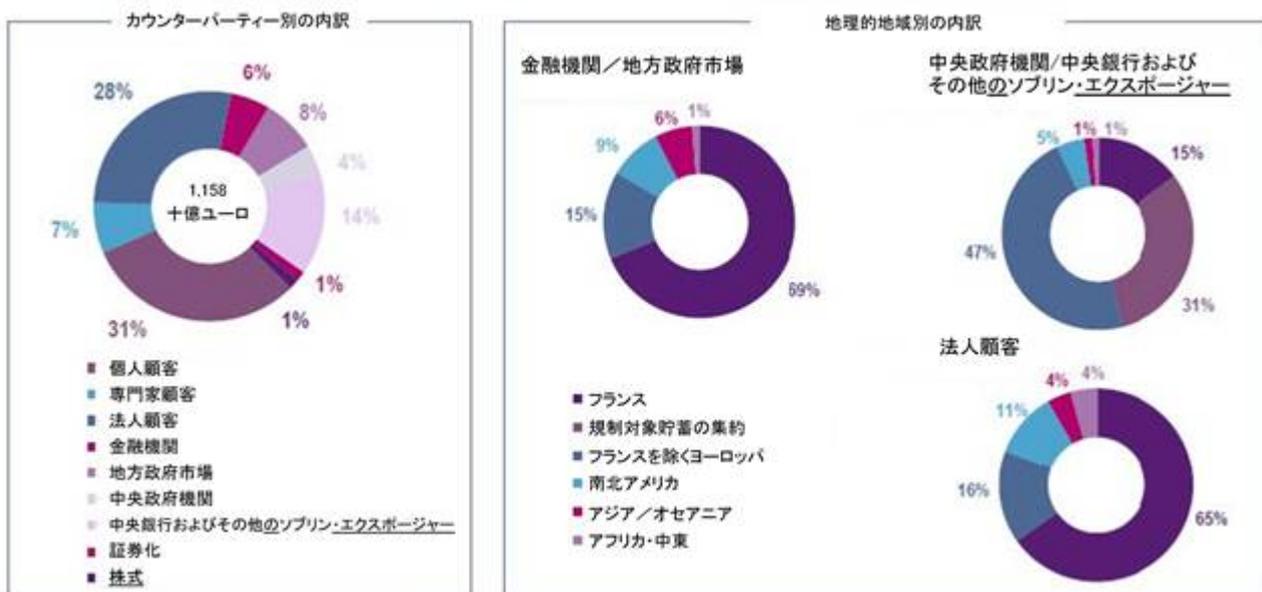


(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2018年6月30日時点でのコミットメントの内訳



(後略)

リスクコスト

< 訂正前 >

リスクコストは低水準に維持

(後略)

< 訂正後 >

2018年度上半期の実績 - リスクコスト**リスクコストは低水準に維持**

(後略)

4.5 流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスク

< 訂正前 >

2018年6月30日現在の流動性準備金および短期資金調達額

< 訂正後 >

2018年6月30日現在の流動性準備金および短期資金調達

感応度指標の変動

< 訂正前 >

±200ベース・ポイントの金利変動に対する拡大当行グループの貸借対照表上における現在の純価額の感応度（標準外値テスト）は、規制上の自己資本制限値である20%を大きく下回っている。グループBPCEの金利の引上げに対する感応度は、2017年12月31日現在では-1.9%であったのに対し、2018年6月30日現在では-4.7%であった。

（後略）

< 訂正後 >

±200ベース・ポイントの金利変動に対する拡大当行グループの貸借対照表上における正味現在価値の感応度（標準外れ値テスト）は、規制上の自己資本制限値である20%を大きく下回っている。グループBPCEの金利の引上げに対する感応度は、2017年12月31日現在では-1.9%であったのに対し、2018年6月30日現在では-4.7%であった。

（後略）

[次へ](#)

4.6 法律上のリスク

4.6.2 訴訟・仲裁手続 - ナティクシス

マドフの不正行為

<訂正前>

2017年12月31日現在、保険資産を差引き後のマドフの推定資産残高は388.8百万ユーロであり、現時点で全額に対し引当金が積まれている。このエクスポージャーに実質的にどのような影響があるかは、ナティクシス名義で投資された資産の回収の範囲、および当行の講じる主に法的な対応策の結果の双方に左右される。これを念頭に、ナティクシスは、かかる回収努力を支援する法律事務所を指名した。また2011年には、本件における専門家の責任に（保険会社と相次ぎ締結していた総額123百万ユーロの）保険約款を適用するかをめぐって紛争が生じた。2016年11月、パリ控訴裁判所は（以前の商業裁判所と同様に）、マドフの不正行為によりナティクシスが被った損失について保険でカバーされた金額について最初の保険会社の責任を認めた。全保険会社によるこの判決の履行は進行中である。2017年1月および2月に、最初の保険会社はいずれも破棄院に控訴を行った。2018年1月31日に審理が行われた。現在評議中であり、本訴訟は破棄院の商業関連部局の民事第2部へと移送された。審理が7月3日に実施され、9月19日に判決が下される予定である。

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズLLC（「BMIS」）の裁判所指名受託人であるアーヴィング・H・ピカールは、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、金融機関数社を相手取って提訴することで、不正行為の発見以前に受領した清算金に関する賠償請求を行った（これには、ナティクシスに対する400百万米ドルの請求も含まれた。）。ナティクシスは、自らに対して行われる主張を否定し、自身の立場を弁護し、権利を守るために必要な措置を講じている。ナティクシスは、請求を事前段階で棄却するか本件の判決が出される前に棄却することを求めた棄却の申立および一部の案件を米国地方裁判所に移行する照会の却下申立を含め、控訴を行った。これらの手続は多数の判決および控訴に従うことが前提となり、現在も係属中である。破産裁判所による2016年11月の判決では、管轄外を理由に、受託人が提起した多数の賠償請求を却下した。本件は現在も係属中である。

さらに、フェアフィールド・セントリー・リミテッドおよびフェアフィールド・シグマ・リミテッドの清算人は、従前に株式の償還にかかる同ファンドから支払いを受領した投資家に対し多数の手続を開始した（200件を超える手続がニューヨークで提訴されている）。ナティクシスの企業の一部は、かかる手続のいくつかに被告として挙げられている。ナティクシスは、これらの訴訟は全く根拠のないものであると考えており、自らの立場を積極的に防御する構えである。これらの手続は何年かにわたり中断しており、2016年10月、破産裁判所は受託人に対し、当初の請求を変更する権限を付与した。被告は2017年5月および6月に共同で対応しており、審理日の公表を待っている。

<訂正後>

2017年12月31日現在、保険資産を差引き後のマドフの推定資産残高は388.8百万ユーロであり、現時点で全額に対し引当金が積まれている。このエクスポージャーに実質的にどのような影響があるかは、ナティクシス名義で投資された資産の回収の範囲、および当行の講じる主に法的な対応策の結果の双方に左右される。これを念頭に、ナティクシスは、かかる回収努力を支援する法律事務所を指名した。また2011年には、本件における専門家の責任に（保険会社と継続的に締結していた総額123百万ユーロの）保険約款を適用するかをめぐって紛争が生じた。2016年11月、パリ控訴裁判所は（以前の商業裁判所と同様に）、マドフの不正行為によりナティクシスが被った損失について保険でカバーされた金額について一次保険の保険会社の責任を認めた。全保険会社によるこの判決の履行は進行中である。2017年1月および2月に、最初の保険会社はいずれも破棄院に控訴を行った。2018年1月31日に審理が行われた。現在評議中であり、本訴訟は破棄院の商業関連部局の民事第2部へと移送された。審理が7月3日に実施され、9月19日に判決が下される予定である。

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズLLC(「BMIS」)の裁判所指名受託人であるアーヴィング・H・ピカールは、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、金融機関数社を相手取って提訴することで、不正行為の発見以前に受領した清算金に関する賠償請求を行った(これには、ナティクシスに対する400百万米ドルの請求も含まれた)。ナティクシスは、自らに対して行われる主張を否定し、自身の立場を弁護し、権利を守るために必要な措置を講じている。ナティクシスは、請求を事前段階で却下するか本件の判決が出される前に却下することを求める申立および一部の案件を米国地方裁判所に移送するレファレンスの却下申立を含め、控訴を行った。これらの手続は多数の判決および控訴を経て、現在も係属中である。破産裁判所による2016年11月の判決では、管轄外を理由に、受託人が提起した多数の賠償請求を却下した。本件は現在も係属中である。

さらに、フェアフィールド・セントリー・リミテッドおよびフェアフィールド・シグマ・リミテッドの清算人は、従前に株式の償還にかかる同ファンドから支払いを受領した投資家に対し多数の手続を開始した(200件を超える手続がニューヨーク州で提訴されている)。ナティクシスの企業の一部は、かかる手続のいくつかに被告として挙げられている。ナティクシスは、これらの訴訟は全く根拠のないものであると考えており、自らの立場を積極的に防御する構えである。これらの手続は何年かにわたり中断しており、2016年10月、破産裁判所は管財人に対し、当初の請求を変更する権限を付与した。被告は2017年5月および6月に共同で応訴しており、審理日の公表を待っている。

ユニオン・ミュチュアリスト・ルトレット

<訂正前>

(前略)

2016年10月25日、パリ商業裁判所は、関連する2つの保険制度に対し、AEW SAについて、訴訟に関連してUMRを支持する判決がなされる可能性のある保険約款で補償される制裁を尊重し、AEW SAが負担した防御費用を支払うように命じた。該当する保険会社の数社は、この決定に控訴した。

2018年6月26日、パリ控訴裁判所は、AEW SAおよびその保険会社への異議申立手続について、現在パリ商業裁判所で係属中のUMRおよびAEW SAへの異議申立訴訟の最終決定待ちとした。2016年10月25日付のパリ商業裁判所による判決で定められた保険会社による補償範囲の問題、およびAEE SAのリーガルコストの補償については、パリ控訴裁判所によって特に異議申立てはなされなかった。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2016年10月25日、パリ商業裁判所は、関連する2つの保険制度に対し、AEW SAについて、訴訟に関連してUMRを支持する判決がなされる可能性のある保険約款で補償される制裁を科し、AEW SAが負担した防御費用を支払うように命じた。関係する保険会社の数社は、この決定に控訴した。

2018年6月26日、パリ控訴裁判所は、AEW SAおよびその保険会社への異議申立手続について、現在パリ商業裁判所で係属中のUMRおよびAEW SAへの異議申立訴訟の最終決定待ちとした。2016年10月25日付のパリ商業裁判所による判決で定められた保険会社による補償範囲の問題、およびAEW SAのリーガルコストの補償については、パリ控訴裁判所によって特に異議申立てはなされなかった。

(後略)

ソシエテ・ワロンヌ・デュ・ロジュマン

< 訂正前 >

(前略)

SWLの請求はすべてシャルルロワ商業裁判所による2014年11月28日の判決で棄却された。2016年9月12日、モンス控訴裁判所は当該スワップ契約を無効とし、ナティクスに対し、SWLがスワップ契約の一環で支払った金額からナティクスが同契約に基づきSWLに支払った金額および従前のスワップ契約が終了しなかった場合に支払われるはずであった金額を差し引いた額をSWLに返金するよう命じた。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

SWLの請求はすべてシャルルロワ商業裁判所による2014年11月28日の判決で棄却された。2016年9月12日、モンス控訴裁判所は当該スワップ契約を無効とし、ナティクスに対し、SWLがスワップ契約の一環で支払った金額からナティクスが同契約に基づきSWLに支払った金額を差し引き、従前のスワップ契約が終了しなかった場合に支払われるはずであった金額を考慮した額をSWLに返金するよう命じた。

(後略)

SFF / コンタンゴ・トレーディングSA

< 訂正前 >

(前略)

2018年3月、SFFは、南アフリカ最高裁判所（西ケープ州、ケープタウン）において、当該契約を無効とすることおよび公正かつ公平な補償金の支払いを求めて、ナティクスおよびコンタンゴ・トレーディングSAを主な相手方とした法的手続を提起した。

< 訂正後 >

(前略)

2018年3月、SFFは、南アフリカ最高裁判所（西ケープ州、ケープタウン）において、当該契約を無効とすることおよび公正かつ公平な補償金の支払いを求めて、ナティクスおよびコンタンゴ・トレーディングSAを主な相手方とした法的手続を提起した。

[次へ](#)

4.8 テクニカル保険リスク

4.8.1 ナティクス・アシュアランス

市場リスク

<訂正前>

市場リスクは、子会社であるBPCEヴィーが、元本・収益保証付きの自社のコミットメントを担保する金融資産（ユーロ建て保険契約：2018年6月30日現在の主要な資金貸借対照表上で50.5十億ユーロ）について主に負っている。同社は、元本に関して、また、保証利回りを実現する上で不足額を生じさせるおそれのある資産減価リスク（株式相場または不動産相場の落ち込み、スプレッドの拡大、金利の上昇）および金利下落リスクに晒される。こうしたリスクに対処するために、BPCEビーは、最低保証利回りが設定されていない保険商品のみを近年販売しており、保険商品の94%超は最低保証利回りがゼロである。最低保証利回りは、平均で0.15%である。

<訂正後>

市場リスクは、子会社であるBPCEビーが、元本・収益保証付きの自社のコミットメントを担保する金融資産（ユーロ建て保険契約：2018年6月30日現在の主要な資金貸借対照表上で50.5十億ユーロ）について主に負っている。同社は、元本に関して、また、保証利回りを実現する上で不足額を生じさせるおそれのある資産減価リスク（株式相場または不動産相場の落ち込み、スプレッドの拡大、金利の上昇）および金利下落リスクに晒される。こうしたリスクに対処するために、BPCEビーは、最低保証利回りが設定されていない保険商品のみを近年販売しており、保険商品の94%超は最低保証利回りがゼロである。最低保証利回りは、平均で0.15%である。

カウンターパーティー・リスク

<訂正前>

（前略）

- ・ ナティクス・アシュアランスは、国際的に認知されている格付機関3社のうち少なくとも1社から財務格付けが付与されており、かつ、スタンダード・アンド・プアーズのAマイナス以上の格付けに相当する格付けを有する再保険会社と取引している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- ・ ナティクス・アシュアランスは、国際的に認知されている格付機関3社のうち少なくとも1社から財務格付けが付与されている再保険会社と取引しており、同再保険会社は、スタンダード・アンド・プアーズのAマイナス以上の格付けに相当する格付けを有している。

（後略）

4.8.3 CEGC

<訂正前>

コンパニー・ウーロペエンヌ・ドゥ・ギャランティー・エ・コシヨンは拡大当行グループの複数の事業ラインの保証プラットフォームであり、引受リスク、市場リスク、再保険会社の債務不履行リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される。

2016年1月1日に施行されたソルベンシーIIの監督制度に基づき、CEGCは、部分的内部モデルを利用している。ACPR（フランス銀行・保険部門健全性監督破綻処理機構）は、2017年3月にこのモデルを承認した。したがって、CEGCの部分的内部モデルは、住宅資金貸付に関するフランスの金融システムの頑健性を高めることを目的として抵当貸付保証人に適用される具体的要件を満たしている。

<訂正後>

コンパニー・ウーロペエンヌ・ドゥ・ギャランティー・エ・ドゥ・コシヨンは拡大当行グループの複数の事業ラインの保証プラットフォームであり、引受リスク、市場リスク、再保険会社の債務不履行リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される。

2016年1月1日に施行されたソルベンシーIIの監督制度に基づき、CEGCは、部分的内部モデルを利用している。ACPR（フランス銀行・保険部門健全性監督機構）は、2017年3月にこのモデルを承認した。したがって、CEGCの部分的内部モデルは、住宅資金貸付に関するフランスの金融システムの頑健性を高めることを目的として抵当貸付保証人に適用される具体的要件を満たしている。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

< 訂正前 >

2018年6月30日現在の半期財務成績

7.1 2018年度上半期中の経済環境および財務環境

(前略)

2017年度における活動成長率が2.3%であり、年間およそ1%である趨勢成長率をはるかに上回ったフランスの成長は、特に雇用面において供給に関する問題に直面した。そのため、それまでの成長の勢いは、2018年度第1四半期に突然止まり、2016年度末以降、毎年2.4%から3.2%までの四半期成長を堅調に達成していたにもかかわらず、年間GDP成長率がわずか0.7%となった。輸出高は明らかに下落したものの、特別な航空輸送量のおかげで昨年度末に急上昇した。投資高はこれよりも大幅に減少したが、これは家庭および特に企業の両方に起因した。消費は、ブレント価格の引上げ、石油製品およびタバコ製品への増税、ならびに1月1日付のCSG(一般社会保障税)の1.7ポイントの引上げによる打撃を受けた。他方、CSGの引上げを相殺する予定であった給与関連費用の引下げは一部しか実行されず、その残りは10月に実施予定である。2018年度第2四半期の事業成長は、第1四半期の低迷後に盛り返し、年率1.8%まで回復した。インフレ率は、6月に年率2.1%へと上昇した。これは、11月に米国が対イラン制裁を更新することが発表されたことを受けて原油価格が高騰したためである。ただし、年間コアインフレ率は、5月時点で1%のままであった。

連邦準備制度理事会は、2015年12月以降6回目(3月21日)、そして7回目(6月13日)の主要政策金利の引上げを行って現在の金利幅を1.75%~2%とし、引き続き段階的なバランスシートの規模縮小を図っている。これとは反対に、欧州中央銀行は、月次の資産買入純額を(9月までは30十億ユーロであったのに対し)次の10月から12月までに15十億ユーロへと縮小する旨を6月14日付で発表したにもかかわらず、超金融緩和政策を維持してきたが、2019年1月1日に打ち切ることとなった。ただ、2019年夏より前に主要政策金利の引締めは実施しない。長期金利は非常に低い状態が続いているが、金融緩和政策が段階的に撤回されているまたは撤回が予想されるため、経済が回復しているため、およびインフレ率が上昇しているため、特に米国において当初穏やかに上昇した。10年物国債の金利は、2月15日に1.02%の高値に達した後、米中貿易摩擦による緊張の高まりへの不信の増長および欧州中央銀行による超金融緩和政策への支持再確認を受けて6月末現在に約0.7%となった。

< 訂正後 >

7.1 2018年度上半期中の経済環境および財務環境

(前略)

2017年度における経済成長率が2.3%であり、年間およそ1%である趨勢成長率をはるかに上回ったフランスの成長は、特に雇用面において供給に関する問題に直面した。そのため、それまでの成長の勢いは、2018年度第1四半期に突然止まり、2016年度末以降、毎年2.4%から3.2%までの四半期成長を堅調に達成していたにもかかわらず、年間GDP成長率がわずか0.7%となった。輸出高は明らかに下落したものの、航空輸送の特需のおかげで昨年度末に急上昇した。投資高はこれよりも大幅に減少したが、これは家庭および特に企業の両方に起因した。消費は、北海ブレント価格の引上げ、石油製品およびタバコ製品への増税、ならびに1月1日付のCSG(一般社会保障税)の1.7ポイントの引上げによる打撃を受けた。他方、CSGの引上げを相殺する予定であった給与関連費用の引下げは一部しか実行されず、その残りは10月に実施予定である。2018年度第2四半期の事業成長は、第1四半期の低迷後に盛り返し、年率1.8%まで回復した。インフレ率は、6月に年率2.1%へと上昇した。これは、11月に米国が対イラン制裁を更新することが発表されたことを受けて原油価格が高騰したためである。ただし、年間コアインフレ率は、5月時点で1%のままであった。

連邦準備制度理事会は、2015年12月以降6回目(3月21日)、そして7回目(6月13日)の主要政策金利の引上げを行って現在の金利幅を1.75%~2%とし、引き続き段階的なバランスシートの規模縮小を図ってい

る。これとは反対に、欧州中央銀行は、月次の資産買入を2019年1月1日に打ち切るまでの10月から12月にかけて、その額を（9月までは30十億ユーロであったのに対し）15十億ユーロへと縮小する旨を6月14日付で発表したにもかかわらず、超金融緩和政策を維持しており、2019年夏より前に主要政策金利の引締めは実施しない。長期金利は非常に低い状態が続いているが、金融緩和政策が段階的に撤回されているまたは撤回が予想されるため、経済が回復しているため、およびインフレ率が上昇しているため、特に米国において当初穏やかに上昇した。10年物国債の金利は、2月15日に1.02%の高値に達した後、米中貿易摩擦による緊張の高まりへの不信の増長および欧州中央銀行による超金融緩和政策への支持再確認を受けて6月末現在に約0.7%となった。

7.2 2018年度上半期のハイライト

<訂正前>

グループの金融格付の引上げ

格付機関のムーディーズは、当グループの長期信用格付をA2からA1（見通し：安定的）へと引き上げた。ムーディーズは、当グループによる絶え間ない財政基盤の改善および特にその資本力の強化を認めた。またムーディーズは、当グループが収益源の分散化を成功させたことも指摘している。

<訂正後>

グループの財務格付の引上げ

格付機関のムーディーズは、当グループの長期信用格付をA2からA1（見通し：安定的）へと引き上げた。ムーディーズは、当グループによる継続的な財政基盤の改善および特にその資本力の強化を認めた。またムーディーズは、当グループが収益源の分散化を成功させたことも指摘している。

グループBPCEによるクレディ・フォンシエのチームおよび事業の統合計画の開始

<訂正前>

新しい体制案は、主にクレディ・フォンシエの技量、専門知識および能力の寄与、ならびに展開地域におけるポピュラー銀行とケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワークの実力により、当グループの不動産金融市場における主導的な地位を強化する。当該体制は、顧客間における銀行業サービスのさらなる浸透を図る。当該プロジェクトは、以下の2つの要件に注力する。

- 当グループは、特に初めて住宅を購入する低所得者層を含むすべての顧客における地位の拡大を目指す。

（後略）

<訂正後>

新しい体制案は、主にクレディ・フォンシエの技量、専門知識および能力の寄与、ならびに展開地域におけるポピュラー銀行とケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワークの実力により、拡大当行グループの不動産金融市場における主導的な地位を強化する。当該体制は、顧客間における銀行業サービスのさらなる浸透を図る。当該プロジェクトは、以下の2つの要件に注力する。

- 拡大当行グループは、特に初めて住宅を購入する低所得者層を含むすべての顧客における地位の拡大を目指す。

（後略）

グループBPCE、フランス国内でサムスンペイを導入する初の銀行グループとなる

<訂正前>

サムスンペイのモバイル決済ソリューションは、サムスンペイと互換性のあるサムスンのスマートフォンを通じて、ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の顧客専用提供される。ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の顧客は、この新規モバイル決済ソリューションを通じ、Visaの非接触型支払サービスが利用可能なフランス国内および海外においてスマートフォンを利用した買い物ができることになる。

<訂正後>

サムスンペイのモバイル決済ソリューションは、サムスンペイと互換性のあるサムスンのスマートフォンを持つポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の顧客専用提供される。ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の顧客は、この新規モバイル決済ソリューションを通じ、Visaの非接触型支払サービスが利用可能なスマートフォンを利用した買い物がフランス国内および海外においてできることになる。

ケス・デパーニュ・アルザスおよびケス・デパーニュ・ロレーヌ・シャンパーニュ・アルデンヌの合併によるケス・デパーニュ・グラン・テスト・ウーロップの設立

<訂正前>

2018年6月23日、ケス・デパーニュ・アルザスおよびケス・デパーニュ・ロレーヌ・シャンパーニュ・アルデンヌの定時株主総会において、両社間の合併契約を全会一致で承認した。同社の登記事務所はストラスブールに所在し、グラン・テスト地域圏における10つの部門を擁する。

（後略）

<訂正後>

2018年6月23日、ケス・デパーニュ・アルザスおよびケス・デパーニュ・ロレーヌ・シャンパーニュ・アルデンヌの定時株主総会において、両社間の合併契約を全会一致で承認した。同社の登記事務所はストラスブールに所在し、グラン・テスト地域圏における10の部門を擁する。

（後略）

職人向けの指針および支援提供を目的とした、産業および専門技能職会議所常任議会とグループBPCEによる「専門技能職契約」の開始

<訂正前>

専門技能職契約では、以下の5つの事項が約定されている。

- ・ 10億ユーロに上る職人向けの中長期ローンの供与

（後略）

<訂正後>

専門技能職契約では、以下の5つの事項が約定されている。

- ・ 1十億ユーロに上る職人向けの中長期ローンの供与
(後略)

ナティクシス、フェンチャーチ・アドバイザー・パートナーズ(英国)、ヴァーミリオン・パートナーズ(中国)、クリッパートン(フランス)に対する戦略的投資を通じてM&Aコンサルタント業を強化

<訂正前>

それぞれの市場部門(金融サービス、中国におけるM&A事業、およびテクノロジー)で主導的な地位を確立している独立したM&Aコンサルタント会社3社への戦略的投資は、既に完了した2015年度のLeonardo & Co Franceおよび360コーポレート(ナティクシス・パートナーズおよびナティクシス・パートナーズ・エスパーニャへと商号変更)の買収ならびに2016年度のPJソロモンの買収の仕上げとして実施される。ナティクシスは、これらの新規投資により、欧州およびアジア太平洋における事業拡大をさらに追及するとともに、事業の国際化を加速させ、金融サービスおよびテクノロジー分野におけるM&Aコンサルティング業を成長させる。

<訂正後>

それぞれの市場部門(金融サービス、中国におけるM&A事業、およびテクノロジー)で主導的な地位を確立している独立したM&Aコンサルタント会社3社への戦略的投資は、既に完了した2015年度のLeonardo & Co Franceおよび360コーポレート(ナティクシス・パートナーズおよびナティクシス・パートナーズ・エスパーニャへと商号変更)の買収ならびに2016年度のニューヨークにおけるPJソロモンの買収の仕上げとして実施される。ナティクシスは、これらの新規投資により、欧州およびアジア太平洋における事業拡大をさらに追求するとともに、事業の国際化を加速させ、金融サービスおよびテクノロジー分野におけるM&Aコンサルティング業を成長させる。

[次へ](#)

<訂正前>

7.3 経営成績に関するプレス・リリース

(前略)

グループBPCEの役員会会長ローラン・ミニョンは、次のように述べた：

「拡大当行グループは、2018年度上半期について一連の好調な経営成績を公表しており、この経営成績は、もっぱら顧客に注力する多岐にわたる継続的な収益基盤に基づく拡大当行グループの普遍的な協同バンキングモデルの有効性を裏付ける。アセット・アンド・ウェルス・マネジメント部、支払業務、およびリテール・バンキングセクターにおいて拡大当行グループの活動による手数料収益の割合が大幅に増加したことは、拡大当行グループがこれまでになく幅広い付加価値のあるソリューションを顧客に提供する能力を表している。拡大当行グループの財務面の力強さはさらに向上し、これはムーディーズによる格付決定に反映され、拡大当行グループの信用格付はA1にアップグレードされた。拡大当行グループの転換は、資産運用における新たな買収または即時振込サービスの開始といった数多くの分野において進み続けている。また、当年度第2四半期には、クレディ・フォンシエのノウハウおよび専門技術をすべて再配置する壮大な計画が開始したが、これは、拡大当行グループ、顧客および従業員のための新たな価値の創設を可能とする計画である。全員が積極的に寄与したことにより、グループBPCEは一定水準の業績を達成し、これによりグループBPCEは発展をさらに加速させ、顧客のために革新をもたらし、転換を追求し、TEC2020年度戦略プランに定められた目標を達成することができた。」

(後略)

<訂正後>

7.3 経営成績に関するプレス・リリース(2018年8月2日)

(前略)

グループBPCEの役員会会長ローラン・ミニョンは、次のように述べた：

「拡大当行グループは、2018年度上半期について一連の好調な経営成績を公表しており、この経営成績は、もっぱら顧客に注力する多岐にわたる継続的な収益基盤に基づく拡大当行グループの普遍的な協同バンキングモデルの有効性を裏付ける。アセット・アンド・ウェルス・マネジメント部、支払業務、およびリテール・バンキングセクターにおいて拡大当行グループの活動による手数料収益の割合が大幅に増加したことは、拡大当行グループがこれまでになく幅広い付加価値のあるソリューションを顧客に提供する能力を表している。拡大当行グループの財務面の力強さはさらに向上し、これはムーディーズによる格付決定に反映され、拡大当行グループの信用格付はA1にアップグレードされた。拡大当行グループの転換は、資産運用における新たな買収または即時振込サービスの開始といった数多くの分野において進み続けている。また、当年度第2四半期には、クレディ・フォンシエのノウハウおよび専門技術をすべて再配置する壮大な計画が開始したが、これは、拡大当行グループ、顧客および従業員のための新たな価値の創設を可能とする計画である。全員が積極的に寄与したことにより、グループBPCEは一定水準の業績を達成し、これによりグループBPCEは発展をさらに加速させ、顧客のために革新をもたらし、転換を追求し、TEC2020年度戦略プランに定められた目標を達成することができた。」

(後略)

1 . TEC2020年度戦略プランの好調な滑り出しを可能とした一定水準の経営成績⁶

<訂正前>

(前略)

手数料収益の増加および保険業務の堅調な発展は、低金利環境の影響を受け続けている受取利息の減少を相殺した。その結果、拡大当行グループの銀行業務純収益は2018年度上半期中僅かに増加し、12,244百万ユーロとなった（プラス0.5%、または恒常為替レートでプラス2.0%）。ポピュラー銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のリテール・バンキング・ネットワークからもたらされた手数料の基本額（期限前償還手数料を除く。）は、2018年度上半期に4.5%増加した一方、アセット・アンド・ウェルス・マネジメント業務および支払業務からもたらされた収益はそれぞれ、17.7%（恒常為替レートによる。）の大幅増および15%増となった。一方、保険業務の収益は7.8%増加した。

（中略）

当6ヵ月間中のもう一つのハイライトは、グループBPCEの転換の継続的な動きに対応する動きとして、クレディ・フォンシエの業務および専門技術を統合する計画が2018年6月26日に発表されたことである。クレディ・フォンシエの従業員代表者への通知/協議の手続きが2018年7月20日に開始した。この統合計画は、拡大当行グループの中核的価値に沿って、クレディ・フォンシエの業務および専門技術の拡大当行グループ内での長期的将来を保証する一方で、拡大当行グループの従業員および顧客、とりわけ持ち家を促進するためのソリューションに関心を有する低所得世帯に対して、信頼できるソリューションを提供することをねらいとしている。

相乗効果により発生した収益は、2018年6月30日現在、126百万ユーロに上った（2020年度の目標額は750百万ユーロである。）。バンカシュアランスのさらなる成功を反映して、この相乗効果のうち64%を保険業務ラインが占めていた。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

手数料収益の増加および保険業務の堅調な発展は、低金利環境の影響を受け続けている受取利息の減少を相殺した。その結果、拡大当行グループの銀行業務純収益の基本額は2018年度上半期中僅かに増加し、12,244百万ユーロとなった（プラス0.5%、または恒常為替レートでプラス2.0%）。ポピュラー銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のリテール・バンキング・ネットワークからもたらされた手数料の基本額（期限前償還手数料を除く。）は、2018年度上半期に4.5%増加した一方、アセット・アンド・ウェルス・マネジメント業務および支払業務からもたらされた収益はそれぞれ、17.7%（恒常為替レートによる。）の大幅増および15%増となった。一方、保険業務の収益は7.8%増加した。

（中略）

当6ヵ月間中のもう一つのハイライトは、グループBPCEの転換の継続的な動きに対応する動きとして、クレディ・フォンシエの業務および専門技術を統合する計画が2018年6月26日に発表されたことである。クレディ・フォンシエの労働組合の従業員代表への通知/協議の手続きが2018年7月20日に開始した。この統合計画は、拡大当行グループの中核的価値に沿って、クレディ・フォンシエの業務および専門技術の拡大当行グループ内での長期的将来を保証する一方で、拡大当行グループの従業員および顧客、とりわけ持ち家を促進するためのソリューションに関心を有する低所得世帯に対して、信頼できるソリューションを提供することをねらいとしている。

相乗効果により発生した収益は、2018年6月30日現在、126百万ユーロに上った（2020年度の目標額は750百万ユーロである。）。バンカシュアランスのビジネスモデルのさらなる成功を反映して、この相乗効果のうち64%を保険業務ラインが占めていた。

（後略）

グループBPCEの2018年度上半期の連結経営成績

< 訂正前 >

百万ユーロ	2018年度上半期	非経済的項目 および 特別損益項目 の影響	2018年度上半期 基本額
	(中略)		
営業費用 (SRFを除く。)	- 8,501		- 8,339
	(中略)		

試算値：(後記の手法に対する注記を参照)

修正再表示数値：後記の非経済的項目および特別損益項目の内訳

< 訂正後 >

百万ユーロ	2018年度上半期	非経済的項目 および 特別損益項目 の影響	2018年度上半期 基本額
	(中略)		
営業費用 (SRFを除く。)	- 8,501	- 162	- 8,339
	(中略)		

試算値：(後記の手法に関する注記を参照)

修正再表示数値：非経済的項目および特別損益項目の内訳については後記を参照。

グループBPCEの2018年度第2四半期の連結経営成績

< 訂正前 >

(前略)

試算値：(後記の手法に対する注記を参照)

修正再表示数値：後記の非経済的項目および特別損益項目の内訳

< 訂正後 >

(前略)

試算値：(後記の手法に関する注記を参照)

修正再表示数値：非経済的項目および特別損益項目の内訳については後記を参照。

2. 高い自己資本比率および損失吸収力

2.1 2つの単発事由の影響にもかかわらず高水準の普通株式等Tier-1¹⁰

<訂正前>

グループBPCEのCET1比率は、2018年度第2四半期に僅かに低下し、2018年6月30日現在の推定レベルは2017年12月31日現在の15.4%から低下して15.2%（試算値）である。この低下は、主に2つの単発事由（一つ目は、IFRS第9号の初めての適用（マイナス17ベース・ポイントの悪影響を及ぼした。）であり、二つ目は、監督当局の要求に基づき取消不能支払コミットメント（IPC）の形で認識された単一破綻処理基金および預金保証・破綻処理基金（FGDR）への拠出額の規制上の自己資本からの控除（マイナス12ベース・ポイントの影響）である。）の影響によって説明できる。

<訂正後>

グループBPCEのCET1比率は、2018年度上半期に僅かに低下し、2018年6月30日現在の推定レベルは2017年12月31日現在の15.4%から低下して15.2%（試算値）である。この低下は、主に2つの単発事由（一つ目は、IFRS第9号の初めての適用（マイナス17ベース・ポイントの悪影響を及ぼした。）であり、二つ目は、監督当局の要求に基づき取消不能支払コミットメント（IPC）の形で認識された単一破綻処理基金および預金保証・破綻処理基金（FGDR）への拠出額の規制上の自己資本からの控除（マイナス12ベース・ポイントの影響）である。）の影響によって説明できる。

2.2 TLAC比率^{10 11}：TEC2020年度戦略プランの目標は既に達成されている

<訂正前>

拡大当行グループの総損失吸収力⁴（TLAC）は2018年3月末時点で85.1十億ユーロであった（IPCの控除の影響を含む。）。TLAC比率（リスク加重資産の割合で表示される）は、2018年6月30日現在で推定21.6%であり、2017年12月31日の20.8%から上昇している。これは2019年度初めまでに19.5%以上を目指すという、TEC2020年度戦略プランに定められた目標水準を上回っている。

（後略）

<訂正後>

拡大当行グループの総損失吸収力⁴（TLAC）は2018年3月末時点で85.1十億ユーロであった（IPCの控除の影響を含む。）。TLAC比率（リスク加重資産の割合で表示される）は、2018年6月30日現在で推定21.6%であり、2017年12月31日の20.8%から上昇している。これは2019年度初めまでに21.5%超を目指すという、TEC2020年度戦略プランに定められた目標水準を上回っている。

（後略）

2.4 2018年度の中長期ホールセール資金調達プランの84%が2018年7月5日現在で既に完了

<訂正前>

（前略）

12 2014年10月10日付で欧州委員会が公表した委任法令の規則 - 経過措置を除いたCRR/CRD を使用して算出した推定値。レバレッジ比率は、ECBの同意を条件として、かつ欧州連合の一般裁判所による2018年7月13日付の決定に基づき、同比率の分母の計算から規制貯蓄の集約残高を除いた後では、5.3%に上る。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 12 2014年10月10日付で欧州委員会が公表した委任法令の規則を使用して算出した推定値。レバレッジ比率は、ECBの同意を条件として、かつ欧州連合の一般裁判所による2018年7月13日付の決定に基づき、同比率の分母の計算から規制貯蓄の集約残高を除いた後では、5.3%に上る。

(後略)

[次へ](#)

3. 事業ラインの経営成績¹⁴

グループBPCEの経営成績に対する事業ラインの寄与

< 訂正前 >

(前略)

- ・2018年度上半期のグループBPCEの銀行業務純収益総額に対するリテール・バンキングおよび保険部の寄与は、71%を占めた(2017年度上半期:73%)。また、同部のグループBPCEの営業総利益総額に対する寄与は、68%を占めた(2017年度上半期:70%)。
- ・アセット&ウェルス・マネジメント部は、好調な成長モメンタムを享受しており、2018年度上半期において、グループBPCEの銀行業務純収益総額に対する寄与は13%を占め(2017年度同期:11%)、グループBPCEの営業総利益総額に対する寄与は13%を占めた(2017年上半期の10%から増加)。
- ・2018年度上半期の拡大当行グループの銀行業務純収益に対するコーポレート・投資銀行業務部の寄与は、16%を占め(業績は2017年度上半期における寄与とほぼ同水準であった。)、営業総利益に対する19%を占めた(2017年度上半期:20%)。

< 訂正後 >

(前略)

- ・2018年度上半期のグループBPCEの事業ラインの銀行業務純収益総額に対するリテール・バンキングおよび保険部の寄与は、71%を占めた(2017年度上半期:73%)。また、同部のグループBPCEの事業ラインの営業総利益総額に対する寄与は、68%を占めた(2017年度上半期:70%)。
- ・アセット&ウェルス・マネジメント部は、好調な成長モメンタムを享受しており、2018年度上半期において、グループBPCEの事業ラインの銀行業務純収益総額に対する寄与は13%を占め(2017年度同期:11%)、グループBPCEの事業ラインの営業総利益総額に対する寄与は13%を占めた(2017年上半期の10%から増加)。
- ・2018年度上半期のグループBPCEの事業ラインの銀行業務純収益総額に対するコーポレート・投資銀行業務部の寄与は、16%を占め(業績は2017年度上半期における寄与とほぼ同水準であった。)、営業総利益に対して19%を占めた(2017年度上半期:20%)。

3.1 リテール・バンキングおよび保険：税引前利益2.4十億ユーロを維持と好成績¹⁵

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日現在のリテール・バンキングおよび保険部の預金および貯蓄の総額は、2017年6月30日から2.9%増加し、702十億ユーロとなった。オンバランスの預金および貯蓄(中央集中型貯蓄商品を除く。)は、とりわけ要求払預金総額が10.8%増加したことにより、当該年度に15十億ユーロに達した。結果として、オンバランスの預金および貯蓄(中央集中型貯蓄商品を除く。)は、対前年同期比で3.7%増加した。

14 2017年度上半期の経営成績は、試算(後記「手法に対する注記」を参照)により表示している。別段の記載がない限り、変動はすべて、2017年6月30日の同じ比較基準を用いている。

15 IFRIC第21号の影響の修正再表示後。

< 訂正後 >

(前略)

2018年6月30日現在のリテール・バンキングおよび保険部の**預金および貯蓄**の総額は、2017年6月30日から2.9%増加し、702十億ユーロとなった。オンバランスの**預金および貯蓄の流入**(中央集中型規制対象貯蓄商品を除く。)は、とりわけ要求払預金総額が10.8%増加したことにより、当該年度に15十億ユーロに達した。結果として、オンバランスの**預金および貯蓄**(中央集中型貯蓄商品を除く。)は、対前年同期比で3.7%増加した。

14 2017年度上半期の経営成績は、試算(後記「手法に関する注記」を参照)により表示している。別段の記載がない限り、変動はすべて、2017年6月30日の同じ比較基準を用いている。

15 IFRIC第21号の影響を会計処理するための修正再表示後。

リテール・バンキングおよび保険部：2018年度上半期および第2四半期の財務成績

<訂正前>

(前略)

2018年度上半期のリテール・バンキングおよび保険部の**銀行業務純収益**(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。)は、対前年同期比で1.1%減少し、8,464百万ユーロとなった。ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)の**純受取利息**の総額は、1.8%下落した(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除いた場合。)

この下落は、低金利環境による純受取利息の減少に起因するものである。純受取利息は、**手数料**(早期償還手数料を除く。)が2017年度上半期と比較して4.5%増加したが、一方で早期償還手数料が大幅に減少したことにより一部相殺されている。専門的金融サービスの収益(支払関連業務を含む。)は6.1%増加して733百万ユーロとなった。また、保険部の収益は、7.8%増加して397百万ユーロとなった。2018年度第2四半期の**銀行業務純収益**(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。)は、対前年同期比で0.9%増加し、4,281百万ユーロとなった。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2018年度上半期のリテール・バンキングおよび保険部の**銀行業務純収益**(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。)は、対前年同期比で1.1%減少し、8,464百万ユーロとなった。ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)の**リテール・バンキング・ネットワークの純収益**の総額は、1.8%下落した(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除いた場合。)

この下落は、低金利環境による純受取利息の減少に起因するものである。かかる下落は、早期償還手数料が大幅に減少したものの、**手数料**(早期償還手数料を除く。)が2017年度上半期と比較して4.5%増加したことにより一部相殺されている。専門的金融サービスの収益(支払関連業務を含む。)は6.1%増加して733百万ユーロとなった。また、保険部の収益は、7.8%増加して397百万ユーロとなった。2018年度第2四半期の**銀行業務純収益**(住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。)は、対前年同期比で0.9%増加し、4,281百万ユーロとなった。

(後略)

3.1.1 ポピュレール銀行：正のジョーズ効果

- ・ **顧客基盤**(対前年同期比)

<訂正前>

ポピュラー銀行のリテール・バンキング・ネットワークの個人顧客にバンキング・サービスを提供する戦略は、2018年度上半期にも実施され、主要稼働顧客数が2.3%増加した（すなわち、85,800名の新規顧客が加わった。）。プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメントの顧客は、5.5%増加した（すなわち、20,000名の新規顧客が加わった。）。専門顧客市場のセグメントでは、稼働顧客数が0.8%増加した（対前年同期比で3,500名の増加に相当）。法人顧客のセグメントでは、稼働顧客数が3.4%増加した（1,500名の増加に相当）。

<訂正後>

ポピュラー銀行のネットワークの個人顧客にバンキング・サービスを提供する戦略は、2018年度上半期にも実施され、主要稼働顧客数が2.3%増加した（すなわち、85,800名の新規顧客が加わった。）。プライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメントの顧客は、5.5%増加した（すなわち、20,000名の新規顧客が加わった。）。専門顧客市場のセグメントでは、稼働顧客数が0.8%増加した（対前年同期比で3,500名の増加に相当）。法人顧客のセグメントでは、稼働顧客数が3.4%増加した（1,500名の増加に相当）。

・ 財務成績

<訂正前>

(前略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）は、2017年度上半期と比べて0.5%増加して3,229百万ユーロとなった。この増加は、主に純金利差益（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）の1.0%の減少に起因している。金融資産の処分により実現したキャピタル・ゲイン（IFRS第9号の効果的な実施に備えて、2017年度上半期に高水準に達した。）を除外するために修正再表示した場合、当該期間において純金利差益は3.6%増加した（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）。早期償還手数料（当該期間内に55.7%減）を除外するために修正再表示した場合、手数料収入は2017年度上半期と比較して4.4%増加した。2018年度第2四半期の銀行業務純収益（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）は、1,640百万ユーロとなり、対前年度比で2.6%増加した。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）は、2017年度上半期と比べて0.5%増加して3,229百万ユーロとなった。この増加は、主に純受取利息（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）の1.0%の減少に起因している。金融資産の処分により実現したキャピタル・ゲイン（IFRS第9号の効果的な実施に備えて、2017年度上半期に高水準に達した。）を除外するために修正再表示した場合、当該期間において純受取利息は3.6%増加した（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）。早期償還手数料（当該期間内に55.7%減）を除外するために修正再表示した場合、手数料収入は2017年度上半期と比較して4.4%増加した。2018年度第2四半期の銀行業務純収益（住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）は、1,640百万ユーロとなり、対前年度比で2.6%増加した。

(後略)

3.1.2 ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）

<訂正前>

バンク・ポピュレール・ダルザスおよびドゥ・ロレーヌ・シャンパーニュ・アルデンヌ間の合併後、2018年6月23日にケス・デパーニュ・オー・ド・フランスが設立され、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワークは、15の各ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびそれらの子会社で構成される。

（後略）

<訂正後>

ケス・デパーニュ・アルザスおよびケス・デパーニュ・ロレーヌ・シャンパーニュ・アルデンヌ間の合併後、2018年6月23日にケス・デパーニュ・グラン・テスト・ウーロップが設立され、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワークは、15の各ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびそれらの子会社で構成される。

（後略）

・ 財務成績

<訂正前>

（前略）

2018年度上半期の営業費用（特別損益項目を除く。）は、引き続き強い引き締めが行われており、対前年同期比で2.0%減の2,343百万ユーロとなった。2018年度第2四半期には、3.1%減少して1,133百万ユーロとなった。

2018年度上半期の営業総利益（特別損益項目を除く。）は、2017年度上半期と比べて7.7%減の1,131百万ユーロとなった。2018年度第2四半期には、対前年同期比で0.6%と若干減少し628百万ユーロとなった。

（中略）

- ・ 2018年度上半期の費用/収益比率は、1.4パーセンテージ・ポイント減少して66.6%となった。2018年度第2四半期には、0.7パーセンテージ・ポイント改善して65.2%となった。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2018年度上半期の営業費用は、引き続き強い引き締めが行われており、対前年同期比で2.0%減の2,343百万ユーロとなった。2018年度第2四半期には、3.1%減少して1,133百万ユーロとなった。

2018年度上半期の営業総利益は、2017年度上半期と比べて7.7%減の1,131百万ユーロとなった。2018年度第2四半期には、対前年同期比で0.6%と若干減少し628百万ユーロとなった。

（中略）

- ・ 2018年度上半期の費用/収益比率は、1.4パーセンテージ・ポイント増加して66.6%となった。2018年度第2四半期には、0.7パーセンテージ・ポイント改善して65.2%となった。

（後略）

3.1.3 専門的金融サービス：支払事業活動の大幅な成長

<訂正前>

（前略）

2018年度第2四半期には、銀行業務純収益は、2017年度上半期と比べて7.0%増加し371百万ユーロとなった。

（後略）

< 訂正後 >

(前略)

2018年度第 2 四半期には、**銀行業務純収益**は、2017年度第 2 四半期と比べて7.0%増加し371百万ユーロとなった。

(後略)

3.1.4 保険：全事業ラインで維持される商業活動

< 訂正前 >

(前略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**は、生命保険および個人補償保険（当期稼得保険料 2 % 増）ならびに共済保険（当期稼得保険料 8 % 増）の両方に牽引され、2017年上半期と比べて7.8%増の397百万ユーロとなった。この結果は、世界売上高が対前年同期比 3 % 増の6.6十億ユーロとなったことを反映している（CNPアシュランシズとの再保険取決めを除く。）。2018年度第 2 四半期の銀行業務純収益は、7.9%増の193百万ユーロとなった。

2018年度上半期の**営業費用**は、2017年度上半期と比べて7.7%増の225百万ユーロとなった。この増加は、特に、法人社会連帯寄与（C3S）¹⁶における 5 百万ユーロの増加に起因する。かかる納付を除いた場合の営業費用は、事業成長に伴う 6 % の増加に留まる。2018年度第 2 四半期においては、2017年度上半期と比べて6.8%増の107百万ユーロとなった。

(中略)

16 本項目の計算は、前年度の事業活動の水準に基づいている。2017年度は、ケス・デパーニュのネットワークによる保険活動の初の通年度であった。

< 訂正後 >

(前略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**は、生命保険および個人補償保険（当期稼得保険料 2 % 増）ならびに損害保険（当期稼得保険料 8 % 増）の両方に牽引され、2017年上半期と比べて7.8%増の397百万ユーロとなった。この結果は、世界売上高が対前年同期比 3 % 増の6.6十億ユーロとなったことを反映している（CNPアシュランシズとの再保険取決めを除く。）。2018年度第 2 四半期の銀行業務純収益は、7.9%増の193百万ユーロとなった。

2018年度上半期の**営業費用**は、2017年度上半期と比べて7.7%増の225百万ユーロとなった。この増加は、特に、法人社会連帯寄与（C3S）¹⁶における 5 百万ユーロの増加に起因する。かかる納付を除いた場合の営業費用は、事業成長に伴う 6 % の増加に留まる。2018年度第 2 四半期においては、2017年度第 2 四半期と比べて6.8%増の107百万ユーロとなった。

(中略)

16 本項目の計算は、前年度の事業活動の水準に基づいている。2017年度は、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワークによる保険活動の初の通年度であった。

3.2 アセット・アンド・ウェルス・マネジメント：報酬率の継続的な引上げおよび堅調な収益の増加

< 訂正前 >

(前略)

(単位：百万ユーロ)	2018年 上半期	2017年上半期 からの変動率	恒常為替レートによ る2017年上半期 からの変動率	2018年 第2四半期	2017年第2四半期 からの変動率
------------	--------------	--------------------	----------------------------------	----------------	----------------------

(中略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**は、2017年度上半期と比べて10.2%（恒常為替レートベースでプラス17.7%）と大幅に増加し、1,596百万ユーロとなった。2018年上半期の運用報酬は、アセット・マネジメント収益のほぼ8%に匹敵する119百万ユーロに達したが、これは主にH₂Oによる好業績によるものであった。同時期に、ウェルス・マネジメント収益は、対前年同期比17%と著しい成長を遂げた。2018年第2四半期の純収益は、2017年度上半期と比べて10.2%増の819百万ユーロとなった。この増加傾向は、2018年第2四半期に31ベシス・ポイント以上、または対前年同期比プラス3.3ベシス・ポイントを示した資産運用業務の全体的な報酬率の改善（運用報酬を除く。）によるものである。

2018年度上半期の**営業費用**は、事業活動の成長に伴い、2017年度上半期と比べて3.7%増（恒常為替レートベースでプラス10.5%）の1,077百万ユーロとなった。2018年度第2四半期においては、2017年度上半期と比べて5.5%増の549百万ユーロとなった。

(中略)

- ・2018年度上半期の**費用/収益比率**は、4.3パーセンテージ・ポイント（恒常為替レートベースで4.4ポイント）改善し、67.3%となった。2018年度第2四半期においては、2017年度上半期と比べて3.0パーセンテージ・ポイント改善し、67.2%となった。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(単位：百万ユーロ)	2018年 上半期	2017年上半期 からの変動率	恒常為替レートによ る2017年上半期 からの変動率	2018年 第2四半期	2017年第1四半期 からの変動率
------------	--------------	--------------------	----------------------------------	----------------	----------------------

(中略)

2018年度上半期の**銀行業務純収益**は、2017年度上半期と比べて10.2%（恒常為替レートベースでプラス17.7%）と大幅に増加し、1,596百万ユーロとなった。2018年上半期の運用報酬は、アセット・マネジメント収益のほぼ8%に匹敵する119百万ユーロに達したが、これは主にH₂Oによる好業績によるものであった。同時期に、ウェルス・マネジメント収益は、対前年同期比17%と著しい成長を遂げた。2018年第2四半期の純収益は、2017年度第2四半期と比べて10.2%増の819百万ユーロとなった。この増加傾向は、2018年第2四半期に31ベシス・ポイント以上、または対前年同期比プラス3.3ベシス・ポイントを示した資産運用業務の全体的な報酬率の改善（運用報酬を除く。）によるものである。

2018年度上半期の**営業費用**は、事業活動の成長に伴い、2017年度上半期と比べて3.7%増（恒常為替レートベースでプラス10.5%）の1,077百万ユーロとなった。2018年度第2四半期においては、2017年度第2四半期と比べて5.5%増の549百万ユーロとなった。

(中略)

- ・2018年度上半期の費用／収益比率は、4.3パーセンテージ・ポイント（恒常為替レートベースで4.4ポイント）改善し、67.3%となった。2018年度第2四半期においては、2017年度第2四半期と比べて3.0パーセンテージ・ポイント改善し、67.2%となった。

（後略）

3.3 コーポレート・投資銀行業務：対前年同期比で1パーセンテージ・ポイント増加し17%となったROEをはじめとする持続可能な価値の創造

<訂正前>

（前略）

- ・費用／収益比率は、2018年度上半期において2.0パーセンテージ・ポイント(恒常為替レートベースでは1.1%増)上昇し、57.4%となった。2018年度第2四半期においては、当該レートは同一推移をたどり、57.3%(2017年第2四半期比で1.9パーセンテージ・ポイント増)を計上した。

（中略）

グループBPCEの2018年6月30日終了期間の四半期財務諸表は、2018年6月30日に招集された役員会の承認を経て、2018年8月2日に招集された監査役会により認証および精査された。本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」に記載されている経営成績は、法定監査役によるレビューを受けていない。

<訂正後>

（前略）

- ・費用／収益比率は、2018年度上半期において対前年同期比で2.0パーセンテージ・ポイント(恒常為替レートベースでは1.1ポイント増)上昇し、57.4%となった。2018年度第2四半期においては、当該レートは同一推移をたどり、57.3%(2017年第2四半期比で1.9パーセンテージ・ポイント増)を計上した。

（中略）

グループBPCEの2018年6月30日終了期間の四半期財務諸表は、2018年7月30日に招集された役員会の承認を経て、2018年8月2日に招集された監査役会により認証および精査された。本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」に記載されている経営成績は、法定監査役によるレビューを受けていない。

免責事項

<訂正前>

（前略）

グループBPCE以外の当事者に関する情報または外部の情報源から入手された本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の情報は、独立検証の対象ではない。拡大当行グループは、かかる第三者の情報についていかなる言及も約束も行わず、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の情報または意見の正確性、公正性、精密性、または完全性についての保証も一切提供しない。グループBPCEおよびその代表者はいずれも、作為もしくは不作為、または本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の内容または本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」において言及される書類または情報の使用により被った損害に関して責任を有するものとする。

2018年6月30日終了期間に関して、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」で開示される財務情報は、IFRSガイドライン（欧州連合に採択された。）に準拠して作成されている。かかる財務情報は、中間略式財務諸表（IAS第34号「期中財務報告」において定義される。）に準拠している。

（中略）

グループBPCEの2018年6月30日終了期間の四半期財務諸表は、2018年6月30日に招集された役員会の承認を経て、2018年8月2日に招集された監査役会により認証および精査された。当経営成績は、法定監査役が行う限定的なレビューの対象である。

<訂正後>

（前略）

グループBPCE以外の当事者に関する情報または外部の情報源から入手された本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の情報は、独立検証の対象ではない。拡大当行グループは、かかる第三者の情報についていかなる言及も約束も行わず、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の情報または意見の正確性、公正性、精密性、または完全性についての保証も一切提供しない。グループBPCEおよびその代表者はいずれも、作為もしくは不作為、または、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」の内容または本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」において言及される書類または情報の使用により被った損害に関して責任を有しないものとする。

2018年6月30日終了会計期間に関して、本「7.3 経営成績に関するプレス・リリース」で開示される財務情報は、IFRSガイドライン（欧州連合に採択された。）に準拠して作成されている。かかる財務情報は、要約中間財務書類（IAS第34号「期中財務報告」において定義される。）に相当する。

（中略）

グループBPCEの2018年6月30日終了期間の四半期財務諸表は、2018年7月30日に招集された役員会の承認を経て、2018年8月2日に招集された監査役会により認証および精査された。当経営成績は、法定監査役が行う限定的なレビューの対象である。

代替的な業績測定値 - 非経済的項目および特別損益項目

<訂正前>

（単位：百万ユーロ）

2018年上半期	2017年上半期
----------	----------

（中略）

（単位：百万ユーロ）

2018年第2四半期	2017年第2四半期
------------	------------

（後略）

<訂正後>

(単位：百万ユーロ)

2018年上半期	2017年上半期 (試算)
----------	------------------

(中略)

(単位：百万ユーロ)

2018年第2四半期	2017年第2四半期 (試算)
------------	--------------------

(後略)

<訂正前>

手法に対する注記

<訂正後>

手法に関する注記

試算による四半期の経営成績の表示

<訂正前>

(前略)

2018年1月1日以降、グループBPCEは、欧州連合によって採択されたIFRS第9号を金融商品に適用してきた。拡大当行グループは、過去の会計年度に関する比較数値を再表示しないという同基準によって提供されたオプションを使用する選択肢を選択した。その結果、金融商品に関して、2018年度に関する数値と併せて表示される2017年度の比較数値は、IAS第39号に定める規定に従って今後も作成されるものとする。

2017年度第1四半期の業績が公表された際、拡大当行グループの単一破綻処理基金に対する拠出金として認識された金額は、試算に基づいていた。2017年度第2四半期の実現金額の通知後、2017年度第1四半期の営業利益として認識されたSRFの金額は、合計で3百万ユーロ増加した。2018年度に関するSRFの拠出金の最終的な金額は、2018年度第1四半期の業績として認識される。

<訂正後>

(前略)

2018年1月1日以降、グループBPCEは、欧州連合によって採択されたIFRS第9号「金融商品」に適用してきた。拡大当行グループは、過去の会計年度に関する比較数値を再表示しないという同基準によって提供されたオプションを使用する選択肢を選択した。その結果、金融商品に関して、2018年度に関する数値と併せて表示される2017年度の比較数値は、IAS第39号に定める規定に従って作成されている。

2017年度第1四半期の業績が公表された際、拡大当行グループの単一破綻処理基金に対する拠出金として認識された金額は、試算に基づいていた。2017年度第2四半期の実現金額の通知後、2017年度第1四半期の営業費用として認識されたSRFの金額は、合計で3百万ユーロ増加した。2018年度に関するSRFの拠出金の最終的な金額は、2018年度第1四半期の業績として認識される。

銀行業務純収益

<訂正前>

顧客純受取利息(規制上の住宅貯蓄制度を除く。)は、顧客取引から稼得した利息(中央集中型の貯蓄商品(リヴレA、リヴレ・デプロブマンおよびリヴレ・エパーニュ・ロジュマンの通帳式預金口座)に係る純受取利息に加え、規制住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。)を基礎として算出される。

中央集中型の貯蓄に係る純受取利息は、手数料として組み込まれている。

<訂正後>

顧客純受取利息（規制上の住宅貯蓄制度を除く。）は、顧客取引から稼得した利息（中央集中型の貯蓄商品（リヴレA、リヴレ・デプロプマン・デュラブルおよびリヴレ・エパーニュ・ロジユマンの通帳式預金口座）に係る純受取利息に加え、規制住宅購入貯蓄制度のための引当金の変動を除く。）を基礎として算出される。

中央集中型の貯蓄に係る純受取利息は、手数料として組み込まれている。

営業費用

<訂正前>

営業費用は、「営業費用」（2017年度有価証券報告書におけるグループBPCEの連結財務書表に付帯する注記6.6に記載される。）と「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損費用」との合計に一致する。

<訂正後>

営業費用は、「営業費用」（2017年度有価証券報告書におけるグループBPCEの連結財務書表に付帯する注記6.6に記載される。）と「有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損」との合計に一致する。

リスクコスト

<訂正前>

リスクコストは、ベースス・ポイントで表示され、事業ラインごとのリスクのレベルを借入金残高に対する割合として測定する。これは、期間の信用リスクに関して計上された引当金の純額と、期首時点における顧客ローンの残高の総額とを比較することで計算される。

<訂正後>

リスクコストは、ベースス・ポイントで表示され、事業ラインごとのリスクのレベルを貸付金残高に対する割合として測定する。これは、期間の信用リスクに関して計上された引当金の純額と、期首時点における顧客ローンの残高の総額とを比較することで計算される。

<訂正前>

適性資本

普通株式等Tier-1は、適用あるCRR/CRD IVのルールに従って決定される。完全所有持分は、移行措置を適用することなく表示される。

追加のTier-1資本については、非適格となり、現在有効な段階的廃止の比率における上限が適用される劣後債務に関する問題を考慮する。

レバレッジ比率は、移行措置を適用することなく、欧州委員会により2014年10月10日付で公表された「委任行為」規則を使用して算出される。清算機関によって実行された有価証券資金調達業務は、IAS第32号に定める基準に基づき、満期および通貨の基準を考慮することなく相殺される。欧州連合一般裁判所により下された2018年7月13日付の決定に続いて、グループBPCEは、ECBに対し、当該比率の分母の計算から規制対象貯蓄の集中管理された残高を除外することに関する合意を再度要求した。

<訂正後>

適正資本

普通株式等Tier-1は、適用あるCRR/CRD IVのルールに従って決定される。資本は、移行措置を適用することなく完全実施基準で表示される。

その他Tier-1資本については、非適格となり、現在有効な段階的廃止の比率における上限が適用される劣後債務の発行を考慮する。

レバレッジ比率は、移行措置を適用することなく、欧州委員会により2014年10月10日付で公表された委任法令の規則を使用して算出される。清算機関によって実行された有価証券金融取引は、IAS第32号に定める基準に基づき、満期および通貨の基準を考慮することなく相殺される。欧州連合一般裁判所により下された2018年7月13日付の決定に続いて、グループBPCEは、ECBに対し、当該比率の分母の計算から規制対象貯蓄の集中管理された残高を除外することに関する合意を再度要求した。

総損失吸収力

< 訂正前 >

(前略)

・適用あるCRR/CRD IVのルールに従った追加的Tier-1資本、

(中略)

- 普通株式等として認識されない追加的Tier-1資本証券(すなわち、段階的廃止を含む。)、

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

・適用あるCRR/CRD IVのルールに従ったその他Tier-1資本、

(中略)

- 普通株式等として認識されないその他Tier-1資本証券(すなわち、段階的廃止を含む。)、

(後略)

流動性

< 訂正前 >

流動性準備の合計は、以下から構成される。

・以下を含む、中央銀行適格資産。

- ECB評価(ECBによる減額後)において、LCRに不適格なECB適格有価証券

- 利用可能かつECB評価(ECBによる減額後)においてECB適格とされる保有有価証券(証券化およびカバードボンド)

(中略)

・LCR評価において拡大当行グループのLCR準備を構成するLCR適格資産

(中略)

短期資金調達は、当初満期日が1年以下の資金調達に相当する。

中・長期債務の短期満期は、当初満期日が1年超であり、かつその満期日が翌12ヶ月以内に到来する資金調達に相当する。

拡大当行グループの預貸率(顧客預金に対する貸出金の割合)は、分子を顧客への貸出金および中央集中型の規制預金通帳上の預金勘定とし、分母を顧客預金としたときの比率である。計算の範囲において、SCF(コ

ンパニー・ドゥ・フィナンスマン・フォンシエ、拡大当行グループのソシエテ・デ・クレディ・フォンシエおよびフランスのカバード・ボンドの発行体)は除かれる。これらの事項は、持分方式を利用して保険事業体を会計処理後、拡大当行グループの会計上の貸借対照表から取得される。

顧客預金は、以下の調整に服する。

- ・バンク・ポピュレールおよびケス・デパーニュの顧客とのリテール・バンキング・ネットワークによる追加の有価証券の発行、および顧客預金に相当する取引相手方とともに実行する一定のオペレーション
- ・ナティクシスが自らの仲介業務を追求するなかで回収した、特定の金融顧客により保有される短期預金の引出し

<訂正後>

流動性準備の合計は、以下から構成される。

- ・以下を含む、中央銀行適格資産。
 - LCRの適用要件を満たさないIECB適格有価証券のECBによる評価額 (ECBのヘアカット適用後)
 - 利用可能かつECB適格とされる保有有価証券 (証券化およびカバードボンド) のECBによる評価額 (ECBのヘアカット適用後)

(中略)

- ・拡大当行グループのLCR準備を構成するLCR適格資産のLCRにおける評価額

(中略)

短期資金調達には、当初満期日が1年以下の資金調達が該当する。

短期満期の中・長期債務には、当初満期日が1年超であり、かつその満期日が翌12ヶ月以内に到来する債務が該当する。

拡大当行グループの預貸率(顧客預金に対する貸出金の割合)は、分子を顧客への貸出金および中央集中型の規制対象通帳式貯蓄勘定とし、分母を顧客預金としたときの比率である。計算の範囲において、SCF(拡大当行グループのソシエテ・ドゥ・クレディ・フォンシエおよびフランスのカバード・ボンドの発行体であるコンパニー・ドゥ・フィナンスマン・フォンシエ)は除かれる。これらの項目は、持分法を利用して保険事業体を会計処理後、拡大当行グループの会計上の貸借対照表から取得される。

顧客預金は、以下の調整に服する。

- ・ポピュレール銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)のリテール・バンキング・ネットワークにより顧客に発行される追加の有価証券、および顧客預金に相当する取引相手方とともに実行する一定の取引
- ・ナティクシスが自らの仲介業務を追求するなかで集客した、特定の金融顧客により保有される短期預金の引出し

貸付金残高および預金・貯蓄

<訂正前>

帳簿上の残高から運用残高への移管についての修正再表示(貸付金および預金・貯蓄)は、次の通りである。

預金・貯蓄:運用残高の範囲からは、債務証券(預金証書および貯蓄債券)は除かれる。

貸付金残高:運用残高の範囲からは、顧客貸付金および受取債券として分類される有価証券およびその他の金融オペレーションとみなされる有価証券は除かれる。

<訂正後>

帳簿上の残高から運用残高への移管についての修正再表示(貸付金および預金・貯蓄)は、次の通りである。

- ・預金・貯蓄:運用残高の範囲からは、債務証券(預金証書および貯蓄債券)は除かれる。
- ・貸付金残高:運用残高の範囲からは、顧客貸付金および債権として分類される有価証券ならびにその他の金融取引として分類される有価証券は除かれる。

[次へ](#)

7.4 BPCE S.A.グループの財務データ

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ

2018年度上半期

異なる方法のもとでの連結対象外企業または連結対象企業⁽¹⁾ -1,127

(中略)

百万ユーロ	リテール・バンキング および保険*		アセット&ウェルスマ ネジメント		コーポレート・投資銀 行業務		コーポレート・ センター		BPCE S.A. グループ	
	2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算	
	2018年度 上半期	2018年度 上半期 試算								

(中略)

持分法で会計処理される関連会社の純利益に対する持分	4	8	0	0	6	5	105	110	115	123
---------------------------	---	---	---	---	---	---	-----	-----	-----	-----

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

百万ユーロ

2018年度上半期

連結対象外企業または会計処理方法の異なる連結対象企業⁽¹⁾ -1,127

(中略)

百万ユーロ	リテール・バンキング および保険*		アセット&ウェルスマ ネジメント		コーポレート・投資銀 行業務		コーポレート・ センター		BPCE S.A. グループ	
	2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算		2017年度 2018年度 上半期 試算	
	2018年度 上半期	2018年度 上半期 試算								

(中略)

持分法により会計処理をしている関連会社の純利益に対する持分	4	8	0	0	6	5	105	110	115	123
-------------------------------	---	---	---	---	---	---	-----	-----	-----	-----

(後略)

7.5 対象期間後の事由

< 訂正前 >

(前略)

- 新規貸付は拡大当行グループ各社において再編される(ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)の個人金融、公営住宅についてはケス・デパーニュ(貯蓄銀行)およびポピュレール銀行傘下銀行の法人金融、また、プロジェクト・ファイナンスおよびインフラストラクチャーについてはナティクシス)。

(中略)

- クレディ・フォンシエは、拡大当行グループがコンパニー・ドゥ・フィナンスマン・フォンシエを通じて実施する公共部門の資産のための資金提供および現在未返済となっている貸付の管理に再び重点を置く。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 新規貸付は拡大当行グループ各社に(個人向け金融はポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)へ、公営住宅向けの法人向け金融はケス・デパーニュ(貯蓄銀行)およびポピュレール銀行傘下銀行へ、また、プロジェクト・ファイナンスおよびインフラストラクチャーについてはナティクシスへ)再編される。

(中略)

- クレディ・フォンシエは、拡大当行グループが組成しコンパニー・ドゥ・フィナンスマン・フォンシエを通じて実施する公共部門の資産のための資金提供および現在未返済となっている貸付金の管理に再び重点を置く。

(後略)

7.6 見通し

経済見通し

<訂正前>

2018年下半期および2019年は、サイクルの適切な動きが少なくともサイクルを減速させるおそれのある出来事に直面する。賃金上昇に伴う新たなインフレの影響が懸念される中、イランに対する禁輸措置の延長により均衡原油価格は当然上昇した（2018年は1バレル75ドル、2019年は1バレル85ドル）。ブレグジット後、イタリアは再びユーロ圏崩壊をめぐる不安材料となった。海外では、主として米中間の貿易戦争、さらにカナダや欧州との貿易戦争の脅威がより明白になりつつある。また、米国が連邦準備制度理事会の予想しなかった追加金融引締めや拡大性のあるボンドクラッシュに繋がりがねないインフレの影響を受けるとともに、中国が過度の民間債務による普遍的な金融リスクに悩まされ、米国と中国のサイクルが突如停止するリスクが依然として存在する。さらに、周期的なインフレの再発および2019年10月31日に見込まれるマリオ・ドラギの任期終了のために、金融政策は以前よりも予測しづらくなった感がある。多額の債務を負っている世界経済は、緊張状態を悪化させることなく、激しいインフレが生じるリスクを抑制する秩序ある減速期（2019年初めに明確に宣言されると思われる。）に入ると予想される。

フランスは、その構造的弱点により本来の勢いが抑えられているため、世界の経済情勢に引き続き大きく依存している。したがって、世界経済および欧州経済の鈍化は、専らフランス経済の軌道に影響を及ぼす可能性がある。但し、景気調査によれば、こうした景気減速が一段と激しくなっている様子はない。建設以外のすべての産業分野で明らかに景気が下向いているが、注視している各種指標はその長期平均値をまだ上回っている。2018年下半期は小幅に反発し、通年の成長率が2019年に年1.4%とより大きく減速する前に1.7%程度となる可能性すらある。雇用創出（2018年は183,000の職）はサービス部門を中心に好調を維持すると見込まれるが、経済活動を受けて鈍化する可能性がある。この数ヶ月は物価上昇が見られたが、消費は、好調な企業収益、堅調な雇用創出数や賃上げの可能性などの様々な理由によるインフレ率の上昇（2018年 - 2019年は年平均で約1.8%）にかかわらず、2018年下半期および2019年に若干持ち直す見通しである。購買力は、従業員拠出額の減少や住宅減税により特に2018年の最終四半期に増大すると予想される。また、採用難は、製造業の生産能力（1976年 - 2017年の平均値（82.5%）と比べて高い（85%超）。）への圧力と同じく、企業の投資意欲をさらに掻き立てるものと予想される。現在の融資条件も金利圧力の小ささから極めて有利になると見込まれる。

（後略）

<訂正後>

2018年下半期および2019年は、サイクルの適切な動きが少なくともサイクルを減速させるおそれのある出来事に直面する。賃金上昇に伴う新たなインフレの影響が懸念される中、イランに対する禁輸措置の延長により均衡原油価格は当然上昇した（2018年は1バレル75ドル、2019年は1バレル85ドル）。ブレグジット後、イタリアは再びユーロ圏崩壊をめぐる不安材料となった。海外では、主として米中間の貿易戦争、さらにカナダや欧州との貿易戦争の脅威がより明白になりつつある。また、米国が連邦準備制度理事会の予想しなかった追加金融引締めや拡大性のあるボンドクラッシュに繋がりがねないインフレの影響を受けるとともに、中国が過度の民間債務による普遍的な金融リスクに悩まされ、米国と中国のサイクルが突如停止するリスクが依然として存在する。さらに、周期的なインフレの再発および2019年10月31日に見込まれるマリオ・ドラギの任期終了のために、金融政策は以前よりも予測しづらくなった感がある。多額の債務を負っている

世界経済は、緊張状態を悪化させることなく、激しいインフレが生じるリスクを抑制する秩序ある減速期（2019年初めにかなり顕著になると思われる。）に入ると予想される。

フランスは、その構造的弱点により本来の勢いが抑えられているため、世界の経済情勢に引き続き大きく依存している。したがって、世界経済および欧州経済の鈍化は、専らフランス経済の軌道に影響を及ぼす可能性はある。但し、景気調査によれば、こうした景気減速が一段と激しくなっている様子はない。建設以外のすべての産業分野で明らかに景気が下向いているが、注視している各種指標はその長期平均値をまだ上回っている。2018年下半期は小幅に反発する可能性すらあると考えており、その場合2018年の通年の成長率は1.7%程度となるが、2019年に年1.4%とより大きく減速することになる。雇用創出（2018年は183,000の職）はサービス部門を中心に好調を維持すると見込まれるが、経済活動を受けて鈍化する可能性がある。この数ヶ月は物価上昇が見られたが、消費は、好調な企業収益、堅調な雇用創出数や賃上げの可能性などの様々な理由によるインフレ率の上昇（2018年 - 2019年は年平均で約1.8%）にかかわらず、2018年下半期および2019年に若干持ち直す見通しである。購買力は、従業員拠出額の減少や住宅減税により特に2018年の最終四半期に増大すると予想される。また、採用難は、製造業の生産能力（1976年 - 2017年の平均値（82.5%）と比べて高い（85%超）。）への圧力と同じく、企業の投資意欲をさらに掻き立てるものと予想される。現在の融資条件も金利圧力の小ささから極めて有利になると見込まれる。

（後略）

第6【経理の状況】

1【中間財務書類】

BPCE S.A.グループの連結財務書類2018年6月30日現在

中間財務書類

5.3 BPCE S.A.グループの連結財務書類 2018年6月30日現在

5.3.3 包括利益

IAS第39号に準拠して作成した2017事業年度上半期のデータ

< 訂正前 >

	2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円
(中略)		
関連会社のその他の包括利益に直接認識される利得および損失に対する持分のうち純損益に振り替えられる可能性のあるもの	(20)	(2,621)
(後略)		

< 訂正後 >

	2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円
(中略)		
関連会社のその他の包括利益に直接認識される利得および損失に対する持分のうち純損益に再分類される可能性のあるもの	(20)	(2,621)
(後略)		

[次へ](#)

株式資本および資本剰余金		その他の包括利益に直接認識される利得および損失																
		純損益に再分類される可能性のある項目						純損益に再分類されることのない項目										
								純損益を通じ て公正価値で 測定すると指 定された金融 負債に係る自 己の信用リス クの再評価差 額金							親会社の持分 所有者に帰属 する当期純利 益		親会社の持分 所有者に帰属 する当期純利 益	
		その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する負債性 ける売却可能 融商品の公正 定する資本性						その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する資本性 クの再評価差 額金							親会社の持分 所有者に帰属 する当期純利 益		親会社の持分 所有者に帰属 する当期純利 益	
百万円		株式資本 ⁽¹⁾	資本剰余金 ⁽¹⁾	後償	利益剰余金	為替換算調整額	金融資産	資産	価値の変動	金融資産	額金	再評価差額金	益	する持分合計	非支配持分	連結持分合計		
(中略)																		
2018年6月30日現在株主持分		20,707	1,654,633	89,514	604,973	19,921	3,408	117,954	(37,221)	(16,776)	(5,636)	(14,023)	69,855	2,507,309	865,258	3,372,567		

(後略)

[次へ](#)

5.3.5 連結キャッシュ・フロー計算書

< 訂正前 >

	2018事業年度上半期		2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
投資活動の正味利得 / 損失	(378)	(49,541)	(254)	(33,289)
(中略)				
為替レート変動の影響額(D) - 非継続事業	405	53,079	(1,078)	(141,283)
(中略)				
(後略)				

< 訂正後 >

	2018事業年度上半期		2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
投資活動による正味キャッシュ・フロー	(378)	(49,541)	(254)	(33,289)
(中略)				
為替レート変動の影響額(D) - 継続事業	405	53,079	(1,078)	(141,283)
(中略)				
(後略)				

5.3.6 IFRS第9号の初度適用

1. IFRS第9号の2018年1月1日付け適用の影響

分類および測定

< 訂正前 >

IAS第39号に基づき償却原価で測定されていた大部分の金融資産は、IFRS第9号に基づき償却原価で測定するための条件を引き続き充足する。同様にIAS第39号に基づき公正価値で測定されていた大部分の金融資産（売却可能金融資産および準損益を通じて公正価値で測定する金融資産）もIFRS第9号に基づき引き続き公正価値で測定される。

（中略）

- IAS第39号に基づき償却原価で測定され、貸付金および債権として分類されていた特定の金融商品。これらの金融商品は契約上のキャッシュ・フローが元本および元品残高に対する利息の支払いのみから構成されないためIFRS第9号のもとでは純損益を通じて公正価値で認識される。

（中略）

- IAS第39号に基づき純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産（公正価値オプション）として分類される一方で、IFRS第9号のもとではトレーディングの事業モデルの一部とみなされたレポ取引は、純損益を通じて公正価値で資産に認識される。

（後略）

< 訂正後 >

IAS第39号に基づき償却原価で測定されていた大部分の金融資産は、IFRS第9号に基づき償却原価で測定するための条件を引き続き充足する。同様にIAS第39号に基づき公正価値で測定されていた大部分の金融資産（売却可能金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）もIFRS第9号に基づき引き続き公正価値で測定される。

（中略）

- IAS第39号に基づき償却原価で測定され、貸付金および債権として分類されていた特定の金融商品。これらの金融商品は契約上のキャッシュ・フローが元本および元本残高に対する利息の支払いのみから構成されないためIFRS第9号のもとでは純損益を通じて公正価値で認識される。

（中略）

- IAS第39号に基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（公正価値オプション）として分類される一方で、IFRS第9号のもとではトレーディングの事業モデルの一部とみなされたレポ取引は、純損益を通じて公正価値で資産に認識される。

（後略）

減損

< 訂正前 >

（前略）

IFRS第9号は、企業がIAS第39号より早い段階での（すなわち当該金融商品の当初認識日から）減損の認識を要求する。したがって新IFRS第9号の引当金設定モデルの適用は、償却原価によって純損益への事後的分類変更が可能なその他の包括利益を通じて公正価値によって計上される貸付金および有価証券に係る減損金額ならびに供与している金融コミットメント、保証コミットメント（純損益を通じて公正価値で計上されるものは除かれる。）およびリース債権に係る減損金額の増加につながる。

新たな引当金設定モデルの実施に伴うIFRS第9条の初度適用が期首株主資本に与えた影響額は、税引前でマイナス504百万ユーロ（税効果考慮後：マイナス341百万ユーロ）であった。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

IFRS第9号は、企業がIAS第39号より早い段階での（すなわち当該金融商品の当初認識日から）減損の認識を要求する。したがって新IFRS第9号の引当金設定モデルの適用は、償却原価によってまたは純損益への事後的分類変更が可能なその他の包括利益を通じて公正価値によって計上される貸付金および有価証券に係る減損金額ならびに供与している金融コミットメント、保証コミットメント（純損益を通じて公正価値で計上されるものは除かれる。）およびリース債権に係る減損金額の増加につながる。

新たな引当金設定モデルの実施に伴うIFRS第9号の初度適用が期首株主持分に与えた影響額は、税引前でマイナス504百万ユーロ（税引後：マイナス341百万ユーロ）であった。

（後略）

[次へ](#)

< 訂正前 >

(前略)

資産 (百万ユーロ)	IAS第39号に基づ く貸借対照表 (2017年12月31日 現在)	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響 評価 ⁽¹⁾ 信用損失の評価調整 ⁽²⁾	IFRS第9号に基づく貸 借対照表(2018年1月 1日現在)	資産 (百万ユーロ)
IAS第39号						IFRS第9号	

(中略)

資産合計	759,620			759,620	(419)	759,425	資産合計
------	---------	--	--	---------	-------	---------	------

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

資産 (百万ユーロ)	IAS第39号に基づ く貸借対照表 (2017年12月31日 現在)	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響 評価 ⁽¹⁾ 信用損失の評価調整 ⁽²⁾	IFRS第9号に基づく貸 借対照表(2018年1月 1日現在)	資産 (百万ユーロ)
IAS第39号						IFRS第9号	

(中略)

資産合計	759,620			759,620	224	(419)	759,425	資産合計
------	---------	--	--	---------	-----	-------	---------	------

(後略)

< 訂正前 >

負債	IAS第39号に基づ	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響	IFRS第9号に基づく貸	負債
(百万ユーロ)	< 貸借対照表					借対照表(2018年1月	(百万ユーロ)
IAS第39号	(2017年12月31日				評価 ⁽¹⁾ 信用損失の評価調整 ⁽²⁾	1日現在)	IFRS第9号
	現在)						
(中略)							
売却目的で保有する非流動資産に関連する負債	717			717		717	売却目的で保有する非流動資産に関する負債
(中略)							
(後略)							

< 訂正後 >

負債	IAS第39号に基づ	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響	IFRS第9号に基づく貸	負債
(百万ユーロ)	< 貸借対照表					借対照表(2018年1月	(百万ユーロ)
IAS第39号	(2017年12月31日				評価 ⁽¹⁾ 信用損失の評価調整 ⁽²⁾	1日現在)	IFRS第9号
	現在)						
(中略)							
売却目的で保有する資産に関連する負債	717			717		717	売却目的で保有する非流動資産および非継続事業に関する負債
(中略)							
(後略)							

[次へ](#)

2. IAS第39号およびIFRS第9号間の資産・負債区分別再分類の概要

金融資産

< 訂正前 >

IAS第39号のもとの金融資産	IFRS第9号のもとの区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号のもとの	IFRS第9号のもとの
			の帳簿価額	での帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)
(中略)				
貸付金および債権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権		32	25 2
(中略)				
合計			7,59,620	759,425

(中略)

(b) IAS第39号のもとの「公正価値で測定と指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた変動利付証券242百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。

(c) IAS第39号のもとの「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されてきた貸付金および債権2,421百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。貸付金および債権2,397百万ユーロが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に再分類された。

(中略)

(e) IAS第39号のもとの「売却可能金融資産」として分類された負債性金融商品15百万ユーロがSPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された。

(f) 主に手元流動性の有価証券ポートフォリオに該当する、回収および売却目的保有の事業モデルの中で管理されている負債性金融商品14,025百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類された。この再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。

IAS第39号のもとの「売却可能金融資産」として分類されていた負債性金融商品2,546百万ユーロがIFRS第9号のもとで償却原価で測定される資産として再分類された。当該再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。

(中略)

(j) これらは、IAS第39号のもとの「貸付金および債権」に分類されていた貸付金および債権であるが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで47百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類されている。

(中略)

分類変更および新規引当金規則の実施の影響は本財務類書のセクション5.3.6 §1に記載されている。

< 訂正後 >

IAS第39号のもとの金融資産	IFRS第9号のもとの区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号のもとの	IFRS第9号のもとの
			の帳簿価額	での帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)
(中略)				
貸付金および債権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権		32	25 2
(中略)				
合計			759,620	759,425

(中略)

(b) IAS第39号のもとの「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた変動利付証券242百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。

(c) IAS第39号のもとの「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されてきた貸付金および債権2,421百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。貸付金および債権2,397百万ユーロが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に再分類された。

(中略)

- (e) IAS第39号のもとで「売却可能金融資産」として分類された負債性金融商品15百万ユーロがSPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された。
- (f) 主に手元流動性の有価証券ポートフォリオに該当する、回収および売却目的保有の事業モデルの中で管理されている負債性金融商品14,025百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類された。この再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。
- IAS第39号のもとで「売却可能金融資産」として分類されていた負債性金融商品2,546百万ユーロがIFRS第9号のもとで償却原価で測定される資産として再分類された。当該再分類は期首株主持分に重要な影響を与えなかった。

(中略)

- (j) これらは、IAS第39号のもとで「貸付金および債権」に分類されていた負債性金融商品であるが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで47百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類されている。

(中略)

分類変更および新規引当金規則の実施の影響は本財務書類のセクション5.3.6 §1に記載されている。

金融負債

< 訂正前 >

(前略)

- (a) IAS第39号のもとで「純損益を通じて公正価値で測定に指定された金融負債」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは34,966百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類されている。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- (a) IAS第39号のもとで「純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは34,966百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類されている。

(後略)

3. 予想信用損失の減損または引当金に対する適用変更の影響

< 訂正前 >

(前略)

減損および引当金の調整表(百万ユーロ)	IAS第39号 のもとでの減損 または引当金	再分類	IFRS第9号の 影響	IFRS第9号 のもとでの減損 または引当金
---------------------	------------------------------	-----	----------------	------------------------------

(中略)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性 金融商品でその後に純損益に分類可能なもの	59	(58)	11	12
--	----	------	----	----

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

減損および引当金の調整表(百万ユーロ)	IAS第39号 のもとでの減損 または引当金	再分類	IFRS第9号の 影響	IFRS第9号 のもとでの減損 または引当金
---------------------	------------------------------	-----	----------------	------------------------------

(中略)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する <u>売却可</u> 能負債性金融商品でその後に純損益に分類可能なもの	59	(58)	11	12
--	----	------	----	----

(後略)

注記1 一般的背景

1.2 保証の仕組

< 訂正前 >

(前略)

各LSCの流動性および適正自己資本は、まず個々のLSCのレベルで当該LSCの株主であるケス・デパーニュ（貯蓄銀行）により保証される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

各LSCの流動性および適正自己資本は、まず個々のLSCのレベルで当該LSCが株主であるケス・デパーニュ（貯蓄銀行）により保証される。

(後略)

1.4 後発事象

グループBPCEへのクレディ・フォンシエ業務の統合プロジェクト

当該プロジェクトの範囲および位置づけ

< 訂正前 >

BPCE監査委員会およびクレディ・フォンシエ取締役会は、それぞれ2018年6月25日および26日に、クレディ・フォンシエの事業セクターおよび顧客のニーズに応える目的でクレディ・フォンシエ業務および従業員のグループBPCEへの統合プロジェクトをスタートさせることを原則的に承認した。当該プロジェクトは、クレディ・フォンシエの知識および専門的ノウハウをグループBPCE各社に統合させることに重点を置く。

(後略)

< 訂正後 >

BPCE監査委員会およびクレディ・フォンシエ取締役会は、それぞれ2018年6月25日および26日に、クレディ・フォンシエの事業セクターおよび顧客の新たなニーズに応える目的でクレディ・フォンシエ業務および従業員のグループのBPCEへの統合プロジェクトをスタートさせることを原則的に承認した。当該プロジェクトは、クレディ・フォンシエの知識および専門的ノウハウをグループBPCE各社に統合させることに重点を置く。

(後略)

注記2 適用する会計基準および比較可能性

2.2 会計基準

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第9号はIAS第39号を置き換えるものであり、金融資産および負債の分類および測定についての新規則、金融資産の信用リスクに関する新減損規則、ならびにヘッジ取引の会計処理(ただし目下IASBが検討を進めている別個の会計基準が適用されることになるマクロ・ヘッジは除かれる)を定める。

(中略)

2017年11月3日付の規則に従って、当グループは保険部門と当グループの他の部門との間のあらゆる金融商品の移転(かかる移転を行えば移転企業側において認識の中止がもたらされる。)を禁止するための必要措置を実施した。ただしかかる禁止は関与する二つの部門が純損益を通じて公正価値で測定する金融商品を移転させる場合には適用されない。

(中略)

取引価格を算定する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

IFRS第9号はIAS第39号を置き換えるものであり、金融資産および負債の分類および測定についての新規則、金融資産の信用リスクに関する新減損規則、ならびにヘッジ取引の会計処理(ただし目下IASBが検討を進めている別個の会計基準が適用されることになるマクロ・ヘッジは除かれる)を定める。

(中略)

2017年11月3日付の規則に従って、当グループは保険部門と当グループの他の部門との間のあらゆる金融商品の移転(かかる移転を行えば移転企業側において認識の中止がもたらされる。)を禁止するための必要措置を実施した。ただしかかる禁止は関与する二つの部門が純損益を通じて公正価値で測定する金融商品を移転させる場合には適用されない。

IFRS第9号において利用可能なオプションの下、グループBPCEは財務諸表内の比較情報として記載している過年度数値について修正再表示をしないこととした。

(中略)

全体的な取引価格を算定する。

(後略)

< 訂正前 >

IFRS第16号

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関連する解釈指針を置き換えるものである。当該会計基準は欧州連合によって2017年10月31日に採用された。同会計基準は2019年1月1日付で適用される。

(後略)

< 訂正後 >

公表済みかつ未適用の新しい基準

IFRS第16号

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関連する解釈指針を置き換えるものである。当該会計基準は欧州委員会によって2017年10月31日に採用された。同会計基準は2019年1月1日付で適用される。

(後略)

IFRS第17号

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第17号のもとでの変更の重要性に鑑み、グループBPCEの各保険会社は影響分析を開始し、2018事業年度上半期はIFRS第17号が適用された際にあらゆる側面から同基準を理解できるよう、特別の組織的取組みを以下の分野で展開した。モデリング、システムおよび組織の調整、財務書類の作成、インベスター・リレーションズおよび変更管理である。

<訂正後>

(前略)

IFRS第17号のもとでの変更の重要性に鑑み、グループBPCEの各保険会社は影響分析を開始し、2018事業年度上半期にIFRS第17号が以下の各種プロジェクトに適用された際にあらゆる側面から同基準を理解できるよう、特別の組織的取組みを展開した。モデリング、システムおよび組織の調整、財務書類の作成、インベスター・リレーションズおよび変更管理である。

2.3 見積および判断の行使

<訂正前>

(前略)

将来の実際の経結果は、これらの見積と異なる可能性がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

将来の実際の結果は、これらの見積と異なる可能性がある。

(後略)

注記3 会計方針および測定の方法

3.1 金融資産および負債

< 訂正前 >

LIFRS第9号は、IAS第39号が引き続き適用される保険子会社を除いてグループBPCEに適用される。

< 訂正後 >

IFRS第9号は、IAS第39号が引き続き適用される保険子会社を除いてグループBPCEに適用される。

3.1.1 金融資産の分類の原則

分類および測定

契約上のキャッシュ・フローの種類：SPPI（元本および利息の支払いのみ）テスト

< 訂正前 >

（前略）

ノンリコースローン（例：インフラ・ファイナンス型のプロジェクト・ファイナンス）は、物上担保のみによって担保されている貸付金である。借入人に対する求償の可能性がないのであれば、当該貸付金がSPPI資産として区分されるためには、以下のような他に可能な求償またはプロテクション・メカニズムのストラクチャーを貸手のために検討しなければならない。原資産の取得、担保の徴求（保証金、マージン・コール等）、信用補完措置の確保等である。

< 訂正後 >

（前略）

ノンリコースローン（例：インフラ・ファイナンス型のプロジェクト・ファイナンス）は、物上担保のみによって担保されている貸付金である。借入人に対する求償の可能性がないのであれば、当該貸付金がSPPI資産として区分されるためには、デフォルトに際して以下のような他に可能な求償またはプロテクション・メカニズムのストラクチャーを貸手のために検討しなければならない。原資産の取得、担保の徴求（保証金、マージン・コール等）、信用補完措置の確保等である。

3.1.2 償却原価で測定する金融資産

< 訂正前 >

償却原価で測定する金融資産には、金融機関および顧客に対する貸付金および債権ならびに財務省証券および債券などの有価証券が含まれる。

（中略）

新規に実行した貸付金に直接帰属する収益は、主に顧客に賦課する案件組成報酬、付替え費用およびコミットメント手数料（貸付実行の可能性が高い場合）である。実行に至る可能性の低い金融コミットメントについて受領したコミットメント手数料は、定額法でコミットメント期間にわたり償却される。

（後略）

< 訂正後 >

償却原価で測定する金融資産には、金融機関および顧客に対する貸付金および債権ならびに財務省証券および債券などの償却原価で測定する有価証券が含まれる。

（中略）

新規に実行した貸付金に直接帰属する収益は、主に顧客に賦課する案件組成報酬、付替え費用およびコミットメント手数料（貸付実行の可能性の方が実行しない可能性より高い場合）である。実行に至る可能性の低い金融コミットメントについて受領したコミットメント手数料は、定額法でコミットメント期間にわたり償却される。

（後略）

3.1.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

（前略）

これらの資産は、当初認識日および各貸借対照表日に公正価値で測定される。これらの金融商品の公正価値の期中の変動、利息、配当金、売却による利得または損失は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上される。ただし非SPPIの負債性金融商品はその限りでなく、その利息は「受取利息」に計上される。

< 訂正後 >

（前略）

これらの資産は、当初認識日および各貸借対照表日に公正価値で測定される。これらの金融商品の公正価値の期中の変動、利息、配当金、売却による利得または損失は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上される。ただし非SPPIの負債性金融資産はその限りでなく、その利息は「受取利息」に計上される。

3.1.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

（前略）

純損益への事後的振替が不能なその他の包括利益を通じて測定する金融商品の指定は、売買目的保有ではない資本性金融商品のみについて金融商品ごとに適用される取消不能のオプションである。実現および未実現の減損損失は資本勘定に計上されるため損益計算書には影響しない。当該金融商品は減損処理を行わない。

（中略）

配当金は、これらが投資に対するリターンに該当する場合に限り損益計算書に影響を及ぼす。当該配当金は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上する。

< 訂正後 >

（前略）

純損益への事後的振替が不能なその他の包括利益を通じて公正価値での測定する金融商品の指定は、売買目的保有ではない資本性金融商品のみについて金融商品ごとに適用される取消不能のオプションである。実現および未実現の減損損失は資本勘定に計上されるため損益計算書には影響しない。当該金融資産は減損処理を行わない。

（中略）

配当金は、これらが投資に対するリターンに該当する場合に限り損益計算書に影響を及ぼす。当該配当金は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上する。

3.1.6 負債性金融商品および資本性金融商品

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

< 訂正前 >

（前略）

これらの負債は、当初認識時点および各貸借対照表日の公正価値で測定される。当該金融商品の期間中の公正価値の変動、利息、利得または損失は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」で認識される。ただし、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はこの限りでなく、これは2016年1月1日以降、「資本に直接認識される利得および損失」の「純損益を通

じて公正価値で測定すると指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価差額金」に計上されている。当該負債が満期日より前に認識が中止された場合（例えば期限前償還）、自己の信用リスクに帰属する公正価値の利得または損失は、資本の部の利益剰余金に直接振り替えられる。

< 訂正後 >

（前略）

これらの負債は、当初認識時点および各貸借対照表日の公正価値で測定される。当該金融商品の期間中の公正価値の変動、利息、利得または損失は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」で認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はこの限りでなく、これは2016年1月1日以降、「資本に直接認識される利得および損失」の「純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価差額金」に計上されている。当該負債が満期日より前に認識が中止された場合（例えば期限前償還）、自己の信用リスクに帰属する公正価値の利得または損失は、資本の部の利益剰余金に直接振り替えられる。

[次へ](#)

3.1.8 デリバティブ金融商品およびヘッジ会計

ヘッジ目的デリバティブ

< 訂正前 >

ヘッジ開始時においてヘッジ関係に関する公式文書が存在し、その文書がヘッジ戦略、ヘッジされるリスク、ヘッジの対象項目の指定と特性およびヘッジ手段を識別している場合には、当該ヘッジ関係はヘッジ会計の要件を満たす。加えて開始時にヘッジの有効性を立証し、開始後も確認をする必要がある。

(後略)

< 訂正後 >

ヘッジ開始時においてヘッジ関係に関する公式文書が存在し、その文書がヘッジ戦略、ヘッジされるリスクの種類、ヘッジの対象項目の指定と特性およびヘッジ手段を識別している場合には、当該ヘッジ関係はヘッジ会計の要件を満たす。加えて開始時にヘッジの有効性を立証し、開始後も確認をする必要がある。

(後略)

公正価値ヘッジ

< 訂正前 >

公正価値ヘッジは、貸借対照表に計上されている資産もしくは負債または確定したコミットメント契約（特に固定金利の資産もしくは負債の金利リスク）の公正価値の変動に対するエクスポージャーの削減を意図している。

(後略)

< 訂正後 >

公正価値ヘッジは、貸借対照表に計上されている資産もしくは負債または確定したコミットメント契約の公正価値の変動に対するエクスポージャー（特に固定金利の資産もしくは負債の金利リスク）の削減を意図している。

(後略)

ポートフォリオ・ヘッジ(マクロヘッジ)の個別事例

キャッシュ・フロー・ヘッジとしての文書化

< 訂正前 >

(前略)

事後的検証では実施したヘッジの事後的な有効性について各報告日に計算を行う。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

事後的検証では実施したヘッジの事後的な有効性について各貸借対照表日に計算を行う。

(後略)

< 訂正前 >

在外営業活動体の純投資ヘッジ

(後略)

< 訂正後 >

外国通貨の純投資ヘッジ

(後略)

3.1.9 公正価値の決定

公正価値ヒエラルキー

単純な金融商品：

<訂正前>

ほとんどの店頭デリバティブ、スワップ、信用デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアーおよび単純なオプションは、活発な市場（すなわち売買が定期的に発生する流動性の高い市場）で売買されている。

(後略)

<訂正後>

ほとんどの店頭デリバティブ、スワップ、信用デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアーおよびプレーン・バニラ・オプションは、活発な市場（すなわち売買が定期的に発生する流動性の高い市場）で売買されている。

(後略)

レベル3：観察不能の市場インプットを用いる評価

<訂正前>

(前略)

IFRS第9号のもとでは、デイワン利益は、市場参加者が値付けにおいて考慮する要素の変動によって発生した場合においてのみ（すなわち評価に使用するモデルおよびインプットが観察可能な場合に限り）認識されるものとしている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

IFRS第9号のもとでは、デイワン利益は、市場参加者が値付けにおいて考慮する要素の変動によって発生した場合においてのみ（すなわち評価に使用するモデルおよびパラメータ・インプットが観察可能な場合に限り）認識されるものとしている。

(後略)

3.1.10 金融商品の予想信用損失の減損または引当金

償却原価およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産の減損ならびに金融コミットメントおよび保証コミットメントの引当金設定

<訂正前>

(前略)

個別に減損の客観的な証拠のない金融商品についても、観察された過去の損失の損失だけでなく合理的かつ正当と認められる割引将来キャッシュ・フロー予測に基づき、予想信用損失に対して減損または引当金が計上される。これらの金融商品は、それぞれの当初認識以降に観察された信用リスクの増大に応じて三つのカテゴリーに区分される。減損または引当金は以下の各カテゴリーの残高について認識される。

(中略)

ステージ3（S3）

IFRS第9号の意義の範囲内の不良債権はこのカテゴリーに移される。当該金融商品の当初認識後に発生した信用リスクを示す事象により減損損失の客観的な証拠が存在している。このカテゴリーは、IAS第39号のもとでそうであったように、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定義されるとおり、債務不履行事象が識別された債権もカバーする。

信用リスクに係る減損および引当金は、当該債権の回収可能価額（すなわち担保の効果を勘案した見積将来回収可能将来キャッシュ・フローの現在価値）を基礎に置く当該金融商品の全期間の予想信用損失に基づいて計算される。

(中略)

またIFRS第9号は、購入または組成した信用減損のある（POCI）金融商品を区別して扱う。購入または組成した金融資産であって当初認識時に信用リスクがあり、かつ企業が当該認識時に契約上のキャッシュ・フローのすべてが回収可能とは期待していない金融資産がこれにあたる。当初認識に際し信用の質に基づき実効金利は調整される必要があり、見積回収可能キャッシュ・フローは予想信用損失を考慮に入れる。当該回収可能キャッシュ・フローは、各報告日に企業により再見積もりされる。当初認識時に見積もられた回収可能キャッシュ・フローの水準との比較で変動があれば、損益計算書に減損費用または戻入を認識する。これらの金融資産は当初認識時にステージ3に区分されるが、当該信用リスクが改善すればステージ2に振り替えられるオプションがある。

（中略）

これらの少数の例外を除き、信用リスクの著しい増大は、すべての合理的かつ正当な情報を考慮し、さらに事業年度末の当該金融資産のデフォルト・リスクと当初認識時のデフォルト・リスクを比較することにより、個別ベースで評価される。カウンターパーティー・ベース・アプローチ（対象カウンターパーティーに対するすべての貸付金への直接感染原理の適用）も同じような結果が得られるのであれば有効である。リスクの増大の測定はほとんどの場合、取引が個別に減損する（ステージ3）前にステージ2の増加をもたらす。

（中略）

個別ベースまたはポートフォリオベースで減損の客観的証拠が存在すること。当該貸付金の当初認識後に発生したカウンターパーティー・リスクを識別する「トリガー事象」または「損失事象」が存在していること。個別ベースでは、かなり確度での信用リスクは、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州規則第575-2013号の第178条に定義されるデフォルト事象から発生する。減損の客観的証拠には、少なくとも3ヵ月の支払延滞が生じていること、または延滞の有無を問わずカウンターパーティーの債務の一部もしくは全部が回収されない事態や法的手続の開始につながる財政上の困難にカウンターパーティーが遭遇していることが含まれる。

（中略）

予想信用損失を測定する目的のために、金融商品の契約条件と一体部分を構成し金融商品から切り離されているとの認識を企業も有していない担保資産およびその他の信用補充が予想キャッシュ・フローの不足額の見積りにあたり斟酌される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

個別に減損の客観的な証拠のない金融商品についても、観察された過去の損失だけでなく合理的かつ正当と認められる割引将来キャッシュ・フロー予測に基づき、予想信用損失に対して減損または引当金が計上される。これらの金融商品は、それぞれの当初認識以降に観察された信用リスクの増大に応じて三つのカテゴリーに区分される。減損または引当金は以下の各カテゴリーの残高について認識される。

（中略）

ステージ3（S3）

IFRS第9号の意義の範囲内の不良債権はこのカテゴリーに移される。当該金融商品の当初認識後に発生した信用リスクを示す事象により減損損失の客観的な証拠が存在している債権を指す。このカテゴリーは、IAS第39号のもとでそうであったように、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定義されるとおり、債務不履行事象が識別された債権もカバーする。

信用リスクに係る減損および引当金は、当該債権の回収可能価額（すなわち担保の効果を勘案した見積回収可能将来キャッシュ・フローの現在価値）を基礎に置く当該金融商品の全期間の予想信用損失に基づいて計算される。

（中略）

またIFRS第9号は、購入または組成した信用減損のある（POCI）金融商品を区別して扱う。購入または組成した金融資産であって当初認識時に信用リスクにより既に減損が発生しており、かつ企業が当該認識時に契約上のキャッシュ・フローのすべてが回収可能とは期待していない金融資産がこれにあたる。当初認識に際し信用の質に基づき実効金利は調整される必要があり、見積回収可能キャッシュ・フローは予想信用損失を考慮に入れる。当該回収可能キャッシュ・フローは、各報告日に企業により再見積もりされる。当初認識時に見積もられた回収可能キャッシュ・フローの水準との比較で変動があれば、損益計算書に減損費用または戻入を認識するが、実効金利には影響しない。これらの金融資産は当初認識時にステージ3に区分されるが、当該信用リスクが改善すればステージ2に振り替えられるオプションがある。

（中略）

これらの少数の例外を除き、信用リスクの著しい増大は、すべての合理的かつ正当な情報を考慮し、さらに事業年度末の当該金融商品のデフォルト・リスクと当初認識時のデフォルト・リスクを比較することにより、個別ベースで評価される。カウンターパーティー・ベース・アプローチ（対象カウンターパーティーに対するすべての貸付金への直接感染原理の適用）も同じような結果が得られるのであれば有効である。リスクの増加の測定により、ほとんどの場合、取引が個別に減損する（ステージ3）前にステージ2に認識される。

（中略）

個別ベースまたはポートフォリオベースで減損の客観的証拠が存在すること。当該貸付金の当初認識後に発生したカウンターパーティー・リスクを識別する「トリガー事象」または「損失事象」が存在していること。個別ベースでは、かなり確度での信用リスクは、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州規則第575-2013号の第178条に定義されるデフォルト事象から発生する。減損の客観的証拠には、少なくとも3ヵ月の支払延滞が生じていること、または延滞の有無を問わずカウンターパーティーの債務の一部もしくは全部が回収されない事態の予想や法的手続の開始につながる財政上の困難にカウンターパーティーが遭遇していることが含まれる。

（中略）

予想信用損失を測定する目的のために、金融商品の契約条件と一体部分を構成し、企業が別個に認識していない担保資産およびその他の信用補充が予想キャッシュ・フローの不足額の見積りにあたり斟酌される。

(後略)

3.1.12 金融資産および負債の認識の中止

<訂正前>

(前略)

ある金融資産の全額について認識を中止した場合、処分損益(当該資産の帳簿価額と受領対価の差額を反映)が損益計算書に計上される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ある金融資産の認識を中止した場合、処分損益(当該資産の帳簿価額と受領対価の差額を反映)が損益計算書に計上される。

(後略)

金融負債に重要な変更をもたらす取引

<訂正前>

(前略)

当グループは上記以外に発行体の変更(同一グループ間であっても)や通貨の変更も重要な変更と考える

<訂正後>

(前略)

当グループは上記以外に発行体の変更(同一グループ間であっても)や通貨の変更も重要な変更と考えることができる。

3.7 保険業務

3.7.2 証券

満期保有目的金融資産

<訂正前>

(前略)

満期保有目的金融資産は、直接取引費用を含めて当初時点に公正価値で計上される。その後は、重要度に応じて、プレミアム、ディスカウントおよび取得手数料を含めて実効金利法を用いて償却原価で測定される。

<訂正後>

(前略)

満期保有目的金融資産は、その取得に直接起因する取引費用を含めて当初時点に公正価値で計上される。その後は、重要度に応じて、プレミアム、ディスカウントおよび取得手数料を含めて実効金利法を用いて償却原価で測定される。

3.7.3 純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債

< 訂正前 >

業績管理および測定との会計処理の調和

このオプションは公正価値で管理・測定される資産および/または負債グループに適用される。ただし当該オプションが正式に文書化されたリスク管理または投資戦略に基づき、かつ当該グループに関する情報が公正価値ベースで社内的に報告されていることが条件になる。

かかる状況は主にナティクシスの資本市場業務に関連して発生する。

< 訂正後 >

業績管理および測定との会計処理の調和

このオプションは公正価値で管理・測定される資産および/または負債グループに適用される。ただし当該オプションが正式に文書化されたリスク管理または投資戦略に基づき、かつ当該グループに関する情報が公正価値ベースで社内的に報告されていることが条件になる。

注4 貸借対照表に対する注記

4.2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

(前略)

(2) 非支配分に帰属する部分を含む(2018年6月30日現在: 4百万ユーロ、2017年12月31日現在: 11百万ユーロ)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(2) 非支配持分に帰属する部分を含む(2018年6月30日現在: 4百万ユーロ、2017年12月31日現在: 11百万ユーロ)

(後略)

4.3 金融資産および負債の公正価値

4.3.2 公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融資産および負債の状況

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ	当期中に認識された利得および損失										2018年 6月30日
	損益計算書に計上 ⁽¹⁾				当期中に実行した取引		当期中に行った振替				
	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	
	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	
	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年
	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	6月30日
	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	
	進行中の	から除かれた	資本に計上	購入/発行	売却/	区分への	他のレベル	他のレベル	その他の	変動 ⁽²⁾	
	取引	取引	資本に計上	購入/発行	買戻し	振替	との振替	との振替	変動 ⁽²⁾		

金融負債

(中略)

株式デリバティブ 3 (3)

(中略)

(中略)

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からIFRS第5号に基づく「売却目的で保有する金融資産」グループへの75百万ユーロの再分類を含む。その他の変動には特に連結範囲の変更および為替換算差額が含まれる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

百万ユーロ	当期中に認識された利得および損失										2018年 6月30日
	損益計算書に計上 ⁽¹⁾				当期中に実行した取引		当期中に行った振替				
	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	報告日時点	
	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	において	に貸借対照表	
	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年	2018年
	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	6月30日
	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	取引	
	進行中の	から除かれた	資本に計上	購入/発行	売却/	区分への	他のレベル	他のレベル	その他の	変動 ⁽²⁾	
	取引	取引	資本に計上	購入/発行	買戻し	振替	との振替	との振替	変動 ⁽²⁾		

金融負債

(中略)

株式デリバティブ 3 (3)

為替デリバティブ

信用デリバティブ

その他デリバティブ

(中略)

(中略)

- (2) IFRS第5号に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から「売却目的で保有する金融資産」グループに再分類された75百万ユーロを含む。 その他の変動には特に連結範囲の変更および為替換算差額による影響が含まれる。

(後略)

4.3.3 公正価値ヒエラルキー間の振替状況

< 訂正前 >

2018年6月30日終了上半期					
	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
金融資産					
(中略)					
為替デリバティブ					121
その他デリバティブ		4			
(後略)					

< 訂正後 >

2018年6月30日終了上半期					
	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
<u>百万ユーロ</u>					
金融資産					
(中略)					
為替デリバティブ					121
信用デリバティブ					
その他デリバティブ		4			
(後略)					

< 訂正前 >

2018年6月30日終了上半期					
	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
金融負債					
		15	23	1	90
デリバティブ					
株式デリバティブ		12	22	1	1
(中略)					

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- 非売買目的保有 [*]	15	23	1	90
------------------------	----	----	---	----

(中略)

(後略)

<訂正後>

2018年6月30日終了上半期

	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
<u>百万ユーロ</u>	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
金融負債		15	23	1	90
デリバティブ					
<u>金利デリバティブ</u>					
株式デリバティブ		12	22	1	1

(中略)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- 売買目的保有 [*]	15	23	1	90
-----------------------	----	----	---	----

(中略)

(後略)

[次へ](#)

4.4 償却原価で測定する資産

4.4.1 償却原価で測定する有価証券

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する負債証券の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する負債証券の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.4.2 償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.4.3 償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.6 のれん

< 訂正前 >

2018事業年度上半期の事業に関連するのれんは、連結範囲に関する注記の枠組みに沿って分析している。

(中略)

(1) バーミリオンの取得で計上した10百万ユーロ、フェンチャーチの取得で計上した37百万ユーロおよびAlter CE (Comitéo)の取得で計上した18百万ユーロを含む。

(後略)

< 訂正後 >

2018事業年度上半期の事業に関連するのれんは、連結範囲に関する注記に沿って分析している。

(中略)

(1) バーミリオンの取得でのれんとして計上した10百万ユーロ、フェンチャーチの取得でのれんとして計上した37百万ユーロおよびAlter CE (Comitéo)の取得でのれんとして計上した18百万ユーロを含む。

(後略)

4.13 金融資産と金融負債の相殺

< 訂正前 >

(前略)

これらの金融商品について、下表の欄の「関連金融資産および担保として差入れた金融商品」および「関連金融負債および担保として徴求した金融商品」に該当するのは特に次のものである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

これらの金融商品について、「関連金融資産および担保として差入れた金融商品」および「関連金融負債および担保として徴求した金融商品」に該当するのは特に次のものである。

(後略)

4.13.1 金融資産

貸借対照表で相殺されたネットティング契約上の金融資産

< 訂正前 >

百万ユーロ	2018年6月30日			2018年1月1日		
	金融資産の総額	貸借対照表で相殺された金融負債の総額	貸借対照表に計上された金融資産の純額	金融資産の総額	貸借対照表で相殺された金融負債の総額	貸借対照表に計上された金融資産の純額
			(中略)			
レポ取引	98,647	20,860	77,788	44,551	8,465	36,098
			(後略)			

< 訂正後 >

百万ユーロ	2018年6月30日			2018年1月1日		
	金融資産の総額	貸借対照表で相殺された金融負債の総額	貸借対照表に計上された金融資産の純額	金融資産の総額	貸借対照表で相殺された金融負債の総額	貸借対照表に計上された金融資産の純額
			(中略)			
レポ取引	98,647	20,860	77,788	44,551	8,465	36,086
			(後略)			

注記5 損益計算書に対する注記

5.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

< 訂正前 >

(前略)

この勘定科目には、継続的サービス（支払処理手数料、証券保管料など）および非継続的サービス（資金振込、違約金支払など）の受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、重要な取引の執行に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、ならびに当グループの顧客のために管理している信託資産に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料が含まれる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

この勘定科目には、主に継続的サービス（支払処理手数料、証券保管料など）および非継続的サービス（資金振込、違約金支払など）の受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、重要な取引の執行に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、ならびに当グループの顧客のために管理している信託資産に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料が含まれる。

(後略)

5.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ

2018事業年度上半期

(中略)

公正価値ヘッジの公正価値の変動額

(245)

(中略)

(中略)

「ヘッジ取引の利得および損失」は、主に金利のマクロ・ヘッジ取引における超過ヘッジが生じた場合に計上した利得および損失から構成され、2018事業年度上半期はマイナス50百万ユーロがヘッジ関係の一部指定解除および非有効性の測定に照らして計上されている。当該超過ヘッジは主に、近時の低金利状況のもとで貸付金について大幅な条件再交渉や期限前返済が発生していることにより発生したものである。

<訂正後>

(前略)

百万ユーロ

2018事業年度上半期

(中略)

公正価値ヘッジの公正価値の変動

(245)

(中略)

(中略)

「ヘッジ取引の利得および損失」は、主に金利のマクロ・ヘッジ取引における超過ヘッジが生じた場合に計上した利得および損失から構成され、2018事業年度上半期はマイナス50百万ユーロがヘッジ関係の一部指定解除または非有効性の測定に照らして計上されている。当該超過ヘッジは主に、近時の低金利状況のもとで貸付金について大幅な条件再交渉や期限前返済が発生していることにより発生したものである。

5.6 その他の活動からの収益および費用

<訂正前>

(前略)

投資不動産の収益および費用（賃貸料、賃借料、処分による利得および損失、減価償却費、償却費および減損損失）

(中略)

2018事業年度上半期

百万ユーロ

収益

費用

純額

不動産事業からの収益および費用

2

(1)

(1)

(中略)

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資不動産の収益および費用(賃貸による収益および費用、処分による利得および損失、減価償却費、償却費および減損損失)

(中略)

百万ユーロ	2018事業年度上半期		
	収益	費用	純額
不動産事業からの収益および費用	2	(1)	1

(中略)

(後略)

注記6 保険業務

6.1 貸借対照表に対する注記

6.1.1 保険業務関連投資

6.1.1.2 売却可能金融資産

< 訂正前 >

(前略)

(1) 2018事業年度上半期の変動利付証券の恒久的減損損失は15百万ユーロであった。当該費用の89%は据置利益分配金により相殺された。2018事業年度上半期の費用の内訳は、既に減損処理している証券の追加的減損損失12百万ユーロおよび証券関連の新規減損引当金3百万ユーロである。

< 訂正後 >

(前略)

(1) 2018事業年度上半期の変動利付証券の恒久的減損損失は15百万ユーロであった。当該費用の89%は据置利益分配金により相殺された。2018事業年度上半期の費用の内訳は、既に減損処理している証券の追加的減損損失12百万ユーロおよび証券関連の新規減損引当金3百万ユーロである。

6.1.2 保険業務関連投資の公正価値ヒエラルキー

< 訂正前 >

2018年6月30日				
百万ユーロ	活発な市場における	観察可能なデータを用い	観察不能なデータを用い	合計
	公表価格 (レベル1)	る評価技法 (レベル2)	る評価技法 (レベル3)	
	(中略)			
債券	33,999	4,032	2,268	42,199
	(中略)			
売却可能金融資産	39,534	705	2,877	47,604

< 訂正後 >

2018年6月30日				
百万ユーロ	活発な市場における	観察可能なデータを用い	観察不能なデータを用い	合計
	公表価格 (レベル1)	る評価技法 (レベル2)	る評価技法 (レベル3)	
	(中略)			
債券	33,999	4,032	2,268	40,299
	(中略)			
売却可能金融資産	39,534	5,193	2,877	47,604

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された保険業務関連投資の状況

< 訂正前 >

百万ユーロ	当期中に認識された利得および損失			当期中に実行した取引		当期中に行った振替			2018年 6月30日
	損益計算書に計上			購入/ 発行	売却/ 買戻し	区分への 振替	他の 報告 レベル との振替	その他の変 動	
	報告日時点	報告日時点	資本に						
	において	に貸借対照表	計上						
2018年 1月1日	進行中の 取引	から除かれた 取引	資本に 計上	購入/ 発行	売却/ 買戻し	区分への 振替	他の 報告 レベル との振替	その他の変 動	2018年 6月30日
(中略)									
純損益を通じて公正価値で測定すると									
指定された証券	1,461	(13)	(2)		(363)		(23)		1,060
(中略)									

< 訂正後 >

百万ユーロ	当期中に認識された利得および損失			当期中に実行した取引		当期中に行った振替			2018年 6月30日
	損益計算書に計上			購入/ 発行	売却/ 買戻し	区分への 振替	他の 報告 レベル との振替	その他の変 動	
	報告日時点	報告日時点	資本に						
	において	に貸借対照表	計上						
2018年 1月1日	進行中の 取引	から除かれた 取引	資本に 計上	購入/ 発行	売却/ 買戻し	区分への 振替	他の 報告 レベル との振替	その他の変 動	2018年 6月30日
(中略)									
純損益を通じて公正価値で測定すると指									
定された証券	1,461	(13)	(2)		(363)		(23)		1,060
(中略)									

注記8 セグメント報告

< 訂正前 >

BPCE S.A. グループは、2017年11月29日に提出されたTEC 2020戦略計画の一環として同グループの事業ラインを再編し、わけても投資ソリューション部門、コーポレート&投資銀行業務部門および専門的金融サービス部門のそれぞれを分割する決定を行った。すなわち投資ソリューションのサブ部門である保険業務ラインおよび同じくサブ部門である専門的金融サービスを「リテール銀行業務・保険業務」事業部門に移管した。

今や当グループは、次の三つの中核的な事業部門で編成される。

「リテール銀行業務・保険業務」事業部門：同事業部門は以下を含む。

専門的金融サービス(SFS)：ナティクシスの事業ラインの一つであり、専門的金融サービス(ファクタリング、リース金融、消費者金融、引受、金融保証)、決済業務および財務サービスをカバーする。

(中略)

「アセット&ウェルス・マネジメント」事業部門：ナティクシスの事業部門の一つであり以下から構成される。

資産管理：投資管理および商品販売のノウハウを結び付けて世界の各市場で業務を展開する。

(中略)

「コーポレート&投資銀行業務」事業部門：ナティクシスの一つの部門として以下の業務に従事する。

コーポレート&投資銀行業務は、企業、機関投資家、保険会社、銀行および公的セクターに助言および支援を提供する。

(中略)

2017年度上半期業績の発表時点で事業部門の表示はこれらのセグメント報告上の変更を反映している。また、同表示はナティクシスが適用する資本分配基準の変更（パーゼルの平均RWAに対して従来の10%から10.5%に引き上げ）および資本利益率の変更（従来の3%から2%に引き下げ）も反映している。

(後略)

< 訂正後 >

BPCE S.A.グループは、2017年11月29日に提出されたTEC 2020戦略計画において同グループの事業ラインを再編し、とりわけ投資ソリューション部門、コーポレート&投資銀行業務部門および専門的金融サービス部門のそれぞれを分割する決定を行った。すなわち投資ソリューションのサブ部門である保険業務ラインおよび専門的金融サービスのサブ部門を「リテール銀行業務・保険業務」部門に移管した。

今や当グループは、次の三つの中核的な業務部門で編成される。

「リテール銀行業務・保険業務」部門：同部門は以下を含む。

専門的金融サービス(SFS)：ナティクシスの事業ラインの一つであり、専門的金融業務(ファクタリング、リース金融、消費者金融、引受、金融保証)、決済業務および財務サービスをカバーする。

(中略)

「アセット&ウェルス・マネジメント」部門：ナティクシスの事業部門の一つであり以下から構成される。

資産管理：投資管理および商品販売の専門性を組み合わせて複数の国際市場で業務を展開する。

(中略)

「コーポレート&投資銀行業務」部門：ナティクシスの部門の一つとして以下の業務に従事する。

コーポレート&投資銀行業務は、企業、機関投資家、保険会社、銀行および公的セクターの事業体に助言および支援を提供する。

(中略)

2017年度上半期業績の発表時点で事業部門の表示はこれらのセグメント報告上の変更を反映している。また、同表示はナティクシスが適用する資本分配基準の変更（パーゼルの平均RWAは従来の10%から10.5%に引き上げ）および資本利益率の変更（従来の3%から2%に引き下げ）も反映している。

(後略)

注記9 コミットメント

9.1 金融コミットメント

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日現在で供与している金融コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

供与している金融コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

9.2 保証コミットメント

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日現在で供与している保証コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

供与している保証コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

注記10 連結範囲

10.1 2018事業年度上半期中の連結範囲の変更

ナティクスに対する当グループの持分比率の変更

子会社に対する支配持分の取得

< 訂正前 >

(前略)

2018事業年度上半期にナティクスは、中国向けクロスボーダー案件のスペシャリストであり、インバウンド/アウトバウンドの両方においてM & A取引に助言を行うパーミリオン・パートナーズ・グループの取得も完了した。当該取引の完了に伴い当グループはパーミリオン・パートナーズの51%の資本を保有し、IFRS第10号に基づき支配しているため同社を完全連結している。当グループは2018年6月30日現在において15百万ユーロと評価される非支配持分を買収するオプションも保有している。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2018事業年度上半期にナティクスは、中国向けクロスボーダー取引のスペシャリストであり、インバウンド/アウトバウンドの両方のM & A取引に関して助言を行うパーミリオン・パートナーズ・グループの取得も完了した。当該取引の完了に伴い当該グループはパーミリオン・パートナーズの51%の資本を保有し、IFRS第10号に基づき支配しているため同社を完全連結している。当該グループは2018年6月30日現在において15百万ユーロと評価される非支配持分を買収するオプションも保有している。

(後略)

10.2 証券化取引

全部または一部認識の中止を伴って実行された非連結の証券化取引

<訂正前>

参考事例として、クレディ・フォンシエは住宅担保ローンを裏付け資産とする2件の公募証券化取引(2014年5月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.1および2015年8月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.2)をまとめ上げた。

債権管理者としてのクレディ・フォンシエは、変動リターンに影響を与えるパワーを行使できない。したがってクレディ・フォンシエはIFRS第10号の意義の範囲内で当該証券化ファンドを支配しておらず、したがって同ファンドは連結されない。

しかしながら、クレディ・フォンシエのCFHL-2との関係が存続するため、IFRS第9号のもとでの資産の全額の認識を中止する要件を充足していない。結果として当該取引はIFRS第10号に従い連結から除外され、IFRS第9号に従い一部認識が中止される。

譲渡資産は、クレディ・フォンシエの継続的関与の範囲内で貸借対照表において資産に認識され、その結果、当該ファンドへのそれぞれの継続的関与(スワップ、クリーンアップ・コール、管理費用)に応じて当該資産の最大損失額が認識される。

(中略)

2018事業年度上半期のCFHL-2取引の再評価による正味の影響額はプラス2百万ユーロであった。

<訂正後>

参考事例として、クレディ・フォンシエは住宅担保ローンを裏付け資産とする2件の公募証券化取引(2014年5月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.1および2015年8月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.2)を実行した。

債権管理者としてのクレディ・フォンシエは、変動リターンに影響を与えるパワーを用いる能力を有していない。したがってクレディ・フォンシエはIFRS第10号の意義の範囲内で当該証券化ファンドを支配しておらず、したがって同ファンドは連結されない。

しかしながら、クレディ・フォンシエのCFHL-2との関係が存続するため、IFRS第9号のもとでの資産の全額の認識を中止する要件を完全には充足していない。結果として当該証券化取引はIFRS第10号に従い連結から除外され、IFRS第9号に従い一部認識が中止される。

譲渡資産は、クレディ・フォンシエの継続的関与の範囲内で貸借対照表において資産に認識され、その結果、当該ファンドへのそれぞれの継続的関与(スワップ、クリーンアップ・コール、管理費用)に応じて当該資産の最大損失額が引き続き認識される。

(中略)

2018事業年度上半期のCFHL-2取引による正味の影響額はプラス2百万ユーロであった。

2【その他】

(1) グループ BPCEのIFRS連結財務書類2018年6月30日現在

5 中間財務書類

5.1 グループBPCEのIFRS連結財務書類 2018年6月30日現在

5.1.1 連結貸借対照表

資産

< 訂正前 >

(前略)

- (1) IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の貸借対照表からIFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の貸借対照表への移行については本財務書類のセクション5.3.6に記載している。
- (2) 2017年12月31日の各金額は、再分類後に(ただし金融資産および負債の評価方法は変えていない。)IFRS第9号のフォーマットの表示により公表されている貸借対照表に対応している(本財務書類のセクション5.3.6 § 1 参照)。

< 訂正後 >

(前略)

- (1) IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の貸借対照表からIFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の貸借対照表への移行については本財務書類のセクション5.1.6に記載している。
- (2) 2017年12月31日の各金額は、再分類後に(ただし金融資産および負債の評価方法は変えていない。)IFRS第9号のフォーマットの表示により公表されている貸借対照表に対応している(本財務書類のセクション5.1.6 § 1 参照)。

負債および株主持分

< 訂正前 >

(前略)

- (1) IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の貸借対照表からIFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の貸借対照表への移行については本財務書類のセクション5.3.6に記載している。
- (2) 2017年12月31日の各金額は、再分類後に(ただし金融資産および負債の評価方法は変えていない。)IFRS第9号のフォーマットの表示により公表されている貸借対照表に対応している(本財務書類のセクション5.3.6 § 1 参照)。

< 訂正後 >

(前略)

- (1) IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の貸借対照表からIFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の貸借対照表への移行については本財務書類のセクション5.1.6に記載している。
- (2) 2017年12月31日の各金額は、再分類後に(ただし金融資産および負債の評価方法は変えていない。)IFRS第9号のフォーマットの表示により公表されている貸借対照表に対応している(本財務書類のセクション5.1.6 § 1 参照)。

[次へ](#)

(中略)

支払配当金	(43,905)	(43,905)	(66,972)	(110,877)
-------	----------	----------	----------	-----------

(中略)

(中略)

(7) IFRS第9号の初度適用が2018年1月1日付期首貸借対照表に与えた影響は、本財務書類のセクション5.1.6に詳述されている。

[次へ](#)

5.1.5 連結キャッシュ・フロー計算書

< 訂正前 >

	2018事業年度上半期		2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
投資活動の正味利得 / 損失	(642)	(84,141)	(396)	(51,900)
(中略)				
為替レート変動の影響額(D) - 非継続事業	410	53,735	(1,091)	(142,986)
(中略)				
(後略)				

< 訂正後 >

	2018事業年度上半期		2017事業年度上半期	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
(中略)				
投資活動による正味キャッシュ・フロー	(642)	(84,141)	(396)	(51,900)
(中略)				
為替レート変動の影響額(D) - 継続事業	410	53,735	(1,091)	(142,986)
(中略)				
(後略)				

5.1.6 IFRS第9号の初度適用

1. IFRS第9号の2018年1月1日付け適用の影響

分類および測定

< 訂正前 >

IAS第39号に基づき償却原価で測定されていた大部分の金融資産は、IFRS第9号に基づき償却原価で測定するための条件を引き続き充足する。同様にIAS第39号に基づき公正価値で測定されていた大部分の金融資産（売却可能金融資産および準損益を通じて公正価値で測定する金融資産）もIFRS第9号に基づき引き続き公正価値で測定される。

(中略)

- IAS第39号に基づき償却原価で測定され、貸付金および債権として分類されていた特定の金融商品。これらの金融商品は契約上のキャッシュ・フローが元本および元品残高に対する利息の支払いのみから構成されないためIFRS第9号のもとでは純損益を通じて公正価値で認識される。

(中略)

- IAS第39号に基づき純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産（公正価値オプション）として分類される一方で、IFRS第9号のもとではトレーディングの事業モデルの一部とみなされたレポ取引は、純損益を通じて公正価値で資産に認識される。

(後略)

< 訂正後 >

IAS第39号に基づき償却原価で測定されていた大部分の金融資産は、IFRS第9号に基づき償却原価で測定するための条件を引き続き充足する。同様にIAS第39号に基づき公正価値で測定されていた大部分の金融資産（売却可能金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産）もIFRS第9号に基づき引き続き公正価値で測定される。

(中略)

- IAS第39号に基づき償却原価で測定され、貸付金および債権として分類されていた特定の金融商品。これらの金融商品は契約上のキャッシュ・フローが元本および元本残高に対する利息の支払いのみから構成されないためIFRS第9号のもとでは純損益を通じて公正価値で認識される。

(中略)

- IAS第39号に基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（公正価値オプション）として分類される一方で、IFRS第9号のもとではトレーディングの事業モデルの一部とみなされたレポ取引は、純損益を通じて公正価値で資産に認識される。

(後略)

減損

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第9号は、企業がIAS第39号より早い段階での（すなわち当該金融商品の当初認識日から）減損の認識を要求する。したがって新IFRS第9号の引当金設定モデルの適用は、償却原価によって純損益への事後的分類変更が可能なその他の包括利益を通じて公正価値によって計上される貸付金および有価証券に係る減損金額ならびに供与している金融コミットメント、保証コミットメント（純損益を通じて公正価値で計上されるものは除かれる。）およびリース債権に係る減損金額の増加につながる。

新たな引当金設定モデルの実施に伴うIFRS第9条の初度適用が期首株主資本に与えた影響額は、税引前でマイナス2,078百万ユーロ（税効果考慮後：マイナス1,619百万ユーロ）であった。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

IFRS第9号は、企業がIAS第39号より早い段階での（すなわち当該金融商品の当初認識日から）減損の認識を要求する。したがって新IFRS第9号の引当金設定モデルの適用は、償却原価によってまたは純損益への事後的分類変更が可能なその他の包括利益を通じて公正価値によって計上される貸付金および有価証券に係る減損金額ならびに供与している金融コミットメント、保証コミットメント（純損益を通じて公正価値で計上されるものは除かれる。）およびリース債権に係る減損金額の増加につながる。

新たな引当金設定モデルの実施に伴うIFRS第9号の初度適用が期首株主持分に与えた影響額は、税引前でマイナス2,078百万ユーロ（税引後：マイナス1,619百万ユーロ）であった。

(後略)

[次へ](#)

< 訂正前 >

負債 (百万ユーロ)	IAS第39号に基づく 貸借対照表(2017 年12月31日現在)	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響		IFRS第9号に基づく貸 借対照表(2018年1月 1日現在)	負債 (百万ユーロ)
					評価 ⁽¹⁾	信用損失の評価調整 ⁽²⁾		
IAS第39号							IFRS第9号	
(中略)								
売却目的で保有する非流動資産に関する負債	717			717			717	売却目的で保有する非流動資産に関する負債
(中略)								
未実現利益および損失	1,309			1,399	(749)		650	その他の包括利益に直接認識される利得および損失
(中略)								
(中略)								

(2) 新規減損規則の初度適用の影響は本財務書類の5.3.6 §3に記載されている。

< 訂正後 >

負債 (百万ユーロ)	IAS第39号に基づく 貸借対照表(2017年 12月31日現在)	保険業務関連	再分類	再分類後合計	変更の影響		IFRS第9号に基づく貸 借対照表(2018年1月 1日現在)	負債 (百万ユーロ)
					評価 ⁽¹⁾	信用損失の評価調整 ⁽²⁾		
IAS第39号							IFRS第9号	
(中略)								
売却目的で保有する資産に関する負債	717			717			717	売却目的で保有する非流動資産に関する負債
(中略)								
未実現利益および損失	1,399			1,399	(749)		650	その他の包括利益に直接認識される利得および損失
(中略)								
(中略)								

(2) 新規減損規則の初度適用の影響は本財務書類の5.1.6 §3に記載されている。

[次へ](#)

2. IAS第39号およびIFRS第9号間の資産・負債区分別再分類の概要

金融資産

< 訂正前 >

(前略)

- (b) IAS第39号のもとで「公正価値で測定と指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた変動利付証券242百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。
- (c) IAS第39号のもとで「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されてきた貸付金および債権2,421百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。貸付金および債権3,691百万ユーロが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に再分類された。

(中略)

- (e) IAS第39号のもとで「売却可能金融資産」として分類された負債性金融商品325百万ユーロがSPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された。
- (f) 主に手元流動性の有価証券ポートフォリオに該当する、回収および売却目的保有の事業モデルの中で管理されている負債性金融商品32,073百万ユーロがIFRS第9号のもとで「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類された。この再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。
IAS第39号のもとでは「売却可能金融資産」として分類されていた負債性金融商品15,212百万ユーロがIFRS第9号のもとで償却原価で測定される資産として再分類された。当該再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。

(中略)

- (j) これらは、IAS第39号のもとで「貸付金および債権」に分類されていた貸付金および債権であるが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで149百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類されている。

(中略)

分類変更および新規引当金規則の実施の影響は本財務書類のセクション5.3.6 §1に記載されている。

< 訂正後 >

(前略)

- (b) IAS第39号のもとで「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた変動利付証券242百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。
- (c) IAS第39号のもとで「公正価値で測定すると指定された金融資産」として分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されてきた貸付金および債権2,421百万ユーロがIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類された。貸付金および債権3,691百万ユーロが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に再分類された。

(中略)

- (e) IAS第39号のもとで「売却可能金融資産」として分類された負債性金融商品325百万ユーロがSPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとでは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された。
- (f) 主に手元流動性の有価証券ポートフォリオに該当する、回収および売却目的保有の事業モデルの中で管理されている負債性金融商品32,073百万ユーロがIFRS第9号のもとで「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類された。この再分類は期首株主持分に何ら影響を与えなかった。
IAS第39号のもとでは「売却可能金融資産」として分類されていた負債性金融商品15,212百万ユーロがIFRS第9号のもとで償却原価で測定される資産として再分類された。当該再分類は期首株主持分に重要な影響を与えなかった。

(中略)

- (j) これらは、IAS第39号のもとで「貸付金および債権」に分類されていた負債性金融商品であるが、SPPIテストを満たさなかったためIFRS第9号のもとで149百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として再分類されている。

(中略)

分類変更および新規引当金規則の実施の影響は本財務書類のセクション5.1.6 §1に記載されている。

金融負債

< 訂正前 >

IAS第39号のもとの金融負債	IFRS第9号のもとの区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号のもとの	IFRS第9号のもとの
			の帳簿価額	での帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)

(中略)

合計			1,259,850	1,258,973
-----------	--	--	------------------	------------------

- (a) IAS第39号のもとの「純損益を通じて公正価値で測定に指定された金融負債」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは34,965百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類されている。
- (b) IAS第39号のもとの「金融機関および顧客に対する債務」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは63,165百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類されている。

< 訂正後 >

IAS第39号のもとの金融負債	IFRS第9号のもとの区分	注記	2018年1月1日	
			IAS第39号のもとの	IFRS第9号のもとの
			の帳簿価額	での帳簿価額
			(百万ユーロ)	(百万ユーロ)

(中略)

合計			1,259,850	1,258,873
-----------	--	--	------------------	------------------

- (a) IAS第39号のもとの「純損益を通じて公正価値で測定に指定された金融負債」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは34,965百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」として分類されている。
- (b) IAS第39号のもとの「金融機関および顧客に対する債務」に分類され、トレーディング事業モデルの中で管理されていた買戻し条件付売却有価証券は、IFRS第9号のもとでは63,165百万ユーロの「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」として分類されている。

3. 予想信用損失の減損または引当金に対する適用変更の影響

< 訂正前 >

(前略)

減損および引当金の調整表 (百万ユーロ)	IAS第39号 のもとでの減損 または引当金	再分類	IFRS第9号の 影響	IFRS第9号 のもとでの減損 または引当金
----------------------	------------------------------	-----	----------------	------------------------------

(中略)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債 性金融商品でその後純損益に分類可能なもの	107	(53)	3	57
---	-----	------	---	----

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

減損および引当金の調整表 (百万ユーロ)	IAS第39号 のもとでの減損 または引当金	再分類	IFRS第9号の 影響	IFRS第9号 のもとでの減損 または引当金
----------------------	------------------------------	-----	----------------	------------------------------

(中略)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する売却 可能負債性金融商品でその後純損益に分類可能な もの	107	(53)	3	57
---	-----	------	---	----

(後略)

注記1 一般的背景

1.2 保証の仕組

< 訂正前 >

(前略)

共同保証会社（ポピュレール銀行が行った貸付金に保証を与えることを唯一の目的とする会社）は、フランス通貨金融法典第R.515-1条に基づき共同認可された当該ポピュレール銀行による流動性および適正自己資本の保証適用対象となる。

(中略)

各LSCの流動性および適正自己資本は、まず個々のLSCのレベルで当該LSCの株主であるケス・デパーニュ（貯蓄銀行）により保証される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

共同保証会社（ポピュレール銀行が行った貸付金に保証を与えることを唯一の目的とする会社）は、当該ポピュレール銀行による流動性および適正自己資本の保証適用対象となる。

(中略)

各LSCの流動性および適正自己資本は、まず個々のLSCのレベルで当該LSCが株主であるケス・デパーニュ（貯蓄銀行）により保証される。

(後略)

1.3 重要な事象

ケス・デパーニュ・グラン・テスト・ウロップの設立

< 訂正前 >

2018年6月23日にケス・デパーニュ・ダルザスおよびロレーヌ・シャンパーニュ＝アルデンヌの年次株主総会は、両貯蓄銀行間の合併を承認した。ケス・デパーニュ・グラン・テスト・ウロップの設立は、最初のケス・デパーニュ（貯蓄銀行）がフランスで設立されてから実に200年後にあたる。

< 訂正後 >

2018年6月23日にケス・デパーニュ・ダルザスおよびロレーヌ・シャンパーニュ＝アルデンヌの年次株主総会は、両貯蓄銀行間の合併契約を承認した。ケス・デパーニュ・グラン・テスト・ウロップの設立は、最初のケス・デパーニュ（貯蓄銀行）がフランスで設立されてから実に200年後にあたる。

1.4 後発事象

グループBPCEへのクレディ・フォンシエ業務の統合プロジェクト

当該プロジェクトの範囲および位置づけ

< 訂正前 >

BPCE監査委員会およびクレディ・フォンシエ取締役会は、それぞれ2018年6月25日および26日に、クレディ・フォンシエの事業セクターおよび顧客のニーズに応える目的でクレディ・フォンシエ業務および従業員のグループBPCEへの統合プロジェクトをスタートさせることを原則的に承認した。当該プロジェクトは、クレディ・フォンシエの知識および専門的ノウハウをグループBPCE各社に統合させることに重点を置く。

(後略)

<訂正後>

BPCE監査委員会およびクレディ・フォンシエ取締役会は、それぞれ2018年6月25日および26日に、クレディ・フォンシエの事業セクターおよび顧客の新たなニーズに応える目的でクレディ・フォンシエ業務および従業員のグループのBPCEへの統合プロジェクトをスタートさせることを原則的に承認した。当該プロジェクトは、クレディ・フォンシエの知識および専門的ノウハウをグループBPCE各社に統合させることに重点を置く。

(後略)

注記2 適用する会計基準および比較可能性

2.2 会計基準

<訂正前>

(前略)

IFRS第9号はIAS第39号を置き換えるものであり、金融資産および負債の分類および測定についての新規則、金融資産の信用リスクに関する新減損規則、ならびにヘッジ取引の会計処理(ただし目下IASBが検討を進めている別個の会計基準が適用されることになるマクロ・ヘッジは除かれる)を定める。

(中略)

2017年11月3日付の規則に従って、当グループは保険部門と当グループの他の部門との間のあらゆる金融商品の移転(かかる移転を行えば移転企業側において認識の中止がもたらされる。)を禁止するための必要措置を実施した。ただしかかる禁止は関与する二つの部門が純損益を通じて公正価値で測定する金融商品を移転させる場合には適用されない。

(中略)

取引価格を算定する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

IFRS第9号はIAS第39号を置き換えるものであり、金融資産および負債の分類および測定についての新規則、金融資産の信用リスクに関する新減損規則、ならびにヘッジ取引の会計処理(ただし目下IASBが検討を進めている別個の会計基準が適用されることになるマクロ・ヘッジは除かれる)を定める。

(中略)

2017年11月3日付の規則に従って、当グループは保険部門と当グループの他の部門との間のあらゆる金融商品の移転(かかる移転を行えば移転企業側において認識の中止がもたらされる。)を禁止するための必要措置を実施した。ただしかかる禁止は関与する二つの部門が純損益を通じて公正価値で測定する金融商品を移転させる場合には適用されない。

IFRS第9号において利用可能なオプションの下、グループBPCEは財務諸表内の比較情報として記載している過年度数値について修正再表示をしないこととした。

(中略)

全体的な取引価格を算定する。

(後略)

<訂正前>

IFRS第16号

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関連する解釈指針を置き換えるものである。当該会計基準は欧州連合によって2017年10月31日に採用された。同会計基準は2019年1月1日付で適用される。

(後略)

<訂正後>

公表済みかつ未適用の新しい基準

IFRS第16号

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関連する解釈指針を置き換えるものである。当該会計基準は欧州委員会によって2017年10月31日に採用された。同会計基準は2019年1月1日付で適用される。

(後略)

IFRS第17号

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第17号のもとでの変更の重要性に鑑み、グループBPCEの各保険会社は影響分析を開始し、2018事業年度上半期はIFRS第17号が適用された際にあらゆる側面から同基準を理解できるよう、特別の組織的取組みを以下の分野で展開した。モデリング、システムおよび組織の調整、財務書類の作成、インベスター・リレーションズおよび変更管理である。

< 訂正後 >

(前略)

IFRS第17号のもとでの変更の重要性に鑑み、グループBPCEの各保険会社は影響分析を開始し、2018事業年度上半期にIFRS第17号が以下の各種プロジェクトに適用された際にあらゆる側面から同基準を理解できるよう、特別の組織的取組みを展開した。モデリング、システムおよび組織の調整、財務書類の作成、インベスター・リレーションズおよび変更管理である。

注記3 会計方針および測定の方法

3.1 金融資産および負債

3.1.1 金融資産の分類の原則

契約上のキャッシュ・フローの種類：SPPI（元本および利息の支払いのみ）テスト

< 訂正前 >

(前略)

定性的分析により明確に決定することができない場合には定量的分析（ベンチマーク・テスト）によりが実施される。テストにおいては当該資産の契約上のキャッシュ・フローとベンチ・マーク資産の契約上のキャッシュ・フローとの比較を必要とする。

(中略)

ノンリコースローン（例：インフラ・ファイナンス型のプロジェクト・ファイナンス）は、物上担保のみによって担保されている貸付金である。借入人に対する求償の可能性がないのであれば、当該貸付金がSPPI資産として区分されるためには、以下のような他に可能な求償またはプロテクション・メカニズムのストラクチャーを貸手のために検討しなければならない。原資産の取得、担保の徴求（保証金、マージン・コール等）、信用補完措置の確保等である。

< 訂正後 >

(前略)

定性的分析により明確に決定することができない場合には定量的分析（ベンチマーク・テスト）が実施される。テストにおいては当該資産の契約上のキャッシュ・フローとベンチ・マーク資産の契約上のキャッシュ・フローとの比較を必要とする。

(中略)

ノンリコースローン（例：インフラ・ファイナンス型のプロジェクト・ファイナンス）は、物上担保のみによって担保されている貸付金である。借入人に対する求償の可能性がないのであれば、当該貸付金がSPPI資産として区分されるためには、デフォルトに際して以下のような他に可能な求償またはプロテクション・メカニズムのストラクチャーを貸手のために検討しなければならない。原資産の取得、担保の徴求（保証金、マージン・コール等）、信用補完措置の確保等である。

3.1.2 償却原価で測定する金融資産

< 訂正前 >

償却原価で測定する金融資産には、金融機関および顧客に対する貸付金および債権ならびに財務省証券および債券などの有価証券が含まれる。

(中略)

新規に実行した貸付金に直接帰属する収益は、主に顧客に賦課する案件組成報酬、付替え費用およびコミットメント手数料(貸付実行の可能性が高い場合)である。実行に至る可能性の低い金融コミットメントについて受領したコミットメント手数料は、定額法でコミットメント期間にわたり償却される。

(後略)

< 訂正後 >

償却原価で測定する金融資産には、金融機関および顧客に対する貸付金および債権ならびに財務省証券および債券などの償却原価で測定する有価証券が含まれる。

(中略)

新規に実行した貸付金に直接帰属する収益は、主に顧客に賦課する案件組成報酬、付替え費用およびコミットメント手数料(貸付実行の可能性の方が実行しない可能性より高い場合)である。実行に至る可能性の低い金融コミットメントについて受領したコミットメント手数料は、定額法でコミットメント期間にわたり償却される。

(後略)

3.1.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

(前略)

これらの資産は、当初認識日および各貸借対照表日に公正価値で測定される。これらの金融商品の公正価値の期中の変動、利息、配当金、売却による利得または損失は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上される。ただし非SPPIの負債性金融商品はその限りでなく、その利息は「受取利息」に計上される。

< 訂正後 >

(前略)

これらの資産は、当初認識日および各貸借対照表日に公正価値で測定される。これらの金融商品の公正価値の期中の変動、利息、配当金、売却による利得または損失は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上される。ただし非SPPIの負債性金融資産はその限りでなく、その利息は「受取利息」に計上される。

3.1.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

(前略)

純損益への事後的振替が不能なその他の包括利益を通じて測定の指定は、売買目的保有ではない資本性金融商品のみについて金融商品ごとに適用される取消不能のオプションである。実現および未実現の減損損失は資本勘定に計上されるため損益計算書には影響しない。当該金融商品は減損処理を行わない。

(中略)

配当金は、これらが投資に対するリターンに該当する場合に限り損益計算書に影響を及ぼす。当該配当金は、「その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融商品の正味利得または損失」に計上する。

< 訂正後 >

(前略)

純損益への事後的振替が不能なその他の包括利益を通じて公正価値での測定の指定は、売買目的保有ではない資本性金融商品のみについて金融商品ごとに適用される取消不能のオプションである。実現および未実現の減損損失は資本勘定に計上されるため損益計算書には影響しない。当該金融資産は減損処理を行わない。

(中略)

配当金は、これらが投資に対するリターンに該当する場合に限り損益計算書に影響を及ぼす。当該配当金は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」に計上する。

3.1.6 負債性金融商品および資本性金融商品

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

< 訂正前 >

(前略)

これらの負債は、当初認識時点および各貸借対照表日の公正価値で測定される。当該金融商品の期間中の公正価値の変動、利息、利得または損失は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」で認識される。ただし、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はこの限りでなく、これは2016年1月1日以降、「資本に直接認識される利得および損失」の「純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価差額金」に計上されている。当該負債が満期日より前に認識が中止された場合（例えば期限前償還）、自己の信用リスクに帰属する公正価値の利得または損失は、資本の部の利益剰余金に直接振り替えられる。

< 訂正後 >

(前略)

これらの負債は、当初認識時点および各貸借対照表日の公正価値で測定される。当該金融商品の期間中の公正価値の変動、利息、利得または損失は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失」で認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はこの限りでなく、これは2016年1月1日以降、「資本に直接認識される利得および損失」の「純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価差額金」に計上されている。当該負債が満期日より前に認識が中止された場合（例えば期限前償還）、自己の信用リスクに帰属する公正価値の利得または損失は、資本の部の利益剰余金に直接振り替えられる。

[次へ](#)

3.1.8 デリバティブ金融商品およびヘッジ会計

ヘッジ目的デリバティブ

< 訂正前 >

ヘッジ開始時においてヘッジ関係に関する公式文書が存在し、その文書がヘッジ戦略、ヘッジされるリスク、ヘッジの対象項目の指定と特性およびヘッジ手段を識別している場合には、当該ヘッジ関係はヘッジ会計の要件を満たす。加えて開始時にヘッジの有効性を立証し、開始後も確認をする必要がある。

(後略)

< 訂正後 >

ヘッジ開始時においてヘッジ関係に関する公式文書が存在し、その文書がヘッジ戦略、ヘッジされるリスクの種類、ヘッジの対象項目の指定と特性およびヘッジ手段を識別している場合には、当該ヘッジ関係はヘッジ会計の要件を満たす。加えて開始時にヘッジの有効性を立証し、開始後も確認をする必要がある。

(後略)

公正価値ヘッジ

< 訂正前 >

公正価値ヘッジは、貸借対照表に計上されている資産もしくは負債または確定したコミットメント契約（特に固定金利の資産もしくは負債の金利リスク）の公正価値の変動に対するエクスポージャーの削減を意図している。

(後略)

< 訂正後 >

公正価値ヘッジは、貸借対照表に計上されている資産もしくは負債または確定したコミットメント契約の公正価値の変動に対するエクスポージャー（特に固定金利の資産もしくは負債の金利リスク）の削減を意図している。

(後略)

ポートフォリオ・ヘッジ(マクロヘッジ)の個別事例

キャッシュ・フロー・ヘッジとしての文書化

< 訂正前 >

(前略)

事後的検証では実施したヘッジの事後的な有効性について各報告日に計算を行う。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

事後的検証では実施したヘッジの事後的な有効性について各貸借対照表日に計算を行う。

(後略)

< 訂正前 >

在外営業活動体の純投資ヘッジ

(後略)

< 訂正後 >

外国通貨の純投資ヘッジ

(後略)

3.1.9 公正価値の決定

公正価値ヒエラルキー

単純な金融商品：

< 訂正前 >

ほとんどの店頭デリバティブ、スワップ、信用デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアーおよび単純なオプションは、活発な市場（すなわち売買が定期的に発生する流動性の高い市場）で売買されている。

(後略)

< 訂正後 >

ほとんどの店頭デリバティブ、スワップ、信用デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアーおよびブレン・バニラ・オプションは、活発な市場（すなわち売買が定期的に発生する流動性の高い市場）で売買されている。

(後略)

レベル3：観察不能の市場インプットを用いる評価

< 訂正前 >

(前略)

IFRS第9号のもとでは、デイワン利益は、市場参加者が値付けにおいて考慮する要素の変動によって発生した場合においてのみ（すなわち評価に使用するモデルおよびインプットが観察可能な場合に限り）認識されるものとしている。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

IFRS第9号のもとでは、デイワン利益は、市場参加者が値付けにおいて考慮する要素の変動によって発生した場合においてのみ（すなわち評価に使用するモデルおよびパラメータ・インプットが観察可能な場合に限り）認識されるものとしている。

(後略)

3.1.10 金融商品の予想信用損失の減損または引当金

償却原価およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産の減損ならびに金融コミットメントおよび保証コミットメントの引当金設定

< 訂正前 >

(前略)

ステージ2（S2）

(中略)

受取利息は、帳簿価額総額に適用される実効金利法によって純損益に認識する。

ステージ3（S3）

IFRS第9号の意義の範囲内の不良債権はこのカテゴリーに移される。当該金融商品の当初認識後に発生した信用リスクを示す事象により減損損失の客観的な証拠が存在している。このカテゴリーは、IAS第39号のもとでそうであったように、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定義されるとおり、債務不履行事象が識別された債権もカバーする。

信用リスクに係る減損および引当金は、当該債権の回収可能価額（すなわち担保の効果を勘案した見積将来回収可能キャッシュ・フローの現在価値）を基礎に置く当該金融商品の全期間の予想信用損失に基づいて計算される。

(中略)

またIFRS第9号は、購入または組成した信用減損のある(POCI)金融商品を区別して扱う。購入または組成した金融資産であって当初認識時に信用リスクがあり、かつ企業が当該認識時に契約上のキャッシュ・フローのすべてが回収可能とは期待していない金融資産がこれにあたる。当初認識に際し信用の質に基づき実効金利は調整される必要があり、見積回収可能キャッシュ・フローは予想信用損失を考慮に入れる。当該回収可能キャッシュ・フローは、各報告日に企業により再見積りされる。当初認識時に見積もられた回収可能キャッシュ・フローの水準との比較で変動があれば、損益計算書に減損費用または戻入を認識する。これらの金融資産は当初認識時にステージ3に区分されるが、当該信用リスクが改善すればステージ2に振り替えられるオプションがある。

(中略)

これらの少数の例外を除き、信用リスクの著しい増大は、すべての合理的かつ正当な情報を考慮し、さらに事業年度末の当該金融資産のデフォルト・リスクと当初認識時のデフォルト・リスクを比較することにより、個別ベースで評価される。カウンターパーティー・ベース・アプローチ(対象カウンターパーティーに対するすべての貸付金への直接感染原理の適用)も同じような結果が得られるのであれば有効である。リスクの増加の測定はほとんどの場合、取引が個別に減損する(ステージ3)前にステージ2の増加をもたらす。

(中略)

これらのすべてのローン・ポートフォリオについて、リスクの増大の測定に使用する格付けは、社内システムによる格付けが利用可能であればこれに相当し、社内格付けが利用不能の場合には外部格付けがこれに相当する。

(中略)

個別ベースまたはポートフォリオベースで減損の客観的証拠が存在すること。当該貸付金の当初認識後に発生したカウンターパーティー・リスクを識別する「トリガー事象」または「損失事象」が存在していること。個別ベースでは、かなり確度での信用リスクは、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州規則第575-2013号の第178条に定義されるデフォルト事象から発生する。減損の客観的証拠には、少なくとも3ヵ月の支払延滞が生じていること、または延滞の有無を問わずカウンターパーティーの債務の一部もしくは全部が回収されない事態や法的手続の開始につながる財政上の困難にカウンターパーティーが遭遇していることが含まれる。

(中略)

予想信用損失を測定する目的のために、金融商品の契約条件と一体部分を構成し金融商品から切り離されているとの認識を企業も有していない担保資産およびその他の信用補充が予想キャッシュ・フローの不足額の見積りにあたり斟酌される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ステージ2 (S 2)

(中略)

受取利息は、当該金融商品の減損前の帳簿価額総額に適用される実効金利法によって純損益に認識する。

ステージ3 (S 3)

IFRS第9号の意義の範囲内の不良債権はこのカテゴリーに移される。当該金融商品の当初認識後に発生した信用リスクを示す事象により減損損失の客観的な証拠が存在している債権を指す。このカテゴリーは、IAS第39号のもとでそうであったように、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付EU規則第178条に定義されるとおり、債務不履行事象が識別された債権もカバーする。

信用リスクに係る減損および引当金は、当該債権の回収可能価額(すなわち担保の効果を勘案した見積回収可能将来キャッシュ・フローの現在価値)を基礎に置く当該金融商品の全期間の予想信用損失に基づいて計算される。

(中略)

またIFRS第9号は、購入または組成した信用減損のある(POCI)金融商品を区別して扱う。購入または組成した金融資産であって当初認識時に信用リスクにより既に減損が発生しており、かつ企業が当該認識時に契約上のキャッシュ・フローのすべてが回収可能とは期待していない金融資産がこれにあたる。当初認識に際し信用の質に基づき実効金利は調整される必要があり、見積回収可能キャッシュ・フローは予想信用損失を考慮に入れる。当該回収可能キャッシュ・フローは、各報告日に企業により再見積りされる。当初認識時に見積もられた回収可能キャッシュ・フローの水準との比較で変動があれば、損益計算書に減損費用または戻入を認識するが、実効金利には影響しない。これらの金融資産は当初認識時にステージ3に区分されるが、当該信用リスクが改善すればステージ2に振り替えられるオプションがある。

(中略)

これらの少数の例外を除き、信用リスクの著しい増大は、すべての合理的かつ正当な情報を考慮し、さらに事業年度末の当該金融商品のデフォルト・リスクと当初認識時のデフォルト・リスクを比較することにより、個別ベースで評価される。カウンターパーティー・ベース・アプローチ(対象カウンターパーティーに対するすべての貸付金への直接感染原理の適用)も同じような結果が得られるのであれば有効である。リスクの増加の測定により、ほとんどの場合、取引が個別に減損する(ステージ3)前にステージ2に認識される。

(中略)

これらのすべてのローン・ポートフォリオについて、リスクの増大の測定に使用する格付けは、社内システムによる格付けが利用可能であればそれにより作成される格付けがこれに相当し、社内格付けが利用不能の場合には外部格付けがこれに相当する。

(中略)

個別ベースまたはポートフォリオベースで減損の客観的証拠が存在すること。当該貸付金の当初認識後に発生したカウンターパーティー・リスクを識別する「トリガー事象」または「損失事象」が存在していること。個別ベースでは、かなり確度での信用リスクは、金融機関の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州規則第575-2013号の第178条に定義されるデフォルト事象から発生する。減損の客観的証拠には、少なくとも3ヵ月の支払延滞が生じていること、または延滞の有無を問わずカウンターパーティーの債務の一部もしくは全部が回収されない事態の予想や法的手続の開始につながる財政上の困難にカウンターパーティーが遭遇していることが含まれる。

(中略)

予想信用損失を測定する目的のために、金融商品の契約条件と一体部分を構成し、企業が別個に認識していない担保資産およびその他の信用補充が予想キャッシュ・フローの不足額の見積りにあたり斟酌される。

(後略)

3.1.12 金融資産および負債の認識の中止

<訂正前>

(前略)

ある金融資産の全額について認識を中止した場合、処分損益(当該資産の帳簿価額と受領対価の差額を反映)が損益計算書に計上される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ある金融資産の認識を中止した場合、処分損益(当該資産の帳簿価額と受領対価の差額を反映)が損益計算書に計上される。

(後略)

金融負債に重要な変更をもたらす取引

<訂正前>

(前略)

当グループは上記以外に発行体の変更(同一グループ間であっても)や通貨の変更も重要な変更と考える

<訂正後>

(前略)

当グループは上記以外に発行体の変更(同一グループ間であっても)や通貨の変更も重要な変更と考えることができる。

3.7 保険業務

3.7.2 証券

満期保有目的金融資産

<訂正前>

(前略)

満期保有目的金融資産は、直接取引費用を含めて当初時点に公正価値で計上される。その後は、重要度に応じて、プレミアム、ディスカウントおよび取得手数料を含めて実効金利法を用いて償却原価で測定される。

< 訂正後 >

(前略)

満期保有目的金融資産は、その取得に直接起因する取引費用を含めて当初時点に公正価値で計上される。その後は、重要度に応じて、プレミアム、ディスカウントおよび取得手数料を含めて実効金利法を用いて償却原価で測定される。

3.7.3 純損益を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債

< 訂正前 >

業績管理および測定との会計処理の調和

このオプションは公正価値で管理・測定される資産および/または負債グループに適用される。ただし当該オプションが正式に文書化されたリスク管理または投資戦略に基づき、かつ当該グループに関する情報が公正価値ベースで社内的に報告されていることが条件になる。

かかる状況は主にナティクシスの資本市場業務に関連して発生する。

< 訂正後 >

業績管理および測定との会計処理の調和

このオプションは公正価値で管理・測定される資産および/または負債グループに適用される。ただし当該オプションが正式に文書化されたリスク管理または投資戦略に基づき、かつ当該グループに関する情報が公正価値ベースで社内的に報告されていることが条件になる。

注 4 貸借対照表に対する注記

4.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

4.1.2 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

< 訂正前 >

(前略)

	2018年6月30日			2018年1月1日		
	トレーディング目的で発行された金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する と指定された金融負債	合計	トレーディング目的で発行された金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する と指定された金融負債	合計
百万ユーロ						
非劣後負債証券	302	23,893	24,285	303	22,690	22,993

(中略)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

	2018年6月30日			2018年1月1日		
	トレーディング目的で発行された金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する と指定された金融負債	合計	トレーディング目的で発行された金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する と指定された金融負債	合計
百万ユーロ		負債			負債	
		(中略)				
非劣後負債証券	302	23,983	24,285	303	22,690	22,993
		(中略)				
		(後略)				

4.2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

< 訂正前 >

(前略)

(2) 非支配分に帰属する部分を含む (2018年6月30日現在 : 僅少、2017年12月31日現在 : 6百万ユーロ)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(2) 非支配持分に帰属する部分を含む (2018年6月30日現在 : 重要でない金額、2017年12月31日現在 : 6百万ユーロ)

(後略)

4.3 金融資産および負債の公正価値

4.3.1 金融資産および負債の公正価値ヒエラルキー

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ	2018年6月30日			合計
	活発な市場における	観察可能なデータを用	観察不能なデータを用	
	公表価格 (レベル1)	いる評価技法 (レベル2)	いる評価技法 (レベル3)	
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,075	1,713	2,131	35,919

(中略)

(中略)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

百万ユーロ	活発な市場における	観察可能なデータを用	観察不能なデータを用	合計
	公表価格	いる評価技法	いる評価技法	
	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)	
金融資産				

(中略)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,044	1,744	2,131	35,919
---------------------------	--------	-------	-------	--------

(中略)

(後略)

< 訂正前 >

百万ユーロ	活発な市場 における 公表価格 (レベル1)	観察可能な データを 用いる 評価技法 (レベル2)		観察不能な データを 用いる 評価技法 (レベル3)	合計
金融負債					
(中略)					
デリバティブ		778	529		1,298
金利デリバティブ		728	520		1,298
(中略)					
(後略)					

< 訂正後 >

百万ユーロ	活発な市場 における 公表価格 (レベル1)	観察可能な データを 用いる 評価技法 (レベル2)		観察不能な データを 用いる 評価技法 (レベル3)	合計
金融負債					
(中略)					
デリバティブ		778	520		1,298
金利デリバティブ		728	520		1,248
(中略)					
(後略)					

4.3.2 公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融資産および負債の状況

< 訂正前 >

(前略)

		当期中に認識された利得および損失								
		損益計算書に計上 ⁽¹⁾			当期中に実行した取引		当期中に行った振替			
		報告日時点	報告日時点				他の報告			
		において	に貸借対照				区分への	他のレベル	その他の	2018年6月30
百万ユーロ		進行中の	表から除か	資本に計上	購入/発行	売却/	振替	との振替	変動 ⁽²⁾	日
2018年		取引	れた取引			買戻し				
1月1日										
金融負債										

(中略)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 売買目										
的保有	3,232	425	(373)		1,402	(1,230)	(110)	(90)	0	3,256

(中略)

(中略)

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からIFRS第5号に基づく「売却目的で保有する金融資産」グループへの75百万ユーロの再分類を含む。その他の変動には特に連結範囲の変更および為替換算差額が含まれる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

		当期中に認識された利得および損失								
		損益計算書に計上 ⁽¹⁾			当期中に実行した取引		当期中に行った振替			
		報告日時点	報告日時点				他の報告			
		において	に貸借対照				区分への	他のレベル	その他の	2018年6月30
百万ユーロ		進行中の	表から除か	資本に計上	購入/発行	売却/	振替	との振替	変動 ⁽²⁾	日
2018年		取引	れた取引			買戻し				
1月1日										
金融負債										

(中略)

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 - 売買目										
的保有 ⁽³⁾	3,232	425	(373)		1,402	(1,230)	(110)	(90)	0	3,256

(中略)

(中略)

- (2) IFRS第5号に基づき、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から「売却目的で保有する金融資産」グループに再分類された75百万ユーロを含む。その他の変動には特に連結範囲の変更および為替換算差額による影響が含まれる。

(後略)

4.3.3 公正価値ヒエラルキー間の振替状況

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日終了上半期					
	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
百万ユーロ	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
金融資産		15	23	1	90

(中略)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2018年6月30日終了上半期					
	~から	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3
百万ユーロ	~へ	レベル2	レベル1	レベル3	レベル2
金融負債		15	23	1	90

(中略)

(後略)

[次へ](#)

4.4 償却原価で測定する資産

4.4.1 償却原価で測定する有価証券

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する負債証券の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する負債証券の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.4.2 償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する金融機関に対する貸付金および債権の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.4.3 償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権

< 訂正前 >

(前略)

償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権の2018年6月30日現在の内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

償却原価で測定する顧客に対する貸付金および債権の内訳は以下のとおりである。

(後略)

4.6 のれん

<訂正前>

2018事業年度上半期の事業に関連するのれんは、連結範囲に関する注記の枠組みに沿って分析している。

(中略)

(1) バーミリオンの取得で計上した10百万ユーロ、フェンチャーチの取得で計上した37百万ユーロおよびAlter CE (Comitéo)の取得で計上した18百万ユーロを含む。

(後略)

<訂正後>

2018事業年度上半期の事業に関連するのれんは、連結範囲に関する注記に沿って分析している。

(中略)

(1) バーミリオンの取得でのれんとして計上した10百万ユーロ、フェンチャーチの取得でのれんとして計上した37百万ユーロおよびAlter CE (Comitéo)の取得でのれんとして計上した18百万ユーロを含む。

(後略)

4.13 金融資産と金融負債の相殺

< 訂正前 >

(前略)

これらの金融商品について、下表の欄の「関連金融資産および担保として差入れた金融商品」および「関連金融負債および担保として徴求した金融商品」に該当するのは特に次のものである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

これらの金融商品について、「関連金融資産および担保として差入れた金融商品」および「関連金融負債および担保として徴求した金融商品」に該当するのは特に次のものである。

(後略)

注記5 損益計算書に対する注記

5.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

< 訂正前 >

(前略)

この勘定科目には、継続的サービス（支払処理手数料、証券保管料など）および非継続的サービス（資金振込、違約金支払など）の受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、重要な取引の執行に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、ならびに当グループの顧客のために管理している信託資産に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料が含まれる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

この勘定科目には、主に継続的サービス（支払処理手数料、証券保管料など）および非継続的サービス（資金振込、違約金支払など）の受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、重要な取引の執行に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料、ならびに当グループの顧客のために管理している信託資産に係る受取報酬および手数料または支払報酬および手数料が含まれる。

(後略)

5.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の正味利得または損失

< 訂正前 >

(前略)

百万ユーロ

2018事業年度上半期

(中略)

公正価値ヘッジの公正価値の変動額

(94)

(中略)

(後略)

<訂正後>

(前略)

百万ユーロ

2018事業年度上半期

(中略)

公正価値ヘッジの公正価値の変動

(94)

(中略)

(後略)

5.6 その他の活動からの収益および費用

<訂正前>

(前略)

投資不動産の収益および費用（賃貸料、賃借料、処分による利得および損失、減価償却費、償却費および減損損失）

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資不動産の収益および費用（賃貸による収益および費用、処分による利得および損失、減価償却費、償却費および減損損失）

(後略)

注記6 保険業務

6.1 貸借対照表に対する注記

6.1.1 保険業務関連投資

6.1.1.2 売却可能金融資産

<訂正前>

(前略)

(1) 2018事業年度上半期の変動利付証券の恒久的減損損失は15百万ユーロであった。当該費用の89%は据置利益分配金により相殺された。2018事業年度上半期の費用の内訳は、既に減損処理している証券の追加的減損損失12百万ユーロおよび証券関連の新規減損引当金3百万ユーロである。

<訂正後>

(前略)

(1) 2018事業年度上半期の変動利付証券の恒久的減損は15百万ユーロであった。当該費用の89%は据置利益分配金により相殺された。2018事業年度上半期の費用の内訳は、既に減損処理している証券の追加的減損損失12百万ユーロおよび証券関連の新規減損引当金3百万ユーロである。

6.1.2 保険業務関連投資の公正価値ヒエラルキー

< 訂正前 >

2018年6月30日				
百万ユーロ	活発な市場における	観察可能なデータを用い	観察不能なデータを用い	合計
	公表価格 (レベル1)	る評価技法 (レベル2)	る評価技法 (レベル3)	
	(中略)			
株式およびUCITS	540	465		<u>805</u>
	(後略)			

< 訂正後 >

2018年6月30日				
百万ユーロ	活発な市場における	観察可能なデータを用い	観察不能なデータを用い	合計
	公表価格 (レベル1)	る評価技法 (レベル2)	る評価技法 (レベル3)	
	(中略)			
株式およびUCITS	540	465		<u>1,005</u>
	(後略)			

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された保険業務関連投資の状況

< 訂正前 >

百万ユーロ	2018年 1月1日	当期中に認識された利得および損失		当期中に実行した取引		当期中に行った振替			2018年 6月30日	
		損益計算書に計上								
		報告日時点 において	報告日時点 に貸借対照表	資本に	購入/ 発行	売却/ 買戻し	他の報告 区分への	他の レベル		その他の変 動
		進行中の 取引	から除かれた 取引	計上			振替	との振替		
		(中略)								
純損益を通じて公正価値で測定すると										
指定された証券	1,461	(13)	(2)		(363)		(23)			1,060
		(中略)								

< 訂正後 >

百万ユーロ	2018年 1月1日	当期中に認識された利得および損失		当期中に実行した取引		当期中に行った振替			2018年 6月30日	
		損益計算書に計上								
		報告日時点 において	報告日時点 に貸借対照表	資本に	購入/ 発行	売却/ 買戻し	他の報告 区分への	他の レベル		その他の変 動
		進行中の 取引	から除かれた 取引	計上			振替	との振替		
		(中略)								
純損益を通じて公正価値で測定すると指										
定された証券	1,461	(13)	(2)		(363)		(23)			1,060
		(中略)								

注記8 セグメント報告

< 訂正前 >

グループBPCEは、2017年11月29日に提出されたTEC 2020戦略計画の一環として同グループの事業ラインを再編し、わけでも投資ソリューション部門、コーポレート & 投資銀行業務部門および専門的金融サービス部門のそれぞれを分割する決定を行った。すなわち投資ソリューションのサブ部門である保険業務ラインおよび同じくサブ部門である専門的金融サービスを「リテール銀行業務・保険業務」事業部門に移管した。

今や当グループは、次の三つの中核的な事業部門で編成される。

「リテール銀行業務・保険業務」事業部門：同事業部門は以下を含む。

(中略)

専門的金融サービス(SFS)：ナティクシスの事業ラインの一つであり、専門的金融サービス(ファクタリング、リース金融、消費者金融、引受、金融保証)、決済業務および財務サービスをカバーする。

(中略)

「アセット&ウェルス・マネジメント」事業部門：ナティクシスの事業部門の一つであり以下から構成される。

資産管理：投資管理および商品販売のノウハウを結び付けて世界の各市場で業務を展開する。

(中略)

「コーポレート&投資銀行業務」事業部門：ナティクシスの一つの部門として以下の業務に従事する。

コーポレート&投資銀行業務は、企業、機関投資家、保険会社、銀行および公的セクターに助言および支援を提供する。

(中略)

2017年度上半期業績の発表時点で事業部門の表示はこれらのセグメント報告上の変更を反映している。また、同表示はナティクシスが適用する資本分配基準の変更（パーゼルの平均RWAに対して従来の10%から10.5%に引き上げ）および資本利益率の変更（従来の3%から2%に引き下げ）も反映している。

(後略)

< 訂正後 >

グループBPCEは、2017年11月29日に提出されたTEC 2020戦略計画において同グループの事業ラインを再編し、とりわけ投資ソリューション部門、コーポレート&投資銀行業務部門および専門的金融サービス部門のそれぞれを分割する決定を行った。すなわち投資ソリューションのサブ部門である保険業務ラインおよび専門的金融サービスのサブ部門を「リテール銀行業務・保険業務」部門に移管した。

今や当グループは、次の三つの中核的な業務部門で編成される。

「リテール銀行業務・保険業務」部門：同部門は以下を含む。

(中略)

専門的金融サービス(SFS)：ナティクシスの事業ラインの一つであり、専門的金融業務(ファクタリング、リース金融、消費者金融、引受、金融保証)、決済業務および財務サービスをカバーする。

(中略)

「アセット&ウェルス・マネジメント」部門：ナティクシスの事業部門の一つであり以下から構成される。

資産管理：投資管理および商品販売の専門性を組み合わせて複数の国際市場で業務を展開する。

(中略)

「コーポレート&投資銀行業務」部門：ナティクシスの部門の一つとして以下の業務に従事する。

コーポレート&投資銀行業務は、企業、機関投資家、保険会社、銀行および公的セクターの事業体に助言および支援を提供する。

(中略)

2017年度上半期業績の発表時点で事業部門の表示はこれらのセグメント報告上の変更を反映している。また、同表示はナティクシスが適用する資本分配基準の変更（パーゼルの平均RWAは従来の10%から10.5%に引き上げ）および資本利益率の変更（従来の3%から2%に引き下げ）も反映している。

(後略)

注記9 コミットメント

9.1 金融コミットメント

< 訂正前 >

(前略)

2018年6月30日現在で供与している金融コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

供与している金融コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

9.2 保証コミットメント

<訂正前>

(前略)

2018年6月30日現在で供与している保証コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

供与している保証コミットメントの内訳は以下のとおりである。

(後略)

注記10 連結範囲

10.1 2018事業年度上半期中の連結範囲の変更

ナティクスに対する当グループの持分比率の変更

子会社に対する支配持分の取得

<訂正前>

(前略)

2018事業年度上半期にナティクスは、中国向けクロスボーダー案件のスペシャリストであり、インバウンド/アウトバウンドの両方においてM&A取引に助言を行うパーミリオン・パートナーズ・グループの取得も完了した。当該取引の完了に伴い当グループはパーミリオン・パートナーズの51%の資本を保有し、IFRS第10号に基づき支配しているため同社を完全連結している。当グループは2018年6月30日現在において評価額にして15百万ユーロの非支配持分を買収するオプションも保有している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2018事業年度上半期にナティクスは、中国向けクロスボーダー取引のスペシャリストであり、インバウンド/アウトバウンドの両方のM&A取引に関して助言を行うパーミリオン・パートナーズ・グループの取得も完了した。当該取引の完了に伴い当グループはパーミリオン・パートナーズの51%の資本を保有し、IFRS第10号に基づき支配しているため同社を完全連結している。当グループは2018年6月30日現在において評価額にして15百万ユーロの非支配持分を買収するオプションも保有している。

(後略)

10.2 証券化取引

グループBPCE内の証券化取引

<訂正前>

参考事例として、グループBPCEは、2017事業年度に特別目的事業体2社(2件の証券化ファンド)(すなわちBPCEホームローンズFCT 2017_5およびBPCEホームローンズFCT 2017_5 Demut)を連結した。両社はボビュレール銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)によるグループ間の証券化取引のもとに2017年5月22日に設立された。

この取引では約10.5十億ユーロの住宅ローンがBPCEホームローンズFCT 2017_5に譲渡され、当該特別目的事業体が発行した有価証券を、当該ローンを譲渡した金融機関が引き受けた。

(中略)

この取引は、グループBPCEがユーロシステムから資金調達する際の適格担保を高水準に維持しつつ、同時に同種オペレーションに利用可能な資産の多様化を確実に図るのに役立った。

< 訂正後 >

参考事例として、グループBPCEは、2017事業年度に特別目的事業体2社(2件の証券化ファンド)(すなわちBPCEホームローンズFCT 2017_5およびBPCEホームローンズFCT 2017_5 Demut)を連結した。両ファンドはポピュラー銀行およびケス・デパーニュ(貯蓄銀行)によるグループ間の証券化取引のために2017年5月22日に設立された。

この取引では約10.5十億ユーロの住宅ローンがBPCEホームローンズFCT 2017_5に譲渡され、当該特別目的事業体が発行した有価証券を、当該ローンを譲渡した機関が引き受けた。

(中略)

この取引は、グループBPCEがユーロシステムから資金調達する際の適格担保額を高水準に維持しつつ、同時に同種オペレーションに利用可能な資産の多様化を確実に図るのに役立った。

全部または一部認識の中止を伴って実行された非連結の証券化取引

< 訂正前 >

参考事例として、クレディ・フォンシエは住宅担保ローンを裏付け資産とする2件の公募証券化取引(2014年5月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.1および2015年8月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.2)をまとめ上げた。

債権管理者としてのクレディ・フォンシエは、変動リターンに影響を与えるパワーを行使できない。したがってクレディ・フォンシエはIFRS第10号の意義の範囲内で当該証券化ファンドを支配しておらず、したがって同ファンドは連結されない。

しかしながら、クレディ・フォンシエのCFHL-2との関係が存続するため、IFRS第9号のもとでの資産の全額の認識を中止する要件を充足していない。結果として当該取引はIFRS第10号に従い連結から除外され、IFRS第9号に従い一部認識が中止される。

譲渡資産は、クレディ・フォンシエの継続的関与の範囲内で貸借対照表において資産に認識され、その結果、当該ファンドへのそれぞれの継続的関与(スワップ、クリーンアップ・コール、管理費用)に応じて当該資産の最大損失額が認識される。

(中略)

2018事業年度上半期のCFHL-2取引の再評価による正味の影響額はプラス2百万ユーロであった。

< 訂正後 >

参考事例として、クレディ・フォンシエは住宅担保ローンを裏付け資産とする2件の公募証券化取引(2014年5月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.1および2015年8月にクレディ・フォンシエ・ホームローンズNo.2)を実行した。

債権管理者としてのクレディ・フォンシエは、変動リターンに影響を与えるパワーを用いる能力を有していない。したがってクレディ・フォンシエはIFRS第10号の意義の範囲内で当該証券化ファンドを支配しておらず、したがって同ファンドは連結されない。

しかしながら、クレディ・フォンシエのCFHL-2との関係が存続するため、IFRS第9号のもとでの資産の全額の認識を中止する要件を完全には充足していない。結果として当該証券化取引はIFRS第10号に従い連結から除外され、IFRS第9号に従い一部認識が中止される。

譲渡資産は、クレディ・フォンシエの継続的関与の範囲内で貸借対照表において資産に認識され、その結果、当該ファンドへのそれぞれの継続的関与(スワップ、クリーンアップ・コール、管理費用)に応じて当該資産の最大損失額が引き続き認識される。

(中略)

2018事業年度上半期のCFHL-2取引による正味の影響額はプラス2百万ユーロであった。

[次へ](#)

(2) 訴訟および規制上の手続

< 訂正前 >

該当事項なし。

< 訂正後 >

第3「事業の状況」4「事業等のリスク」4.6「法律上のリスク」を参照のこと。

(3) 後発事象

プレス・リリースおよび2018年8月30日（2017年度年次報告書の第2次アップデートの公表日）以後に発生した出来事

2018年9月12日付プレス・リリース

< 訂正前 >

消費者金融、ファクタリング、リース、連帯保証および保証ならびに証券サービス事業の、2.7十億ユーロでのナティクスによる処分計画およびBPCE SAによる取得計画

(中略)

グループBPCEは、ユニバーサル・バンキング・モデルを強化し、新たな顧客の利用方法に取り組み、ならびにポピュラー銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワーク内の顧客のニーズをより充足させるため、消費者金融、ファクタリング、リース、連帯保証および保証ならびに証券サービス事業をBPCE SA内に統合し、組織を簡略化することを計画している。この目的を達成するため、BPCE SAは総額2.7十億ユーロに及ぶナティクスからのかかる事業の取得を計画している。

本事業により、ナティクスは最大1.5十億ユーロの特別配当金を支払うことになる（本取引の締結までに発生する可能性のある重大な取得計画に左右される。）。

計画された取引は、締結された場合、今回目標が上向きに見直された（ナティクスの14%から15.5%⁽¹⁾の2020年度RoTE目標と、以前の13%から14.5%を比較）それぞれのTEC 2020および新次元（New Dimension）戦略プランに記載の、グループBPCEおよびナティクスの野心に著しく貢献する。

取引の完了に成功した場合、ナティクスは、予想される取引により同社のアセット・ライト・モデルの開発を加速させることができる。ナティクスは新次元（New Dimension）戦略プラン、主にアセット・マネジメントに当初計画されていた1十億ユーロと比較して最大2.5十億ユーロを投資することになる。

ナティクスの社外取締役は、計画された取引について通知を受け、モルガン・スタンレーに本事業についての公正意見書の作成を任命した。社外取締役は、モルガン・スタンレーの支援を得て、数回にわたる会議において提案された取引の条件を評価し、本日付のナティクスの取締役会会議にてかかる計画に賛成する決議を行った。

BPCE SAの監査役会は、本日付で取引計画を承認した。ナティクスの取締役を兼任するメンバーは、議決に参加していない。

(中略)

取引の実現は、ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）が引き受けるBPCE SAの増資を示唆する可能性がある。

（後略）

<訂正後>

消費者金融、ファクタリング、リース、連帯保証および保証ならびに証券サービス事業の、2.7十億ユーロでのナティクシスによる処分計画およびBPCE S.A.による取得計画

（中略）

グループBPCEは、ユニバーサル・バンキング・モデルを強化し、新たな顧客の利用方法に取り組み、ならびにポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワーク内の顧客のニーズをより充足させるため、ナティクシスの消費者金融、ファクタリング、リース、連帯保証および保証ならびに証券サービス事業をBPCE S.A.内に統合し、組織を簡略化することを計画している。この目的を達成するため、BPCE S.A.はナティクシスから総額2.7十億ユーロに及ぶかかる事業の取得を計画している。

本取引により、ナティクシスは最大1.5十億ユーロの特別現金配当を支払うことになる（本取引の締結までに発生する可能性のある重大な取得計画に左右される。）。

計画された取引は、締結された場合、それぞれのTEC 2020および新次元（New Dimension）戦略プランに記載の、グループBPCEおよびナティクシスの野心に著しく貢献することになり、本件に際して目標が上向きに（ナティクシスの2020年度ROTEの目標で以前の13-14.5⁽¹⁾%に対して14-15.5%へと）見直されている。

取引の完了に成功した場合、ナティクシスは、予想される取引により同社のアセット・ライト・モデルの展開を加速させることができる。ナティクシスは新次元（New Dimension）戦略プラン（主にアセット・マネジメント）に当初計画されていた1十億ユーロと比較して最大2.5十億ユーロを投資することになる。

ナティクシスの社外取締役は、計画された取引について通知を受け、モルガン・スタンレーに本取引についての公正意見書の作成を任命した。社外取締役は、モルガン・スタンレーの支援を得て、数回にわたる会議において提案された取引の条件を評価し、本日付のナティクシスの取締役会会議にてかかる計画に賛成する決議を行った。

BPCE S.A.の監査役会は、本日付で取引計画を承認した。ナティクシスの取締役を兼任するメンバーは、議決に参加しなかった。

（中略）

取引の実現は、ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）が引き受けるBPCE S.A.による増資を示唆する。

（後略）

価値創造の原動力

<訂正前>

（前略）

ナティクスは、最大1.5十億ユーロの特別配当金（本取引の締結までに発生する可能性のある重大な取得計画に左右される。）の支払後、2020年度のCET1比率の目標である11%が予定よりも早く達成され、**戦略機動力を強化することになる**。かかる配当金の分配にかかわらず、資本およびリスク費用をほとんど消費しない高い付加価値のある専門分野内で、ナティクスのアセット・ライト戦略の開発を加速させるために計画変更する余地は、グループBPCEが必要に応じてナティクスの成長への意欲をサポートし、増加する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ナティクスは、最大1.5十億ユーロの特別配当金（本取引の締結までに発生する可能性のある重大な取得計画に左右される。）の支払後、2020年度のCET1比率の目標である11%が予定よりも早く達成され、**戦略機動力を強化することになる**。かかる配当金の分配にかかわらず、資本およびリスク費用をほとんど消費しない高い付加価値のある専門分野内で、ナティクスのアセット・ライト戦略の展開を加速させる方策の可能性は広がり、グループBPCEが必要に応じてナティクスの成長への意欲をサポートしていく。

（後略）

グループのBPCE役員会会長ローラン・ミニョンは、以下のとおり述べた。

<訂正前>

「今後10年以内に、我々のチームの拡大当行グループ全体におけるコミットメントおよび努力によって、それぞれが特異な顧客の焦点を有する強力な理念に基づく世界的な協同のバンキング・モデルを築くことに成功するだろう。この計画された取引は、グループBPCEの改革への新たな一步の幕開けとなり、これによって我々のTEC 2020戦略プランのみならず、ナティクスの新次元（New Dimension）プランにおいても述べられている目標に近づくことができるだろう。また、この計画された取引は、ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワーク内の顧客のニーズにより効果的に取り組み、商品およびサービスの品質を向上させ、ならびに取引に関する事業ラインの成長の促進しながらも変革を継続する上で役立つだろう。これらの要素によって、ナティクスがアセット・ライト・モデルを顧客および拡大当行グループの2つのリテール・ネットワークにおいてより迅速に実行する準備が整えられるだろう。」

<訂正後>

「今後10年以内に、我々のチームの拡大当行グループ全体におけるコミットメントおよび努力によって、それぞれが特異な顧客の焦点を有する強力な理念に基づく総合的な協同のバンキング・モデルを築くことに成功するだろう。この計画された取引は、グループBPCEの改革への新たな一步の幕開けとなり、これによって我々のTEC 2020戦略プランのみならず、ナティクスの新次元（New Dimension）プランにおいても述べられている目標に近づくことができるだろう。また、この計画された取引は、ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワーク内の顧客のニーズにより効果的に取り組み、商品およびサービスの品質を向上させ、ならびに取引に関する事業ラインの成長を促進しながらも変革を継続する上で役立つだろう。これらの要素によって、ナティクスがアセット・ライト・モデルを顧客および拡大当行グループの2つのリテール・ネットワークにおいてより迅速に実行する準備が整えられるだろう。」

ナティクス最高経営責任者のフランソワ・リアイは、以下のとおり付言した。

<訂正前>

「この計画された取引は、主にアセット・マネジメントである、差別化を図るアセット・ライト事業ラインに投資するためのさらなる財政上の力をナティクシスにもたらし、当社にさらなる成長機会を与えるだろう。本日は、ナティクシスの発展において新たな節目を意味し、新次元 (New Dimension) 戦略プランの展開をさらに強化する能力を示す。この計画された取引は、ナティクシスのバランス・シートにさらなる柔軟性をもたらし、これまで以上に要求の厳しい市場環境において当社をより敏感かつ機敏にするだろう。我々は、グループBPCEの中心的地位を確立し、この動きによって、我々の事業ライン (アセット・アンド・ウェルス・マネジメント、コーポレート・投資銀行業務、保険業務および支払い) 全体において我々の顧客ならびにポピュラー銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ (貯蓄銀行) の顧客をさらにサポートするためのより良い地位を得ることができるだろう。」

<訂正後>

「この計画された取引は、アセット・マネジメントを主体として差別化を図るアセット・ライト事業ラインに投資するためのさらなる財政上の力をナティクシスにもたらし、当社にさらなる成長機会を与えるだろう。本日は、ナティクシスの発展において新たな節目を意味し、新次元 (New Dimension) 戦略プランの展開をさらに強化する能力を示す。この計画された取引は、ナティクシスのバランス・シートにさらなる柔軟性をもたらし、これまで以上に要求の厳しい市場環境において当社をより敏感かつ機敏にするだろう。我々は、グループBPCEの中心的地位を確立し、この動きによって、我々の事業ライン (アセット・アンド・ウェルス・マネジメント、コーポレート・投資銀行業務、保険業務および支払い) 全体において我々の顧客ならびにポピュラー銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ (貯蓄銀行) の顧客をさらにサポートするためのより良い地位を得ることができるだろう。」

<訂正前>

戦略的目標および財政目標に、本事業に際して上向きの見直しがなされた

<訂正後>

戦略的目標および財政目標について、本取引に際して上向きの見直しがなされた

グループBPCE

<訂正前>

(前略)

・さらに、グループBPCEのCET1比率への影響は、約-20ベース・ポイント

<訂正後>

(前略)

- ・さらに、グループBPCEのCET1比率への影響は、約-20ベース・ポイントとなる見込み

ナティクシス

< 訂正前 >

(前略)

- ・2017年12月31日に基づく14十億ユーロ以下のリスク加重資産の連結からの除外

(中略)

- ・2017年12月31日に基づく200百万ユーロ以下の年間純利益の連結からの除外

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- ・2017年12月31日を基準日とする14十億ユーロ以下のリスク加重資産の連結からの除外

(中略)

- ・2017年12月31日を基準日とする200百万ユーロ以下の年間純利益の連結からの除外

(後略)

3【フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

(1) 連結の範囲

< 訂正前 >

(前略)

企業がSPEを実質的に支配している場合には、当該SPEは当該企業に連結される。

IFRS第10号、第11号および第12号に基づき、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての企業に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。企業に対する支配は、同時に充足されるべき三つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該企業の変動リターンに対するエクスポージャーおよび当該企業の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されている。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

企業がSPEを実質的に支配していることを両者の関係が示す場合には、当該SPEは当該企業に連結される。

IFRS第10号、第11号および第12号に基づき、IFRSは組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての企業に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。企業に対する支配は、同時に充足されるべき三つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該企業の変動リターンに対するエクスポージャーおよび当該企業の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されている。

(後略)

(2) 会計方針の統一

< 訂正前 >

(前略)

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続を原則として統一することとされている。但し、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

< 訂正後 >

(前略)

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続を原則として統一することとされている。但し、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いを準用することができる。

(3) 企業結合における非支配持分の測定方法

< 訂正前 >

(前略)

- ・ 公正価値（非支配持分に対して比例持分額に応じてのれんを分配することになる方法）、または
(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- ・ 公正価値（非支配持分に対して比例持分額に応じてのれんを配分することになる方法）、または
(後略)

(5) 段階取得

< 訂正前 >

(前略)

- ・ ある企業が取得された場合、当グループが従来保有していた株式は、純損益を通じて公正価値で再評価しなければならない。したがって段階取得の場合、のれんは取得日現在の公正価値を参照して決定される。
- ・ 当グループが連結会社の支配を喪失する場合、当グループが従来保有していた株式は、純損益を通じて公正価値で再評価する必要がある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- ・ ある企業が取得された場合、そのグループが従来保有していた株式は、純損益を通じて公正価値で再評価しなければならない。したがって段階取得の場合、のれんは取得日現在の公正価値を参照して決定される。
- ・ 当該グループが連結会社の支配を喪失する場合、当該グループが従来保有していた株式は、純損益を通じて公正価値で再評価する必要がある。

(後略)

(6) 金融商品

< 訂正前 >

(前略)

さらに、2017年11月3日、欧州委員会は、2018年1月1日付で適用される、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットへの特定の規定と共に採用した。以下を行う場合、欧州の規制により、欧州の金融コングロマリット内の保険セクターにおいてIFRS第9号の適用を2021年1月1日（新たなIFRS第17号基準「保険契約」の発効日）まで延期することが許可される。

(中略)

グループBPCEは金融コングロマリットであるため、引き続きIAS第39号の適用を受ける同グループの保険事業にこの規定を適用することを選択した。この措置によって影響を受ける主な企業は、CEGC、コファス、ナティクス・アシュアランス、BPCEビーおよびその連結ファンドの保険の子会社、ナティクス・ライフ、ADIR、BPCEプレボワイヤンス、BPCEアシュアランス、BPCEアイエーアールディー、ムラセフ、スラースル、プレパール・ビーならびにプレパール・アイエーアールディーである。

(中略)

(i) SPPI (元本および利息の支払のみ) テスト：金融資産から生じるキャッシュ・フローが特定の日の期日の到来した元本返済および利息支払のみからなる場合、当該資産は元本および利息の支払のみを発生させる金融資産として分類される。

なお、オプションを行使する当事者が期限前償還の理由にかかわらず期限前償還の合理的な補償を支払うか又は受け取る場合には、期限前償還要素がSPPI要件を満たすと評価するとしている。

すなわち、対照的な期限前償還オプションを有するが、当該オプションが存在しなければ単純な負債性金融商品とみなされる一定の金融商品については、以下の2つの条件を満たす場合にSPPI 要件を満たすとす

(中略)

「公正価値測定」と題されたIFRS第13号は、公正価値を決定する際に使用される金融情報についての統一した枠組を示し、また、金融資産および負債並びに非金融資産および負債の公正価値の測定方法についての指針を提供している。この基準は、他のIFRS基準が公正価値の測定または公正価値測定の開示を規定、または認可する際に適用される。

(中略)

- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - (1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる (即ち、取得原価または償却原価で測定される)。
 - (2) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

さらに、2017年11月3日、欧州委員会は、2018年1月1日付で適用される、IFRS第4号の修正「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」を金融コングロマリットに対する特別規定と共に採用した。以下を行う場合、欧州の規制により、欧州の金融コングロマリット内の保険セクターにおいてIFRS第9号の適用を2021年1月1日(新たなIFRS第17号基準「保険契約」の発効日)まで延期することが許可される。

(中略)

グループBPCEは金融コングロマリットであるため、引き続きIAS第39号の適用を受ける同グループの保険事業にこの規定を適用することを選択した。この措置によって影響を受ける主な企業は、CEGC、コファスの保険子会社、ナティクス・アシュアランス、BPCEビーおよびその連結ファンド、ナティクス・ライフ、ADIR、BPCEプレボワイヤンス、BPCEアシュアランス、BPCEアイエーアールディー、ムラセフ、スラースル、プレパール・ビーならびにプレパール・アイエーアールディーである。

(中略)

(i) SPPI (元本および利息の支払のみ) テスト：金融資産から生じるキャッシュ・フローが特定の日において期日の到来した元本返済および利息支払のみからなる場合、当該資産は元本および利息の支払のみを発生させる金融資産として分類される。

なお、契約上のオプションを行使する当事者が期限前償還の理由にかかわらず期限前償還の合理的な補償を支払うか又は受け取る場合には、期限前償還要素がSPPI要件を満たすと評価されうる。

すなわち、対称的な期限前償還オプションを有するが、当該オプションが存在しなければ単純な負債性金融商品とみなされる一定の金融商品については、以下の2つの条件を満たす場合にSPPI要件を満たすとす

(中略)

「公正価値測定」と題されたIFRS第13号は、公正価値を決定する際に使用される金融情報についての統一した枠組を示し、また、金融資産および負債並びに非金融資産および負債の公正価値の測定方法についての指針を提供している。この基準は、他のIFRS基準が公正価値の測定または公正価値測定の開示を規定、または承認する際に適用される。

(中略)

- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - (1) 社債その他の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
 - (2) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって測定される。

(後略)

(7) 金融資産の減損

< 訂正前 >

(前略)

ステージ 1

(中略)

- ・ 受取利息は、実効金利法を用いて当該資産の減損前の帳簿価額総額に適用して純損益に認識する。

ステージ 2

(中略)

- ・ 受取利息は、実効金利法を用いて当該資産の減損前の帳簿価額総額に適用して純損益に認識する。

ステージ 3

- ・ 当該資産の当初認識後にカウンターパーティー・リスクが発生したことを示す事象により減損している客観的な証拠が存在する。この区分はIAS第39号の下での個別ベースで減損が評価される残高に相当する。

(中略)

日本の会計原則では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸付金および債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。減損損失の額は当期純利益に認識される。また、減損損失の戻入は認められない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ステージ 1

(中略)

- ・ 受取利息は、実効金利法を用いてこれを当該資産の減損前の帳簿価額総額に適用して純損益に認識する。

ステージ2

(中略)

- ・ 受取利息は、実効金利法を用いてこれを当該資産の減損前の帳簿価額総額に適用して純損益に認識する。

ステージ3

- ・ 当該資産の当初認識後にカウンターパーティー・リスクが発生したことを示す事象により減損している客観的な証拠が存在する。この区分はIAS第39号の下で個別ベースで減損が評価される残高に相当する。

(中略)

日本の会計原則では、時価が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸付金および債権を除く。）の時価が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該資産の帳簿価額は時価まで減額される。減損損失の額は当期純利益に認識される。また、減損損失の戻入は認められない。

(後略)

(14) 引当金の計上基準

<訂正前>

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

(後略)

<訂正後>

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に引当金を認識しなければならない。

(後略)

(17) 顧客との契約から生じる収益

<訂正前>

(前略)

- ・ ステップ2： 契約における履行義務を識別する。
契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。
- ・ ステップ3： 取引価格を測定する。
取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。
- ・ ステップ4： 契約における履行義務に取引価格を配分する。
契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ・ ステップ2： 契約における履行義務を識別する。
契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束がひとつの履行義務となり、区分して会計処理される。
- ・ ステップ3： 取引価格を測定する。
取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価を含みまたは両方を含む場合もある。
- ・ ステップ4： 契約における履行義務に取引価格を配分する。
契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が直接観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

(後略)